

岡山県立記録資料館

紀 要

第10号

平成27年3月

【随 想】		
公文書館には何が求められているのか （これからのアーカイブズ（2））	定 兼	学…… 1
【講演記録】		
中世・近世の流通と河川 ―史料に読む河川利用―	田 中	修 實…… 7
【論 文】		
「島村蟹」の伝承についての考察	島 村	豊…… 19
【研究ノート】		
文化期児島内海争論をめぐる資料について ―大崎・三宅家資料を中心に―	北 村	章…… 33
幕末・維新时期地方国学者の人的ネットワーク ―岡山藩陪臣小山敬容の日記より―	近 藤	萌 美…… 43
岡山県における「国際化」について	曾 田	章 楷…… 53
【調査報告】		
神戸事件で切腹した瀧善三郎正信の碑文をめぐって	原 田	益 直…… 63
【企画展関係報告】		
笠岡諸島の観光開発について ―「多島海観光株式会社」資料による―	前 田	能 成…… 73

公文書館には何が求められているのか

～これからのアーカイブズ ②～

定 兼 学

はじめに

副題に②を付けたのは、一〇年前にそのタイトルで叙述したからである。⁽¹⁾前稿は、岡山県立記録資料館設立前に書いた。当時わたくしは、その準備担当の一員であり、在野の研究会誌に自由な立場でアーカイブズ一般について私見を述べた。今回も私見にすぎないが、岡山県立記録資料館紀要にその職員の立場で書くことは、つよく自覚している。

立場や発表媒体が変わったからといって、わたくしの思いは一〇年前と大きく変わっていない。しかし、際限なく増大するアーカイブズをどうするのか、電子化が進み、ビッグデータをどうするのか、高齢化社会のあとにくる人口減退社会でのあり方はどうか、アーカイブズ教育をいかにするか、後継者養成をどうするかなど、課題は山積している。

それらの課題は、技術的に解決できるところも多いので今回は触れない。小稿では、公文書管理法制定によりアーカイブズ運営の基本方針を変えなくてはならないのか、それとも変えなくてもよいのかに絞って述べたい。

去る六月十日札幌で平成二十六年度「国際アーカイブズの日」記念シンポジウムが開催された。そこで、国立公文書館フェロー・筑波大学名誉教授大濱徹也氏が「現在、公文書館には何が求められているのか」を講演した。講演内容は実に豊かで、大変勉強になったのであるが、どうしても違和感をぬぐえない部分があった。それは、公文書管理法制定後の公文書館は、①地域アーカイブズではなく、まず組織アーカイブズを収集すべきで

あり、②受け身のレファレンスではなく、統治機関の企画立案に向け、③歴史研究者の見解にしばられてはならないというご意見と受けとめたが、地域で実践しているわたくしには受け入れられない話であった。

筑波大学名誉教授という学者の発言なら、聞き流していたが、ここでは国立公文書館主催事業で、同館フェロー⁽²⁾として発言された。これでは日本の公文書館行政関係者が氏の発言を「悪用」しかねない危惧⁽³⁾が想定される。そこで反論しておく必要をおぼえた。⁽⁴⁾

結論を先取りして述べると、公文書館は、①組織アーカイブズも地域アーカイブズも重要であり、②利用者に対するレファレンスをないがしろにしてはならず、③アーカイブズには歴史研究者の視点が必要である、とわたくしは考えている。

わたくしは、これまでの半生をアーカイブズとともに生きてきた。この一〇年は岡山県立記録資料館で過ごしてきた実務者である。その経験から、大濱氏の発言に応じるかたちで、恐縮ではあるが、氏の演題タイトルと同じ標題を付して、わたくしの考えていることを述べることにする。

Ⅰ 地域アーカイブズ

わたくしがアーカイブズ職員として日頃留意していることは、大きく二つある。一つは、利用者の声をしっかり聞くこと、もう一つは岡山県や岡山県民の課題や現状を常にサーチすることである。

利用者は実に様々な疑問を持って来る。わたくしは、この疑問解決に利用者とともに調べるようにしたいと思っている。これは職員には大変勉強になるところであり、当館では、単なる資料を出し入れだけする者ではなく、調査能力を有する者を配属している。調査能力があるから、利用者の調査に懇切に協力できるのである。

利用者の声には、答えられないことが沢山ある。当館資料で答えられない場合、必要な資料は何処にあるのか、それもわからない場合は、どうやって調べたらよいのかアドバイスできるよう心がけている。県の行政情報室や諸機関、図書館、博物館、さらには市町村教育委員会、大学などを照会する。単なるネット検索なら多くの利用者は自分でできるが、それより内容に一步踏み込んだ対応をするため、組織間連携・職員間の人的つながりのみならず、個々の職員は日頃から課題をもって勉強している。みずから勉強しているから、利用者と共に調べることができるのである。

ところで、利用者の声を聞くにあたり、まずは利用者を作らなくてはならない。そこで記録資料館を立ち上げたとき、記録資料館とはどういうところか、どうすれば利用できるのかを伝えることに腐心した。展示や講演会、古文書解説講座や記録資料セミナーなどをはじめた。いずれもささやかな企画だが、記録資料館に行けばこういうことがわかる、こういうことを調べられる、と説明する場を設けた。

そして講座受講生の中から記録資料館の資料整理ボランティアや同好会を生んだ。また、公文書整理についても行政OBの非常勤嘱託のみならず、行政OBのボランティアも誕生した。

展示や講座では、職員が調査研究したことの発露ということもあるが、現在の県政の課題と関係つけるようにもしている。現在岡山県行政は、産業育成と教育再生を二本柱としているのでそれに関連することを意識して展示や講座をしている。昨年は美作国一三〇〇年記念事業、今年は瀬戸内海国立公園指定八〇周年記念など、他の部署と協力して、展示を企画し、調査研究をすすめた^⑤。このあたりが先ほど述べた第二の留意点の現在の課

題と現状をサーチすることに通じる。

さらに、公文書収集には、五年保存、一〇年保存の保存年限満了からの選別が多いので、五年前は何が問題であったのか、一〇年前の災害はどうであったのかという具合に、把握しておく必要がある。未来の利用者への留意である。また公文書は事案完結後三〇年経ったものから公開することになっているので、公開開始にあたり、三〇年前の事業が現在どうなっているかを対比するようにも心掛けている。

岡山県の課題と現状を把握することは、公文書収集だけに益するものではない。県の行政は、ある種の県民意識の先取りやリードする局面もあり、県民の課題を把握することになる。

さらに、県民がどういう課題に直面して生活しているのかを知ることのみならず、いわゆる県内の様々なトピックにもアンテナを張るように心がけている。この利用者のこと県政のことに留意するようにする大前提は、当館運営が県民を最優先しているということである。

そうすると、資料保存機関は、行政組織のアーカイブズの保存だけでは利用者の期待には答えられない。地域アーカイブズの保存も期待され、求められているのである。

ところが、公文書管理法成立にともない、各地ではその趣旨に添ったかなのかどうかかわからないが、組織アーカイブズのみに特化した公文書館が新設されるようになった^⑥。

ここで大濱氏の発言を問題にする。新設館だけならまだしも、大濱氏は地域アーカイブズを保存している既存アーカイブズの存在を否定するがごとく、「各自治体のアーカイブズは、その成立時の政治文化が醸す陰翳が刻みこまれているにせよ、公文書管理法が提示した世界を実現しうる器になること」を迫った^⑦。どうやら氏は、公文書館がよって立つ法律は、公文書館法であることを忘れている。

既存のアーカイブズは、各地域文化の違いはあれ、公文書管理法が提示する以前からその法を精神を先取りして体现する努力をしている。まるで、

大濱氏は、既存館が何もやっていないと思っているのかしら。また、公文書管理法に従属する公文書館でいいのかしら。

あらためていうまでもなく、当館では、公文書（組織アーカイブズ）のみならず、古文書（地域アーカイブズ）も保存している。それは県民の要請からできたものであり、今もその要請は続く。そこにもって公文書管理法ではかくあるので、今後は行政組織のアーカイブズのみには転換する、などしては、県民無視の話になる。県民は公文書だけではなく、古文書から得られる知的情報も求めている。保存危機に瀕している地域アーカイブズにも手を差し伸べることは、税金を使って保存施設を作り、働いている者の当然の業務である。公文書館としても地域アーカイブズは必要なアイテムであり、組織アーカイブズをより生かすことができる。逆に、地域アーカイブズも組織アーカイブズによってより生かされる。相互作用は大きい。例示するまでもないが、災害アーカイブズのことなどを想定すると一目瞭然であろう。

二 動態的レファレンス

大濱氏は、これからのアーカイブズを担う職員は、「目録作成とレファレンス等のサービス業を専らとする受け身の静態的業務ではなく、行政運営を積極的に支援する体制、行政の政策立案等に移管された公文書等を知的情報資源として活用できるような動き―能動的にして動態的なアーカイブズ業務」をすることが問われていると述べる^⑧。

行政の政策立案とは、関係部署との調整をして実現させるところであるから、立案ツールの一つにアーカイブズがあることはあっても、アーカイブズ＝政策立案部門にはなり得ない。また、大濱氏のいうように公文書管理法に従って保存している組織アーカイブズだけの公文書館で、どれほどの政策立案ができるのか。ちゃんと国民に目を向け、組織アーカイブズ以外の国民の様々なアーカイブズを含めて地域分析や検証をしてはじめて新

企画や政策立案ができるのである。

ところで、わたくしは、岡山県立記録資料館職員である前に岡山県職員である。県政推進のために当館を積極的に活用できるようにしたいと、常日頃思っている。しかし、だからといって、アーカイブズの活用を行政執行機関だけに限定してはいない。あくまでも県民一般の利用者が第一と思っている。公文書管理法であっても第一条でも公文書等は「国民共有の知的資源」であり、「国民が主体的に利用し得るもの」とある。

そもそも目録作成とレファレンス等のサービスを、受け身の静態的業務と捉える考えは、アーカイブズ職員の実態、技術・能力を見下した発言といわざるをえない。職員は館蔵資料を如何に活用できるようにするか腐心している。資料の一点一点の内容を吟味し、標題を付与し、目録化することによって単なる古い文献資料を活用できるようにしている。これは資料に「息吹を与える」積極的な業務である。レファレンスサービスにしても、単なる請求資料の出納や質疑応答だけで終わっていない。利用者との対話のなかで、目に見えない支援をしている。これも積極的な業務である。

平成二十六年岡山県立図書館は、全国都道府県立図書館のなかで入館者数が九年連続で全国一を達成した。その理由の一つに三村修館長は「強みはレファレンスサービスの充実」といい「職員の専門性を高めることで、より緻密で、専門的な要求にも応えられる」と話す^⑨。図書館と公文書館との違いはあるが、これは本質を突いた見解である。「要求に応える」という文言から受け身にとらえられるが、応えられる能力ある職員を配属するのは、積極的行為といってよい。職員は利用者応対時以外には、資料整理などを通じて、利用者が資料を活用しやすいような便宜をはかっている。展示や講座などを通じて利用者を導いている。「顧客を創造」をしているのである。熟練のアーキビストは、利用者の知的欲求に応えるなかで、おこがましいいい方だが利用者の知的成長に寄与する指導者でもある^⑩。

これに対して、大濱氏の認識は今のアーカイブズの現状は、「過剰なサービスの提供を強要されている」とし、これからは「世間が平然と要求して

くる市民サービス論に翻弄されることなく、開かれた統治を実現していく器となるべく第一歩を踏み出したものです」という¹⁰⁾。これは利用者を愚民視し、利用者不在の話である。

氏のいう「統治を実現」とは、アーカイブズが統治のためにあるということなのだろうか。氏は「開かれた統治」としているが、利用者を無視したなら、開かれたことにはならない。氏の言を真に受けると、支配の正当性を担保する資料のみをアーカイブズとし、利用者対応に翻弄されないように非公開資料を自在に増やすことになる。そもそもアーカイブズというものは、統治機構と一線を画さなくてはならない。支配者に翻弄されてはならないのである。

とはいってもの大濱氏のいう「市民サービス論に翻弄」のいわんとするところがわからないわけではない。今やどの分野にも「モンスター」は存在する。クレームまでにはならないにしても、一人の職員を独占するようなサービスを強要する例も時に見受けられ、職員の過重負担になることもある。しかし、それは公文書館に様々な情報や資料を寄せてくれる存在であり、公文書館の評判や資質をたかめる大切なサポーター予備軍である。このようになしえる職員（アーキビスト）を配備することを、わたくしは「動態的レファレンス」体制構築といたい。

三 歴史研究者の視点

大濱氏は「アーキビストは歴史研究者である必要はなく、歴史研究者である前にアーキビストでなくてはなりません。日本のアーカイブズの世界では、この原点が忘却され、歴史学者、歴史研究者の片手業のごとくアーキビストをみなす風潮に冒されています。」という¹¹⁾。この発言の後半は特に理解できない。一体何処の誰を想定しているのだろうか。これは、今日のアーカイブズを支えている人たちへの冒涇以外なものでもない。ここでわたくしがいう歴史研究者とは、学術論文を執筆することだけを目的と

する人のことではない。それができることによって越したことはないが、歴史的な観点で客観的に事物・資料を判断できる人は歴史研究者である。そもそも、日本においてアーカイブズの必要性を唱え、その制度の充実に尽力した人の多くは、歴史研究者であった。日本アーカイブズ界において彼らの貢献は計り知れない。彼らは当事者としてアーカイブズの設立と運営にその能力を捧げ続けている。アーカイブズの重要性を最も認識している歴史研究者がいるから今日がある。

かつて大濱氏は「歴史研究者の軛（くびき）」として「アーカイブズと称するものを充実し、資料保存を徹底していくことによって、より精緻な正しい歴史が書かれるというつまらない神話への信仰・幻想ともいえるべきもの」があると述べた¹²⁾。これは、氏の歴史資料論の一端でもあるが、氏の根底には、歴史研究者は「なんでもかんでも残せという」存在と考えているようだ。氏の思うアーカイブズとは歴史研究者と敵対するものなのだろうか。事実氏は、「日本のアーカイブズ像は、この原点を故意に無視するかのごとく、古文書館に偏重した跛行性に冒されている」と述べる¹³⁾。これは偏見である。氏がどのような経緯をしてきたのか知らないが、アーカイブズから歴史研究者を排除する筆鋒は鋭く、一部ヒントはすれの歴史研究者を誹謗することでもって持論のアーカイブズ理論を展開する。この手法は、狭量な業界内紛争を垣間見るような気がして、生産的な話になっていない。

ここでわたくしは氏と歴史資料論を戦わすつもりは毛頭ない。同調しているところもある。歴史的価値というものは、利用されて価値が付与されるものであって、利用される前から歴史資料というのはおかしいという考えである。それは、当館の名称を「記録資料館」とする一因にもなった¹⁴⁾。当館設立は岡山県史編纂事業をベースにしているけれども、条例制定で記録資料の定義を「岡山県の記録を伝える重要な公文書（現用のものを除く。）古文書その他の資料」とし、「歴史的」「学術的」「文化的」に重要というような文言も組み入れなかった。

だからといって、わたくしはアーカイブズに歴史研究者は必要でないと少しも思っていない。むしろ必要であると断言する。であるから、大濱氏のような歴史研究者が、歴史研究者という立場で「片手業」で国立公文書館フェローを受けるのは是であり、重要である。もちろんアーカイブズに必要なのは、歴史研究者のみではない。アーカイブズはチームプレーで運営するものであり、実に多様な業務がある。¹⁶⁾

アーカイブズの取り扱いには、収集、整理、修復、デジタル化、保存、調査研究、利用提供、検索システム構築など様々ある。分業化は可能であるが、しかし、どの行程をとってもアーカイブズを取り扱うことができる職員（アーキビスト）は、行政能力とともに、歴史研究の能力、経験、技術を備えていることが必要である。

公文書管理法によれば、歴史資料として重要な公文書の決定と移管は、国の機関（各省庁）が行うことになっている。「国立公文書館の意見を聴くことができる」（第十四条第二項）としても、執行機関に従属する立場である感は否めない。¹⁷⁾ 作成主体が歴史的公文書としてしまうような制度は、わたくしには理解し難い。客観性を持つ歴史研究の視点が不在の考えである。

わたくしは、保存公文書は、執行機関の判断とは独立し、公文書館の権限で選別する方がよいと思っている。公文書館には、行政内容や地域の過去現在全般を悉知し、保存の適否を判断ができる能力ある者（アーキビスト）を配属する。そこでは様々な視点からの判断が必要であり、現在の価値観だけで判断する人は何人置いても戦力にはならない。そこには、様々な資料から読み解く訓練をしている歴史研究者の視点が大切である。さらに、しつこくいうが、保存している歴史的公文書を利用提供するには、まさに歴史資料の取り扱い（物理的に内容的にも）の訓練をしている者でないといけない。そういう人材がいないとアーカイブズは存続し得ないのである。

したがって、アーカイブズから歴史研究者の視点を排除してしまうと、

もし出来たとしても執行機関にとって都合のよいアーカイブズのみになってしまう危険が極めて高くなる。

おわりに

繰り返すが、公文書館には組織アーカイブズだけでなく地域アーカイブズの保存も必要であり、利用者へのレファレンスサービスには有能な職員を配属し、アーカイブズのどの部分にも歴史研究者の視点が必要である。その充実こそが、公文書館に求められていることであると思っている。これからのアーカイブズも、これが基本原則であることを自覚し、努力し続けなくてはならない。

この基本原則がくずれる社会を想像したくないのであるが、もし起こるとしたら、国民の知る権利を封じるテロ国家になるか、もしくは、日本の各地の基礎的自治体や組織・機関に、図書館などと同じくらいアーカイブズができる時代が到来する時であろう。そうすると、すこしくらいはこの原則になじまない施設も生じる。そういう施設の存在を許容できる時代の到来までは、大濱氏のすすめる公文書館は、ちょっとご遠慮願いたいものである。

大濱氏は公文書管理法施行を機に、現在が「岐路にあるアーカイブズ」と認識して発言された。それに対してわたくしは、アーカイブズは、時代の変容とともに生じる新しい考えや技術を、テクニカルな部分では常に導入し続ける必要があるとしても、公文書管理法施行でもって「岐路」にしてはならない、不易流行こそアーカイブズのとるべき道という思いで筆を執った。

そして、本題にしなかったので意を尽くせていないが、今回述べた公文書館の基本原則を遂行できる専門職員＝アーキビストの充実こそがこれからの公文書館に求められていることも付言しておきたい。

〈注〉

- (1) 『岡山地方史研究』一〇四号、二〇〇四年十二月
- (2) かつては国立公文書館特別参与であった。
- (3) 各地の自治体が緊縮財政をすすめているなか、目先の利く担当者は大濱発言をうけて、保存危機に迫っている地域資料へ救いの手を差し延ばさず、レファレンス対応できる有能な専門職員を人員整理対象としたり、地域の様々な情報を提供してくれる歴史研究者の声を聴き逃したりすることになる。
- (4) ことさらに発言するのは、わたくしではなくてもいいのではないかと思われるが、国際アーカイブズの日シンポジウムに、わたくしもパネラーとして同席し、大濱氏と議論した縁があるので、いわゆる「行きがかり上」発言する「責任」を感じた次第である。
- (5) 拙稿「展示叙述」のすすめ」（『岡山の博物館』岡山県博物館協議会会報四五号、平成二十六年一月。これはプライオリティある作業である。資料利用者には、館蔵明記のみならず、展示名の明記もお願いしている。
- (6) 平成二十四年（二〇一二）四月設立の福岡共同公文書館、佐賀県立公文書館は、ともに地域アーカイブズを収集対象としていない。それぞれのご当地では、各種のアーカイブズを役割分担して保存しているものと史料されるが、実態は未調査なのでわからない。
- (7) 平成二十六年度「国際アーカイブズの日」記念シンポジウム大濱氏講演稿「現在、公文書館には何が求められているのか」（以下「大濱講演稿」という。）
- (8) 大濱講演稿
- (9) 朝日新聞岡山版二〇一四年九月二十六日朝刊
- (10) 『日本歴史』七九八号、吉川弘文館（二〇一四年十一月号）の「はがき通信」欄に、にわたくしは次のように書いた。

「公文書と古文書の保存・利用に関わり続けて三十余年になりました。かつては若い学生と一緒にしていたアーカイブズ整理が、今は中高年のボランティアに変わりました。利用者も学生より中高年の方が圧倒的に多い。豊かな社会経験を有する高齢者ボランティアや利用者の中から『新進気鋭』の歴史研究者を輩出しています。生き生きと難題に取り組む姿は年齢に関係なく『若い』。そんな若さが私の原動力です。」

- (11) 大濱講演稿
- (12) 大濱講演稿
- (13) 大濱徹也『アーカイブズへの眼―記録の管理と保存の哲学』刀水書房 二〇〇七年所収、この部分の初出は一九九九年
- (14) 大濱徹也「アーカイブズの原理と哲学」（『別冊環⑩図書館・アーカイブズとは何か』（藤原書店、二〇〇八年）、七八頁
- (15) わたくしがしたのは、あくまでも現場からの「立案」であり、それを幾多の手続き重ねて執行部案とし、議会審議を経て、館名の決定となる。
- (16) 拙稿「古文書の整理・保存に関する諸理論と地方史研究について」（『岡山県立記録資料館紀要』8号、平成二十五年（二〇一三）で述べた。ここでは古文書整理・地方史研究に限定して述べたものであるが、公文書・地域研究にも通じることを意図している。なお、わたくしはここでは「歴史研究者」といわず「地域研究者」とした。
- (17) 公文書館法が根拠である公文書館が、公文書管理法に従属するような印象をうけるのは腑に落ちないが、このことに不安を持っているのは、一人わたくしだけではない。例えば藤隆宏「動向 第三九回全史料協（東京）大会参加記」（『地方史研究』三三八号、二〇一四年）

付記

当館では、岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会が収集した資料（すべて複写資料）を、担当事務局の岡山県保健福祉部健康推進課より移管を受け、整理・保存し、公開する準備をしていた。準備が整ったので平成二十七年一月六日から公開を開始した。これは、執行機関から引き継いだ「公文書」ではあるが、内実は「地域資料」であり、所蔵者・研究者の力添えがあって収集・整理できた。これにより当館で動態的レファレンスができる素材がまた一つ増えた。

小稿校正中、「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります」の演説をされたドイツの元大統領ワイツゼッカーが亡くなった。あらためて言うまでもなく、氏の言葉は永遠に生きている。ご冥福をお祈りします。

（さだかね まなぶ 岡山県立記録資料館）

中世吉備の流通と河川

― 史料に読む河川利用 ―

田 中 修 實

はじめに

「岡山の南北水運」、とりわけ近世の高瀬舟による水運前史としての河川交通という主題で話してくれという定兼学館長の依頼に、正直困惑してしまった。岡山における古代・中世河川水運史の研究蓄積は、断片的な業績を除いて系統的にはほとんどないからである。私の専門分野（中世史・法制史）からしても、今まで全く扱ったことのない分野である。しかし考えてみれば、そうであるならば尚更、この話の機会に整理しておくのも無意味なことではあるまい、と無謀にも引き受けた次第である。

以下は、岡山県立記録資料館平成二十五年度企画展「岡山の南北水運」の記念講演として、二〇一三年十一月二日（土）「中世吉備の流通と河川―史料に読む河川利用―」と題して話した内容の梗概である。講演記録のため、論文形式をとらず当日配布のレジメを補う形での資料解説としたい。

表題の「吉備」は、令制国の備前・美作・備中を指し、内容的には副題が示す河川利用が主であり、流通全般は副次的な内容となっている。

二〇一三年十月十九日（土）付け山陽新聞は、「あす奇跡の生還から15年」「元気君です」という見出しを付けて、一九九八年の台風一〇号による洪水で、津山市から瀬戸内海まで吉井川を約九〇キロ流されながら助かった奇跡の牛「元気君」の記事を載せている。

吉井川を洪水で流され瀬戸内海の牛窓沖で救出された牛については、当時から大きな話題になり筆者も驚きを持って新聞記事を読んだ記憶がある。

新聞の論調は牛の生命力の方に重点が置かれていたように思うが、私は河川（自然）の持つ底知れない力を感じた。河川を含む自然は、原始の昔から現代に至るまで幾多の変貌を遂げながら、私たちの生活の場としては普遍的であることを改めて感じさせる出来事であった。

河川の利用は、近世以降の高瀬舟による舟運だけではなく、筏流しなどに見られるように古代・中世を通じて連綿と行われてきた。ただ、私たちは「史料」の存否によって「歴史」として語られるかどうか、という悩ましい問題を抱えているだけである。

I 総論

まず古代・中世において河川利用がどのようになされていたか、全国的に法令などを通じて一瞥しておきたい。貢租の輸送は、古代において原則的には陸路（官道）・海路併用であった（『延喜式』）。中世になると市庭・商業の発達によって地域経済が促進され、流通路として陸路・海路・水路ともに発達を遂げることになる。

(A) 『延喜式』 卷二十六 主税 上

康保四年（九六七）施行

諸國運漕雜物功賃

(中略)

一 押買事

右、四箇條、所被禁制也、於河手者、帶御下知之輩者、不及
予細之由、雖被仰下、同停止之畢、守此旨、可被相觸國中、
若令違犯者、可被注申之狀、依仰執達如件、

弘安七年六月三日

駿河守判
(北條業時)

肥後宮内左衛門殿

信濃判官入道殿
(二階堂行)

(傍線筆者)

弘安七年(一二八四)、鎌倉幕府は諸国に四箇条の禁制を布達した。その冒頭に「河手」がある。河手とは、中世の交通税の呼び名で、一般に河川を往来する船に対する課税(通行税)を意味し、河川の産出物による収益は含まれない、とされている(『日本交通史大辞典』)。この四箇条の禁制のうち、河手については禁制経過が注記されている。幕府は当初河手を地頭の得分とすることを禁じたが、建暦二年(一二二二)これを安堵した。しかし承久の乱(一二二二)後、下知状所帯以外の者の河手を禁止し、そしてこの法令(関東御教書)のように全面禁止に至った。この背景には幕府の朝廷・荘園領主などへの対応や地頭・御家人対策の変化があるが、権限の上から見ると次項の「津泊市津料」とともに、交通体系への税徴収という広範な影響を持つ権限を、地頭自身が持つことへの警戒と幕府による権限集中を図ったものであろう。

保立道久氏は、この弘安七年関東御教書による禁制を「市の平和令」と位置づけ、次のように述べられている。

市の平和の政策は平安期から存在していたが、それが最もはっきりと確認できるのは、鎌倉時代の徳政、特に弘安徳政における「市の平和令」である。それは弘安七(一二八四)年六月三日の関東御教書によって公示されたもので、「一、河手事、一、津泊市津料事、一、沽酒事、一、押買事」の四か条を禁制したものである。第一条の河手とは河関

の通関料、第二条の「津泊の市津料」は津泊の通関料＝津料とそこに存在した市庭の市場税、第三条の「沽酒」は市庭の狼藉の原因となる売り酒、第四条の「押買」は市庭における強制的な買得・買い叩きのことであり、これが全体として市や関における静謐を命令したものであることは明らかである。

ここで注目すべきなのは、この法令が、特に交通路としての河海における交易の静謐にかかわることである。

(保立道久「中世における山野河海の領有と支配」『日本の社会史 第2巻 境界領域と交通』岩波書店、一九八七年、一五三～五四頁)

なお、『鎌倉遺文』フルテキストデータベースによる「河手」の検索では、一四件ヒットするので、次に掲げておく。

【『鎌倉遺文』フルテキストデータベース・検索キーワード「河手」】

- | | | |
|----|-------------|-----------------|
| 1 | (建保四年)八月八日 | 一二五五号(四卷二六頁) |
| 2 | 弘長二年三月一日 | 八七七五号(二二卷一六〇頁) |
| 3 | 建治元年六月廿日 | 一一九三〇号(二六卷五二頁) |
| 4 | 弘安元年七月五日 | 一三一〇五号(二七卷二九七頁) |
| 5 | 弘安四年四月廿四日 | 一四三〇八号(一九卷一八五頁) |
| 6 | 弘安七年六月三日 | 一五二〇六号(二〇卷一七九頁) |
| 7 | 弘安七年六月三日 | 一五二〇七号(二〇卷一七九頁) |
| 8 | 弘安七年六月三日 | 一五二〇八号(二〇卷一八〇頁) |
| 9 | (弘安七年?) | 一五三八三号(二〇卷二五三頁) |
| 10 | 正応元年六月廿日 | 一六六六九号(二二卷七三頁) |
| 11 | 正応二年四月二日 | 一六九四九号(二二卷二四頁) |
| 12 | (正応四年)二月十五日 | 五一七五二号(四六卷一八頁) |
| 13 | (正和四年)三月廿四日 | 五一九六七号(四六卷一〇七頁) |
| 14 | 嘉暦二年十月十日 | 三〇〇四二号(三八卷三三八頁) |

* 6・7・8は、一連の法令。

(C) 「公禪契約状」 (『大日本古文書 家わけ第十七 大徳寺文書之一』
一四二号)

嘉暦二年 (二三二七) 十月十日

(傳紙)

契約状 和多田河手事

若州和多田村河手事、件河手用途者、公禪相傳知行無相違者也、而聊
有子細、以花山院前中納言殿御知行田村内岸名、下村正利名兩名、限
五ヶ年至^(兼信)未^(兼信)歲、奉相博者也、然者、被仰付御代官、可有御知行、彼^(兼信)兩名
十一貫、彼河手用途、依時有増減之間、雖難定其足、假。一年中陸拾貫
許也、然者、相當彼兩名之足程、加勘定可被立用、^(召花押)此外每年件河手
用途拾三貫、可爲御得分、件河手用途陸拾貫外、其餘剩出來者、早可
沙汰給、此上猶依時増物出來者、於三分二^(者花押)可給之、所殘三分二又可
被召者也、如此奉契約之上、更年記之内不可致參差之沙汰、乍申賜件
兩名、年貢萬一彼河手用途不足事出來者、相當彼足程、有御知行、可
被^(花押)立用、其時可被加有限利平、更不可申子細、仍爲後日狀如件、

嘉暦貳年十月十日

公禪
(花押)

(傍線筆者)

『鎌倉遺文』「河手」検索最後の文書である。『小浜市史』の中世を担当
された網野善彦氏は、この史料を使って次のように述べられた。

こうした村々への賦課によっても明らかなように、この荘の荘民の生
活は、山間の莊園らしく、田畠や養蚕だけでなく、多様な果実、山菜
などの山の幸の採集、鮎などの川漁に大きく依存していた。しかしそ
れだけでなく、年間六〇貫文という多額な収入を約束する和多田村の
河手用途―南川の関料によって推測されるように、山間から伐採され
る材木の南川を通じての筏流しや舟運が、この荘の人々にとって大き

な意味を持っていたのである。

(『小浜市史 通史編 上巻』へ小浜市役所、一九九二年ノ第二章
「中世」 第三節「モンゴル襲来と得宗専制」 五「鎌倉後期の太良荘
と名田荘」四二〇頁)

日本の歴史における非農業民の役割を、高く評価された網野氏ならではの
記述である。

II 各論 (吉備地域)

(1) 「日吉山王利生記 九」 (『県編』一〇二二号)

元久二年 (二二〇五) 以降

土御門院御宇元久二年十月二日、叡山に火有て、大講堂やけたりける、
其後近江守仲兼朝臣に仰て、江州河州兩國をもて造進すべきよしをそ
宣下せられける、然るに彼兩國の杣には、大木有かたかりける、折節
美作國^(真島郡)たけむへといふ所をなん知行しける、ゆゑしき杣ありけり、大
河樋になかれたりといへとも、材木を下へき、谷川にへ、多のふしき
なかれき横たはり積て、流水なを通しかたかりけれへ、筏をくたすに
およはすとて、いたつらにのみおもひわつらふところに、或夜夢中に
裘帶きたる僧の塗足駄はきたるか、杈極をもちて河をさらふるあり、
堀河とそおほける、何事をかとあやしと思ところに、僧云、山門講
堂の材木を下さんとて、河を掃除なりとそ申ける、仲兼即夢中に山王
御方便にて、たけむへ河をさらへ給ふよとおほへければ、深これをた
のミて、夢の後朝に家人を彼國へさしくたして、早く材木をとるへき
よし申たりけるに、土民等材木をとるといふとも下すべき便なし、こ
はいかゝとて再三飛脚をたてけれとも、存旨あり、の□を募ていそぎ
杣人下おるすべきよし申下す所に、庄官あさけりなから、料物を杣人
にたまはせけれへ、即おほくの材木をとりて、杣の邊谷の間にそつゝ
おきたりける、其後三千餘日むなしく明しくらす程に、或夜雷雨天を

ひくかし、驟雨岸をうかち、流水波をあげ、大地浮たりければ、經代の古木數萬の巖石、悉くおしな^⑤かされて、取おく所の材木天然として下りけり、國中の壯觀まことに寄^⑥恃なり、この地は山王神應をふとこし給て、摩睺羅伽の身を現し給ひけるかとそおほへける、(後略)

〈大日本史料四・九〉

(傍線筆者)

この史料は拙著でも紹介したものであるが、その一部を引用しておこう。

右の文はいたずらな注釈を加えれば、原文の持つ中世の説話的世界の雰囲気・調子などを損ないそうであるが、いくらか在地に即してみておきたい。話は近江守仲兼の夢想譚(日吉山王の奇瑞)として語られているが、建部庄の現地の模様を誠にリアルに活写している。

当世風に「キーワード」を挙げるならば、「杣・大河・瓦礫・筏・嚙桎」などであろうか。これらを並べてみると、延暦寺大講堂焼失の元久二年(一一〇五)の年代特定(もともと土御門は「院」ではなく天皇)や建部庄の現地描写などから、むしろ現実の話に仲兼朝臣の夢想譚を付加したものであろう。

(拙著「美作国建部庄」『中世吉備の法觀念史』日本文教出版、二〇一二年、一一八〜九頁)

旭川の筏流しについて、『岡山県史 自然風土』「第Ⅱ部風土景域 第二章旭川流域 第二節真庭山地」に「河川でしか木材の輸送手段のなかったこの地方では、江戸時代から筏流しによって運材が行われていた」(同四〇八頁)とあるが、先の史料によって中世にまで遡り得る。近世・近代に関する記述ではあるが、次の記述は先の説話を中世にまで遡及して私たちに現実的なものとして理解せしめるのである。

鉄道開通まで、月田川流域の運材は「管流し」であった。山で伐採された木材は、人・牛・馬で川筋まで運び出す「山出し」が行われた。川が運材に利用できる期間は、水田に用水が要らなくなる秋彼岸より、

春彼岸までであるが、この期間は川の渇水期となる。そのため河底を浚え、堰を築き水を貯え、この中に一本ずつ木材を投入し、木材がたまると堰を切り、新庄川への出口、下田の広い河原まで流す。

(『岡山県史 自然風土』四〇八〜四〇九頁)

(2-1) 「備中国新見庄西方作田目録案」(『岡山県史 家わけ史料』

東寺百合文書六三五号) 文永十年(一二七三)十一月 日

備中国新見御庄

注進 文永十年西方 (作田目録事カ)

合

□作田六十一丁八段廿代卅歩

除十八丁九反卅代卅五ト (歩) ○以下同

一二丁五反半	庄宮門田
三丁四反十六歩	庄宮百姓等勘新地
一丁六反廿代廿四ト	檢注使算失
十一丁三反卅代卅一ト	吉野織分

残田四十二丁八反卅五代卅一ト

除 (代) ○以下同
仏神田一二丁反廿、

一丁 五斗代	善成寺免
六反 三斗代	五所宮免
三反 三斗代	同宮正月祭免
二反廿、 五斗代	八幡宮大般若免

人給十八丁四反十、	
三丁 五斗代	預所給
一丁三反 五斗代	同算失
六段 三斗代	公文給
七反卅、 五斗代	同算失

一丁 三斗代	田所給
一丁三反 五斗代	同算失
一丁 三斗代	惣追捕使給
一丁三反 五斗代	同算失
一反 四斗代	御倉敷
三反 五斗代	政所敷
一反 五斗代	檀紙免
三反卅、 四斗代	轆轤給
卅、 三斗代	鍛冶給
一反卅、 三斗代	井新
一丁四反 一丁三反 四斗代	船人等給
一反十、 三斗代	徴使給
三丁 二丁 四斗代	新左衛門尉給
一丁 二反 四斗代	八郎兵衛尉給
四反 五斗代	久原田 御私事新

定田廿二丁三反五、卅一步

御佃瓦二丁六反廿、 分米廿六石四斗
五斗代六丁五、六ト 分米卅石五升八合
四斗代十二丁八反卅、十四ト 分米五十一石四斗六升
三斗代八段十一ト 分米二石四斗一升
已上御米八十三石九斗二升八合
交分五十石三斗五升六合
并百卅四石二斗八升四合 加交分
御佃米廿六石四斗
加徴米九石七斗八升九合
交分五石八斗七升三合
并十五石六斗六升二合 加交分

都合単御米百七十六石三斗四升六合
一 吉野作田十一丁三反卅、卅一ト
除一丁五反
二反卅、 神田
一丁二反廿、 百姓等勘新地
定田九丁八反卅、卅一ト
分所当鐵四百九十三両三分 段別五高
加徴米代鐵九十八両三分 五升別一両
都合所当鐵五百九十二両二分
右、太略注進如件、
文永十年十一月 日 公文 在判
田所 在判
預所 在判
御使 在判
(傍線、梓線筆者)

(2-2) 『備中国新見莊西方胡麻并水手注文』(赤松俊秀編『教王護国寺文書卷一』一六六号) 永仁六年(一二九八)九月廿三日

(端裏書)「胡麻并水手注文 永仁六年九月廿三日」

新見御庄西方胡麻并水手注文内

除分

一、得永名 三反卅代 古二斗六升六合 無地。
水手一斗九升

(中略)

殘錢一貫五十六文

(附箋)

當年八三貫百八十六文 不足候也。

○前行ノ上ニ貼付ス。

永仁六年九月廿三日

但去年永仁^五胡麻未進事

一、御庄分九石三斗七升三合五勺にて候。

如此候之間、六石余のよせ^(餘)うも無正躰次第候。

(傍線筆者)

全国的にも有名な備中国新見庄の史料である。網野氏は次のように述べられているが、【参考】に挙げた藤沢晋氏の一九六〇年代の「船給」に関する研究を見落とされていたのか、参考文献にはあがっていない。なお、『世界大百科事典 第二版』(二〇〇五年)では「水手(かこ)」の項に、「備中国新見庄のような内陸荘園では、領民に水手役として米などを代納させ、それをもって港湾で水手を雇うのが例であった」と新見庄の例を挙げている。

こうした多様な産物^{*}は年貢・公事として徴収されただけでなく、恐らくきわめて古くから高梁川の中洲に立ったと見られる市庭で商品として売買されたと考えられる。そしてそれらは高梁川の舟運によって瀬戸内海、さらに広い世界に結び付けられていたのであり、文永十年の西方作田目録に、「船人等給」として公文・田所・惣追捕使の各一町よりも多い一町四反が除かれていることから知られるように、こうした舟運に専門的に携わるかなりの数の船人集団が川の近辺にいたことは間違いない。

さらに永仁六年(一二九八)九月二十三日の西方胡麻并水手注文(『教王護国寺文書』一六六号)などによっても明らかなように、各百姓名には水手米^{かこまい}が畠地の反別五升の割合で賦課されており、内陸部の庄としては珍しく、この庄の百姓は水手米を負担していたのである。これは高梁川の舟運が庄にとっていかに重い意味を持っていたかを端的に物語る事実といえよう。

(網野善彦「中世都市研究の問題点と展望」備中国新見庄の百姓と市庭都市の項)『日本中世都市の世界』筑摩書房、一九九六年、二八二頁)

*引用者註：木器・漆器・紙・麦・大豆・粟・蕎麦・胡麻・苧・綿・

鳥・白皮・炭・松・菰・蕨・胡桃・黄檗・朴・魚など

【参考】藤沢晋「新見庄の船給と高梁川水運」(『岡山大学教育学部研究集録』一二三号、一九六六年)・同「中世後期新見庄における船給廃止と京進年貢納化」(『岡山大学教育学部研究集録』一二三号、一九六七年)



出典「中世の村を訪ねて・備中国新見庄」『週間朝日百科 本の歴史2 中世I-② 中世の村を歩く』朝日新聞出版 1986

(3) 「美作国志呂宮御祭頭文次第写」(『県編』一二三八号、志呂神社文書) 正安四年(一二〇二)三月 日

志呂宮御祭頭文次第

(中略)

友真一頭 即田畠二丁三反廿歩
船免内一丁六反廿歩
光則 三反
菊元恒家二反十歩
国次平三郎作一反大
四郎太郎給内九十歩
已上四丁六反廿歩

(中略)

七番春

行時一頭 即二丁八反三百歩
船免内一丁七反八十歩

已上四十六反廿歩
行友二頭 即田畠四丁六反廿歩
(中略)

十番秋

末国二頭 即田畠四丁六反廿歩
国末二頭 菊元三丁一區五十歩 加守包作分之
河口行得一丁卅歩 庄分
舟免跡内四区三百歩

已上四十六反廿歩
右、守結番次第、毎年無懈怠、可令勤仕之状如件、
正安四年壬三月 日

(僧覚智判在カ)

右衛門尉盛^{家カ}判在
左衛門尉盛宗判在
左衛門尉盛信判在

文安三年丙卯月 日

書写之

〈岡山市古文書集一〉
(傍線筆者)

本史料は、美作国志呂宮の頭役を勤仕する際の頭人(名主)の名田昌を書き上げたもので、従来は宮座史料として使用されていた。最高水準の交通史辞典、丸山雍成・小風泰雅・中村尚史編『日本交通史辞典』(吉川弘文館、二〇〇三年)では、「『美作志呂神社文書』中の『船免』の語より旭川舟運に携わった船人の存在が想定される」(「旭川」小風真理子執筆)と、旭川舟運史料として初めて紹介された。

(4)「成羽川水路開鑿願文」(『県編』一二六三号ハ笠神文字岩ノ)

徳治二年(一二〇七)七月廿日

(笠神頭刻銘)
笠神船路造通事

徳治二年丁未七月廿日始之、八月一日平之畢、其時□□、
右、笠神竜頭上下瀬十余ヶ所者、為日本無双難所之間、
薩埵慈悲大士□懷不可不奉、不可不□、依之、
相勸諸方、十余ヶ月、平之功已畢、
大勸進沙門尊海 当国^(下道郡)成羽善養寺
奉行□沙門実専 南都西大寺実□
根本發起四郎兵衛
石切大工伊 行経

午□藤原
「寛政九年卯月末^②つかた廿四日
来りて笠神なる石ふ^③ミを見
けるにか、流川中に幾百と勢を
経にけむ日に晒水にうたれて
文字の跡もわかれさりけ連ハ
源正紀

たき河に
幾百と勢を
へに
けらし
徳治の
文字の
残る文ふミ

〈鎌倉遺文三〇〉

この史料は、高梁川水系成羽川の中世における水路開鑿史料として著名であり、交通史研究者の藤沢晋氏の専論【参考】もある。ここでは、地元

の古老の聞き書きを紹介しておこう。

それにしても笠神の船路十数町は日域無双の難所である。古老の実話を聞くに筏師が荒瀬の險にかゝるや手を洗い口を漱ぎ、明神岩の明神様に黙祷を捧げ拍手してその無事を祈って通ったとの事である。而して筏には舳艫を結ぶに強い一本の命綱を以てしその瀬にかゝるや、その二本の綱を両肩に取りしっかり力を入れて艫に浮力を加え、筏の前端が水中に潜入することを避けたのである。一度筏が水に飲まれると船頭は身を浸われたものである。

(大本琢寿『笠神文字岩の研究(成羽史話 第八集)』成羽町公民館、一九五九年、一七頁)

【参考】藤沢晋「十四世紀の成羽川水運開発記念碑・笠神の文字岩について」(『岡山大学教育学部研究集録』一八号、一九六四年)・同「成羽川の船路開発と鉄の流通をめぐって」(『高梁川』一八号)・『備中町史 本編』(備中町、一九七二年)

(5) 「美作国大原保年貢目録」(『県編』一七三五号、高野山文書) 暦応五年(一三四二)(応永三十三年(一四二六))

「^(美通)
美作国大原^(保)□□□色土貢^但 暦応五年帳
太概所註如件」

^(英多郡)
大原保名寄^州応永^三御年貢目録事
(中略)

- 一 奥方 溝上名四分一 元西方分
公田三段廿八歩内
大河成 公方御免許帳面内 四分一
残二段小卅八歩
分米壹石四斗二升一合八勺七才色々加定

^(應)
百姓名
藤三郎入道跡
公田三段卅八歩
(中略)

筏津上預方四分一

分米二石八斗一升七勺

四百文
式百廿文
浄阿弥市庭屋敷分
市庭屋敷十五間内
式屋敷分一間別
百十文宛

以上
并代拾貫五百廿三文

同蕎麦 五斗八升
同大豆 五斗三升五合
布二 新平次名 壹加
綿四枚一筋 □ 分

已上

一 正法 藤三郎入道半名 元筏津上五郎分

公田武段七拾五歩 分米三石八斗二升一合四才^{細々加定}
新々田半卅歩 分米三斗五升二合五勺
已上參石九斗七升三合九才内

(文字枠囲い筆者)

本史料は、東京大学史料編纂所架蔵影写本で知られてはいたが、『岡山県史』編纂過程で初めて読本が作られて活字化され、『編年史料』に収録されたものである。現在でも残る「筏津」の地名が登場する。地名の史料性は夙に知られており、地名研究は盛んである。文字通り筏の津としての河川利用がなされた場所である。当該の地は、岡山県英田郡西栗倉村筏津で、吉井川支流吉野川上流域に当たる。同じく吉井川支流樫並川流域にも久賀ダムの湖底になってしまったが、やはり筏津の地名があったという(英田郡西栗倉村知社・小松英夫氏談)。中国山地では、他にも広島県山県

郡北広島町筏津が見える。いずれも山林地帯の木材を「山出し」して「管流し」をした後に、筏に組むなどした津（集積地）であろう。

（6）「美作国塩湯郷地頭職掟書号」（『奥編』一七五八号へ赤堀氏所蔵文書） 永享十年（一四三八）八月 日

美作国^(備前)塩湯郷地頭職掟条々

- 一、諸社造采事、百姓等乍掲持下地、毎度令無沙汰之条、無勿躰、所詮毎年見及之、可有興行事、
- 一、湯大明神事、云旅人勧進物、云朔^(舊)弊田年貢、毎年可加修理者也、
- 一、上御宮事、以神田常可造采、次庁屋之事、諸司等可興行之、
- 一、荒神御社事、上仮屋在之上者、不可破^(壊)懷、
- 一、諸寺庵并堂舎・辻堂以下事、任例可興行、於免田畠者、可用 判形事、

一、山河事、可為法例者也、

- 一、湯屋造営事、為地下人役之上者、毎年春秋可令興行、若有無沙汰之輩者、可処罪科者也、
- 一、湯旅人役錢事、任事書之旨、可有興行、云奉行、云地下人、虚猛之事、堅可罪科、
- 一、伴田池并所々井手事、毎年可有興行、付 雨請事右、条々如斯、聊不可有不儀之状如件、

永享拾年^(戊午)八月 日

〈岡山県古文書集二〉

（文字枠囲い筆者）

当該史料は、拙著『日本中世の法と権威』（高科書店、一九九三年）第一部「地域の中の法と国制」第二章「置文」や、『余滴 中世の吉備』（吉

備人出版、二〇〇一年）第二章「歴史研究余滴」第二節「在地領主の置文」などで、中世後期在地領主法における公私の弁別事例として紹介した史料である。本史料の「法例」に着目すれば、古代・中世において「法」とは律令を指し、塩湯郷は国衙領であるので律令の系譜を引く国衙法と考えてよい。主旨は山河からの得分と考えられ、流通や河川利用の直接的史料とはいえないが、総論（C）で紹介した若狭国和多田村の河手と同様の得分も生じていたのではあるまいか。塩湯郷は古代から知られた温泉地で、「湯屋」を造営して「湯旅人役錢」を徴収していたように、人の往来や物の流通が盛んな賑わいを見せていたとすると、「法例」は山河からの得分だけでなく、時宜として河手も考えてよいのではないかと思われるが、あくまでも推測の域を脱しない。

（7）「兵庫北関入船納帳」（燈心文庫林屋辰三郎編、中央公論美術出版、一九八一年 一九六、七頁） 文安二年（一四四五）十二月九日

生窓	材木	美作国北 ^(備前) 賀茂九郎兵衛	治部
「	材木	進上材木 松五艘	宮内太郎
「上	材木	同	掃部太郎
「	材木	同	四郎五郎
「上	材木	進上五艘之内	三郎大夫

本史料は、中世瀬戸内海上交通史・流通史を飛躍的に発展させたもので、林屋辰三郎氏の史料発掘をはじめとした多大な功績に負うところが多い。同史料集に収録されている「解説」、すなわち林屋辰三郎「兵庫北関入船納帳について」・武藤直「中世の兵庫津と瀬戸内海水運―入船納帳の船籍地比定に関連して―」・今谷明「瀬戸内制海権の推移と入船納帳」・小林保夫「入船納帳にみる国料と過書」をはじめ、その後例えば、神木哲男

「一五世紀なかば瀬戸内海における商品輸送と港湾 ―文安二(一四四五)年『兵庫北関入船納帳』の分析―」 柚木学編『日本水上交通史論集 第三卷 瀬戸内海水上交通史』文献出版、一九八九年、所収) や藤田裕嗣「兵庫をめぐる流通と交流 ―『兵庫北関入船納帳』にみる安芸・伊予国以西との関係―」 柴垣勇夫編『中世瀬戸内の流通と交流』塙書房、二〇〇五年、所収) など、この分野において大いに利用されている。

ただ、積載商品として樽・材木・松・桧・ホウノ木などの記載を一覧などにはされているが、それらの林産品を港湾まで輸送する手段としての河川利用には余り言及されていない。その点、前原茂雄「(報告資料) 中世美作の民衆生活―生業・流通・宗教と地域社会―」「中世美作の村落社会」(『美作地域史研究』創刊号、二〇〇八年) は本史料をはじめ、「中世美作の生業と流通」を取り上げた貴重な業績といえる。牛窓と虫上(虫明) 港で積載された材木が、「美作國北賀茂九郎兵衛進上材木」で、この九郎兵衛に関連しては小林論文でも言及されている(同史料集三〇〇頁)。東大寺に進上されたであろう五艘分の材木は、美作國北賀茂(苫田郡賀茂郷、現・津山市加茂町) から山出し・管流し・筏流しされて、おそらくは吉井川下流域で一部陸路をとって牛窓・虫明で積載されたのであろう。

以上、史料・文献紹介に終始してきたが、いかに河川交通の直接的な中世史料が乏しいか、とすることが改めてわかった。(4) で紹介した鎌倉時代の徳治二年(一三〇七) 七月廿日「成羽川水路開鑿願文」のような直接史料(金石文) は、むしろ珍しいのである。ここで紹介したようないわば傍証史料(状況証拠) に根気強く向き合うことによって、私たちは近世以前の河川利用による流通や交通についての認識を深め、前近代の豊かな歴史像を構築していかなければならない。

(たなか おさみ 就実大学)

「島村蟹」の伝承についての考察

島 村 豊

はじめに

恨みを持って死んでいった人間が、他の動植物に姿を変えたという伝承は少なくない。その中でも蟹の甲羅に鬼面となって再生したという話は平家蟹が有名だが、今回は「島村蟹」を取り上げて考察してみたい。

享禄三、四年(一五三〇、一三一)に、細川高国⁽¹⁾と浦上村宗⁽²⁾連合軍対細川晴元⁽³⁾と三好元長⁽⁴⁾連合軍の、足利將軍家と管領細川家を二分する戦いが、東播



図1 中世淀川流域の津 (尾崎市立地域研究史料館『web版図説尾崎の歴史』より筆者が加工加筆した。)

磨から堺にかけて、摂津国を中心とした広い地域で展開された。享禄四年六月四日、中津川(旧淀川)河口付近から大物浦沿岸の尾崎に跨る地域で、両細川家の雌雄を決する合戦が行われた。当時の海岸線は現在より内陸部の尾崎・大物の近くに有り、沖合を大物浦と云った。この合戦で細川高国と浦上村宗の連合軍は大敗北を喫し、故にこの合戦を「大物崩れ」という。

播磨国置塩城に赤松政村⁽⁵⁾がいて、政村の父赤松義村⁽⁶⁾は播磨・備前・美作の守護職であった。浦上村宗は赤松家筆頭重臣で赤松家内を差配する立場にあり、村宗は義村を弑殺し、幼少の政村を操り人形の守護職に

据えた。政村は成人し親の仇を討つ機会を狙っていて、敵意を隠して高国と村宗の援軍と称して出陣した。政村は前もって密かに晴元側に味方する事を約して、高国・村宗側を背後から急襲した。その時村宗軍の中から政村軍へと鞍替える者も多く、又それに呼応して晴元・元長軍が討ちかかり、そのため細川高国・浦上村宗方は大敗北を喫し死者七千人、死体で野里川(中津川、当時の淀川河口の支流)に塚が出来た様になった。『細川両家記』⁽⁷⁾その時に奮戦し、敵と一緒に野里川に飛込んで死んだ島村弾正左衛門貴則⁽⁸⁾がいて、後にその辺りで獲れる蟹の甲羅が鬼面なので、それを「島村蟹」と地元で言い伝えられた。しかし、「島村蟹」に「浦上村宗家臣」説と「細川高国家臣」説があり、そこで「島村蟹」は何処の誰で、何時頃から、どの様にして言われ出して定着したのかに注目して、調査・確認しようと考えた。

昨今のインターネット上での「島村蟹」の情報は玉石混合で、面白おかしく書かれていたり、江戸時代の巷談奇談を真に受けて、いかにもその話が本当の様に信じたり、事実を曲げた内容が多く見られる。そして間違った情報が知らない間に流布され、定着していく事に、危惧の念を感じざるを得ない。

この調査を行うに当たり、先行研究として愛知学院大学文学部日本文化学科の蛸島直氏の論文『蟹に化した人間たち(一)』⁽⁹⁾があり、それを参考引用させていただいた。史料については必要な箇所のみを抜粋引用し、「しまむら」は「島むら」、「嶋村」、「島村」と記述があるが、史料以外は「島村」

に統一して表記し、人名や年号等の説明が必要と思った箇所には筆者が（ ）内に書き加えた。

一 島村蟹の起源 (十六世紀末迄)

「大物崩れ」に関する記事をみると、初見は室町時代の公家鷺尾隆康の日記『二水記』⁽⁹⁾等書かれている。ここでは合戦直後の風聞状況を書き記しているが、「島村蟹」は現れていない。以下『二水記』を日毎に、日記と要約を併記する。

(享祿四年六月)四日

巷説云、没水死者不知其数、今度数千人死、上古猶不問云々、

天王寺常桓陣今日敗軍、数千人討死、大略没水云々、言語道断之次第也、抑敗軍之子細二者、赤松与堺令同意、浦上掃部頭依為親敵此次可撃之由計之處、己以露頭、仍軍中不調之處、今日従堺四国衆攻来、赤松其外明石等從軍中直棚切懸之間、常桓・浦上等雖為数千人敗北了云々、赤松心中不足(言脱カ)之由世皆称之云々、

八千人計死去、於堺實檢首五百云々、

(要約)

巷の話では水死者数知れず、この度は数千人死んだという、このような事は昔から聞いた事が無いと言っている。

天王寺の細川高国は今日負けて数千人討死をした。殆ど水中に没したという、とんでもない事だ。そもそも敗軍の子細は、赤松政村が堺の細川晴元に味方する事に同意した。政村は親赤松義村の仇となる浦上村宗を何時か討つ事を考えていたが、既に裏切る事が露見して(家臣達の中で村宗方から政村方へ鞍替えする者がいて)浦上軍の中が混乱していた所へ、今日堺(細川晴元と四国衆(三好元長)が攻めて来て、赤松政村や明石(長行)等が直ちに切掛け、細川高国・浦上村宗等数千人が敗北したと伝えられる。政村の心中は、これでも足りないと思っていると世間の人は皆言っている。

八千人が討死をして、堺で五百の首実検(侍大将クラス)をしたという。

五日

四日 午後風聞云、摂州之儀、常桓敗軍凡落居云々、言語道断之儀也、於今度者可達本意条無其疑之處、赤松与堺同意、仍不日如此敗北了云々、天下弥無可頼事、不足言事也、但實否未定也、如何々々、

(要約)

四日(昨日)午後噂を聞いた。摂州の件、細川高国敗北して逃げ出したそうだ。とんでもない事だ。今度の事(高国は合戦に勝利して)で自分の思いを達するはずであつて、それを信じて疑ってもしなかった所、政村が細川高国・浦上村宗を裏切る事を細川晴元と同意したため、すぐにこの様に敗北してしまつたと云う。天下でいよいよ頼むべき人著者の鷺尾隆康にとつてがいなくなつてしまつた。言葉にならない。但し、まだ本当の所は分らない。いかがなものだろうか。

八日

常桓今曉於尼崎京屋切腹云々、不便言語道断之儀也、運命至極之故歟、只一人切腹、被官一人無之云々、無念之次第歟、三好山城令价^(ミ)云々、(中略)浦上掃部頭涯分運武略之處、如此不思儀出来、是又不便之題目也、入水死去云々、多分為實説歟、尚以不便之事也、嶋村令討死云々、子者打死、親者没水云々、

(要約)

高国は今日の曉方尼崎の京屋に於いて切腹したそうだ。不憫でとんでもない事だ。運命が極まつた。家来の一人もいなくて只一人で切腹したらしい。無念である。介錯は三好山城守一秀がしたそうだ。(中略)浦上掃部頭は精一杯武略で戦つたが、いかにも思わぬ事が起き、これ又残念な事だ。入水で死去したそうだが、多分実際の事だろう。尚、残念な事に島村(貴則)も討死してしまつたそうだ。(島村の)息子は討死して、親(貴則)は水死だという。

同じく公家の三条西実隆の記した日記『実隆公記』⁽¹⁰⁾には六月五日以後数

日にわたって、細川高国が敗戦した風聞が記されているが、浦上村宗や島村貴則に関する記事は無い。又、『尚道公記』⁽¹⁾では浦上(村宗)の名は見えるが島村は出てこない。(当然島村蟹の記事は無い)

次に「大物崩れ」から約二〇年経過した後の記録である『細川両家記』⁽²⁾は次のように記している。

常桓方和泉守護殿。伊丹兵庫助國扶。河原林日向守。薬師寺三郎左衛門。波々伯兵庫介討死也。この外中嶋の野里川へ入て死する也。同播磨衆に浦上掃部。嶋村弾正初て三百餘人討死也。此外五千餘人野里川へ入て水におぼれて死也。以上七千餘人死すると言ふなり。誠にく川を死人にてうめて。あたかも塚のごとく見ゆる。昔も今も末代もかかるためしはよもあらじと人々申也。

ここではまだ「島村蟹」は現れていない。又、島村は播磨衆で高国家臣ではない。

初めて、「島村蟹」の記述が現れるのは、「大物崩れ」から約半世紀が経過した安土桃山時代に書かれた軍記物『足利季世記』⁽³⁾である。

浦上掃部助討死ス同手ノ島村弾正ハ無念ナリトテ敵ト引組テ野里川ニ飛入テ死ケルカ其淵ヨリ武者ノ顔甲ニアル蝦(蟹カ)出来テ今有リ所ノモノハ島村蝦(蟹)ト是ヲ云

ここで初めて「島村蟹」が登場したが、島村と一緒に討死した敵の名前も人数も明らかでは無く、島村は浦上掃部助同手の「島村弾正」である。

天正の頃(十六世紀末頃)成立したと推察される『赤松盛衰記』⁽³⁾巻之下にも「島村蟹」が登場する。

浦上村宗真先に討死す。一族島村弾正忠といふ者、敵数多討取けれども、精力尽果て引退く事も叶い難く、終に敵と引組んで、野里川へ飛入、水に溺れ死けるを、其此皆人褒合けり。ふしぎや夫よりして、此野里川に武者の顔の甲にある蟹、数多出て今の世までも有けるを、此所の者ども弾正が靈魂なりとて島村蟹と付たり。

ここでも「島村蟹」と記されていて、飛込んだ人数も台詞も名前もない

が、浦上村宗の一族となっている。

合戦後約半世紀が経過して記録上初めて「島村蟹」が登場し、十六世紀の史料や記録では「島村蟹」は浦上村宗家臣の「島村弾正貴則」で、細川高国の家臣とは書かれてはいない。

二 島村蟹の広がり(十七世紀)

関ヶ原の合戦(一六〇〇年)、大阪冬・夏の陣(一六一四・五年)を経て、島原の乱(一六三七・八年)、由比小雪の慶安事件(一六五二年)、明暦の大火(一六五七年)等々の大事件を経過し、世情も徐々に安定し娯楽を求めるようになり、一七世紀末には元禄文化が花開いた。その時『太平記』等の軍記物が講談等で広がり人気を博し、「太平記読み」⁽¹⁴⁾が登場して、徳川幕府や諸大名及び大衆に支持されて浸透し、『後太平記』⁽¹⁵⁾(一六七七年)『続太平記』(一六八六年)『前太平記』(一六九二年頃?)『前々太平記』(一七一五年)等が続々と刊行された。

『後太平記』で始めて「島村」は浦上家臣では無く、細川高国の家臣で、「強弓の^{つゝ}兵^めで天下に隠れ無き精兵となり、敵二人左右の脇に挟んで川水に飛んで入る」となっている。『後太平記』⁽¹⁵⁾には次のように記されている。

高国入道戦ひ勞れ、討たるゝ者幾く数を知らず、茲に執事の内にて日比芳恩も他に異なる兵島村弾正左衛門貴則は、血氣萬人に勝れ、強弓を引いて、天下に隠なき精兵なれば、此時一矢仕らんと匂って、東方に罄へたる佐々木六角が魚鱗に進む勢の中へ、笛竹に劣らぬ大箭百計り射掛けたれば、馬にも人にも弛れず、一箭に五人三人射透され、是は如何なる魔醯修羅王の放つ矢かと、舌を扣き身震して群々と逃げ散ず、(中略)執事(高国)に屬慕ふ者とは伯加部左衛門次郎、高田五郎、香東山城守、島村弾正左衛門唯四人、最後の威儀を調べ、己に自害に望んで漂走る所へ敵亦大勢追ひ来れば、四人の郎徒一防ぎ繋留めて、心静かに自殺を進めばやと、取って返して防矢射る、され共敵透

間なく推し寄せ来れば、片時の命を保たんため大甕の内に隠れて坐しけるに、敵是を捜し出し、情なくも刺殺し、首取つて差上げたれば、残る四人も悉く討たれにけり、中にも島村弾正左衛門貴則は荒々無念の最後よと敵二人左右の脇に挟んで川水に飛んで入る。哀れと云うも疎なり、貴則が亡魂聽て蟹と化して、今の世までも名を水底に留めて、七手八脚唄れる身とぞ成りにける。

一の島村蟹の起源(十六世紀末迄)に、『二水記』の八日の条で見たように、細川高国は六月八日に切腹をするのだが、ここでは敵に見つかった直後に刺殺され首を打たれて、それを知った島村弾正貴則は「荒々無念の最後よ」と言つて敵二人と入水した事になっている。合戦日は四日で、八日では緊張感が保てず、当然戦闘は終っており、周りに一緒に入水する敵がいないからであろう。そして、強弓は「馬にも人にも弛れず、一箭に五人三人射透され云々」とあり、当時の定番で、軍記物独特のオーバーな表現である。又、この『後太平記』に登場する佐々木六角氏は、実際には高国方に与していて、細川氏、浦上氏とどちらの家臣の島村氏であっても、味方である佐々木六角氏に弓を射る事は有り得ない。そしてこの時、近江守護六角定頼は近江で將軍義晴の傍にいて、この合戦には参陣していない。⁽¹⁶⁾この様に『後太平記』に限らず軍記物は、分り易さや大衆受けを優先して、史実の誤認も多々認められる。

元禄五年(一六九二)浅井了意の仮名草子『狗張子』⁽¹⁷⁾が刊行され、多数の怪奇譚が収められている。第一卷五に「島村蟹のこと」がある。

細川高国の家臣島村左馬助は、武扁を心にかけてし者なり、わづかなる過ちありて殺されたり。亡魂すでに蟹となり、摂州尼が崎に多くわきいでたり。世に島村蟹と名づく。よその蟹よりはちいさくして表のかたに皺多く見ゆ。さらばにや顔の皺みたる人を、島村蟹のようにといえるは、このことなりとかや。

この『狗張子』では島村は細川高国の家臣で、名は「左馬助」となり、わずかなあやまちで死んだので、合戦で死んだのでは無いことになってい

る。又顔に皺の多い人の事を「島村蟹」のようだと、人相の表現として用いられている。

『摂陽群談』⁽¹⁸⁾の城郭の部には次の様にある。

島村左馬助戦場

同郡中津川を指せり。享禄年中の戦場、島村敵二人を両脇に挟んで、河底に沈没す。此川岸の蟹の甲、皆鬼面を生ず。是即左馬助が勢ひ也とて、世に島村蟹と云傳へり。『將軍家譜』・『後太平記』等に詳なり。左馬助は、細川高国家人也。

又、名物土産の部には「島村蟹」の項目がある。

同郡野里村の川面に多し、此蟹の甲人の怒る面あり、細川高国家人島村左馬助、享禄年中、此川面に於いて戦死、其怨念を留ると云ひ、と記している。ここでは『將軍家譜』・『後太平記』等に詳なり」と記してあり、名は左馬助なので『後太平記』『狗張子』が底本になっていると理解できる。なお、『將軍家譜』では高国敗死の記載があるが、「島村蟹」の記載は無い。

『本朝食鑑』⁽¹⁹⁾の「島村蟹」の項目で下記の様に記述されている。

近時、摂州の尼崎・天王寺の前の海浜で大蟹が採れるという。腹の文が人面のようにあつて、嶋村蟹と呼ぶ。後奈良帝の享禄四年に、細川高国が三好氏(海雲元長)と尼崎・天王寺の辺で戦つて負死した折、高国の党であつた嶋村某(貴則)は、膂力人に勝れており、敵二人を脇に挟んで水中に没した。その霊が蟹に化したのを、土地の人は嶋村蟹と名づけたものである。この蟹は蛸蚌の類である。(蛸蚌はワタリガニ科のガザミの事)

ここでも細川高国の家臣で、敵二人を両脇に挟んで入水したとあり、ガザミは鉗脚(ハサミ脚)が長く強靱で「膂力」が目立つ。そこに敵兵二人を左右の脇に挟むという島村貴則のイメージが重なるともいえよう。

以上見て来た様に十七世紀後半にかけて、軍記物で『後太平記』、奇談で『狗張子』、動植物で食や医に関する薬物学の本草物で『本朝食鑑』、地

誌で『摂州群談』等が相次いで刊行され、これらの中に「島村蟹」が取り上げられている。そして、講談や浮世草子等で広められて、「島村蟹」の「島村」は細川高国の臣で、敵二人を左右の脇に挟んで入水したという話が定着していったのであろう。

三 島村蟹の広がり十八世紀以後

十七世紀末頃から元禄文化が花開き、庶民の娯楽も講談、浄瑠璃、浮世草子、浮世絵等々大きく膨らみ、又軍記物や本草学及び地誌も大いに発展していった。地方の諸藩でも地方史として軍記物や地誌類も多く書かれた。例えば毛利家には『西国太平記』⁽²¹⁾『陰徳太平記』⁽²²⁾がある。「島村蟹」は『西国太平記』には記載は無く、『陰徳太平記』に登場するが、原典の『陰徳記』⁽²³⁾には無い。『陰徳太平記』の記述は以下の通りである。

同(享禄四)六月四日三好勢先陣として、天王寺、木津、今宮へ押寄せ、火水に成て攻戦ふ、天王寺にも、和泉の守護(細川元有)、其外、伊丹兵庫助国扶、河原林日向守、薬師寺三郎左衛門、波々伯部兵庫助、南条紀伊守、香西越後守、嶋村弾正左衛門等、打出々々防戦しける間、(中略)常恒(高国)の手に波々伯部左衛門次郎、高田五郎、香東山城守、嶋村弾正左衛門等、返し合せて防戦する其隙に、常恒は尼が崎へ落行、買入京屋と云者の処に、隠れて居られけるを、山城守聞付、頓て押寄せければ、常恒自殺の期を外して、瓶の中に入れて居られしを、遂に探し出し、此由境^(堺)の陣へ注進しけるに、自害させ可申由、下知せられける間、同八日の朝、大物の広徳寺にて切腹をぞ進めける。(中略)(常恒は其後行水して、腹十文字に切てぞ伏られける、付徒たる家人波々伯部等の者共、皆討死したりけるが、中にも、嶋村貴則はかゝる有様口惜き次第哉と、齒を切て立てけるが、敵二人を引よせ、左右の腋にかい挟んで、汝迷途の供せよと云もあへず、河水に飛入てぞ死にける、後貴則が亡霊、化して蟹となる世に嶋村蟹とぞ唱えける。

これは『後太平記』を下敷きにしている様に思えるが、高国は刺殺ではなく、六月八日朝に切腹をしていると書かれていて、『二水記』『細川両家記』や『足利季世記』等の史料を調べているようにうかがえる。そうであれば、前述のように「島村蟹」は「浦上家臣」であると理解している筈であるが、何か意図があり「細川家臣」にしているのではないかと疑われる。又、「島村貴則はかゝる有様口惜次第哉と、齒を切て立てけるが」と記してあるが、「かゝる有様」が切腹を指しているのなら、『後太平記』の所で述べたように話がおかしくなってくる。また、ここで初めて「冥途の供」と書いてある。

一方十八世紀後半、備前岡山藩士の土肥経平が著した備前地方の『備前軍記』⁽²³⁾では「島村蟹」の島村弾正左衛門貴則は浦上村宗家臣となっていて、敵二人の名前「佐田岡平治・吉村十郎」が初めて登場し、ここでも「冥途の供」が出てくる。

浦上とゝもに天王寺にて討死せし備前侍のなかにも、(中略)島村弾正左衛門貴則も、村宗をはじめ備前勢数を盡して被討しを口惜く思ひ、齒がみをなして立たる所へ、佐田岡平治・吉村十郎といふ敵二人討てかゝるを飛かゝり、取て引寄せ左右の脇にかい挟て、汝迷途の供せよと言て野里川へ飛込死にけり。此島村貴則が亡霊化して蟹となりしといふ。げにも其時より其所に人面のごとき蟹出来ける。今に其摂州野里川にて島村蟹といふて有るは是なり。

著者の土肥経平はこの「島村蟹」の場面以外でも、様々な文献や記録を比較考証して、年次の比定以外では、ある程度史実を踏まえて著作していると思われる。

播磨地方の地誌『播磨鑑』⁽²⁴⁾の揖東郡「島村城」の項に、島村弾正左衛門貴則は「浦上ノ臣」と記されている。

島村弾正左衛門貴則浦上ノ臣攝州野里合戦ニ打負海ニ没シテ其霊蟹ト成ルト 世ニ島村蟹ト云是ナリトソ

儒学者として知られる貝原益軒が十八世紀初頭に著した『大和本草附録

卷二(介類)⁽²⁵⁾』には次の様に記されている。

島村蟹ハ鬼蟹也享禄四年備前ノ浦上掃部助⁽²⁶⁾村雲。細川右京太夫晴元ト於撰津合戦シ於尼崎打負自殺。浦上ガ臣島村彈正左衛門貴則敵ノ強兵兩人ヲ左右ノ脇ニハサミ水ニ入テ共ニ死ス尼崎ノアタリ野里川ト云所ナリ其靈蟹ト成シトテ島村蟹ト云怒レル人ノ面ノゴトシ。一説細川高国カ臣ト云ハ誤ナリト云

著者の貝原益軒は『備前軍記』の著者土肥経平同様に、文献や記録に目を通じ、考証を重ねていると思われる。益軒は「島村彈正左衛門貴則」は浦上家臣で、細川高国家臣というのは誤りだと言っている。

しかし『大和本草』を底本にしたと思われる『広益俗説弁』⁽²⁷⁾以後の著作物では、『重編応仁記』⁽²⁸⁾、『備前軍記』、『播磨鑑』を除いて、管見の限りでは「浦上家臣島村」は姿を消し、「細川高国家臣島村貴則」となっている。『広益俗説弁』⁽²⁹⁾には次のように記している。

俗説云、享禄四年、細川晴元と浦上掃部介と、撰州尼が崎におい合戦す。浦上、敗北に及べるとき、浦上が家臣島村彈正左衛門貴則、敵二人を左右の脇にはさんで、河に入て死す。其たましひ忽蟹となる。島村蟹となって、蟹の甲に人の恐れる顔あり。

『重編応仁記』⁽³⁰⁾には次のようにあり、『赤松盛衰記』を底本にしていると思われる。

浦上掃部助村宗マツ先ニ討死ス一族ノ島村彈正ト云者敵救多討取ケレ共精力盡果テ引退事モ叶難ク終ニ敵ト引組テ野里川ニ飛入り水ニ溺レ死ケルヲ其此皆人褒合ケリ不思議也其レヨリシテ此野里川ニ武者ノ顔ノ甲ニ有ル蟹数多出来テ今ノ世迄モ有ケルヲ此所ノ者共彈正ガ靈魂也トテ島村蟹ト名ヲ付タリ

右記の『大和本草』から百年以上経過した、天保二年（弘化四年）（一八三一〜一八四七）にかけて刊行された、滝沢馬琴の『新編金瓶梅』⁽³¹⁾に島村彈正貴則が次のように登場する。

高国の寵臣なりける嶋村彈正貴則は手勢 僅かに五百余りを従へて

（中略）貴則も又 痛手に得耐へず今はかうよと思ひしかば 浦辺にありける 碇を担ぎて 海へ ざんぶと飛び入りて 底の水屑になりける さらば嶋村貴則が怨霊は遂に その浦の蟹となりて そのお甲に人の面あり その形 屋島 壇の浦なる平家蟹と相似たり 世にこれを嶋村蟹と呼びなしたる 是その事の元なりけり

島村彈正貴則は管領細川高国の寵臣の役人である。第八輯の大物の浦での合戦では、碇を担いで海に飛込み、蟹と化したとある。『新編金瓶梅』は、当時の人気作家の滝沢馬琴が一五年以上かけた長編の大作である。それに細川高国の寵臣として登場すれば、大衆は「島村蟹」は細川高国の臣の島村貴則と信じて疑う事もしなくなってしまうたであらう。

次に前記以外の「細川高国家臣島村」と記述されている出版物を、発行年代順に記す。

『和漢三才図会』⁽³²⁾のうち「鬼蟹(たけぶんがに) しまむらがに」の項に次のように記されている。

(俗に武文蟹という。小さいものを島村蟹という)

享禄四年（一五三一）、細川高国は三好氏と撰陽で戦った。細川の家臣の島村何某というものが、そのとき敵二人を脇に抱き尼崎の水中に没した。それで尼崎の浦では小鬼蟹を俗に島村蟹と呼ぶ。

次に『斎諧俗談』⁽³³⁾右記の『和漢三才図会』を底本にしていると思われ、「鬼蟹(たけぶんがに)」の項に次のように記されている。

享禄四年、細川高国、三好と撰津国にて戦ふ。細川が家臣島村何某というもの、敵二人を脇挟で、尼が崎の水中に没死す。かるがゆへに尼が崎の浦の小鬼蟹を、俗に島村蟹といふ。

『奇談一笑』の「嶋村蟹」の項に次のように記されている。

古者細川高国城ニ撰之ニ崎ニ居之、麾下有ニ島村貴久ト云者、為ニ一時梟将ニ後、及ニ高国敗時ニ貴久擲ニ甲没ニ海、遂化為ニ蟹、介上類ニ人面、状甚獷惡、其種繁衍、至今名之為ニ島村蟹、世俗門掛ニ其殻、以為ニ壓勝、今京師婦女見ニ人覺ニ類者ニ目之為ニ島村蟹、即是

(要約)

古の者細川高国は摂津の尼崎に城を構えて居た。この配下に島村貴久という者がいた。一時の梟将で、高国が敗れた時貴久は鎧を付けたまま海に没して遂に蟹となった。蟹の甲が人面に似て、はなはだ恐ろしげで、その種が大いに繁殖し今に至る。これを島村蟹と言う。世間では門にこの殻を掛けて魔除(圧勝)とした。今京の婦女達が、額が縮んで狭い額の者を見て、島村蟹と為すと言う。即ち是の事である。

入水は只一人だけか、敵と一緒に書かれていない。『狗張子』の影響も受けているのかも知れないが、魔除(圧倒)的に強くて厄に打ち勝つという意味)として又、人相にも「島村蟹」が登場し、後の厄病除の浮世絵に繋がって行くのであろう。

『物類称呼』⁽³²⁾「鬼蟹(おにがに)」の項に次のように記されている。

摂津にて島むらがにといふ(中略)享祿四年細川高国と三好と攝州に戦ふ。細川の家臣島村何某敵二人を挟んで尼崎浦に没す。故にこれ等の説を後人附會する所也といふとあり、『摂州名所図会』⁽³³⁾「嶋村蟹」の項に次のようにある。

野里川より出るといふ此名義ハ、享祿の頃嶋村左馬助といふ者主君細川高国を援はんとて尼崎より討出しに、早高国ハ討死と聞より死出の供せんとて四方八面に伐廻り、敵数多討とり最早最期とて敵兵二人と脇挟んで終に入水したり、それより鬼面の蟹出生す、土人嶋村が怨念なりといふ、又後太平記にも見へたり

ここでは『狗張子』『摂陽群談』を踏襲して「島村左馬助」であり、『後太平記』に載っていると記している。

『燕石雜志』⁽³⁴⁾の「猿蟹合戦」の項目に次のように記されている。

享祿四年細川高国、三好海雲と戦ふて敗走す。その臣島村貴則苦戦して主を救ひ、遂に安里河に没して化して蟹になるといへり

『三養雜記』⁽³⁵⁾の「平家蟹・島村蟹・武文蟹」の項に次のようにある。

細川武蔵入道高国、^{法名}天王寺の近隣にて生害せられけるに、その家

人島村弾正左衛門⁽³⁶⁾貴範といふもの、高国にはしり後れける。追つきて、御行へを見奉らんと急ぎけるに、この貴範を待ずして、道水敵に襲はれ、せんかたなく一壺を敵にあやしめられ、遂に見出されて討れけるとなん。この生害を貴範聞て無念におもひ、あたりの敵を縦横無慙に追はらひ、向ふ敵一人、かいつかみて引よせ、川瀬の深みにとび入て、敵味方三人、水底に沈みけり。その霊、化して蟹となると、云々。天王寺より尼崎へ行く道に、野里川といふあり。すなはちその川へ入といへり。島村が霊なれば、俗に島村蟹といふあり。

『摂陽群談』、『書言字考』、『諸国里人談』等にも見えると記している。次に浮世絵等の絵画に描かれた「島村蟹」について紹介する。

- ・『浮世絵嶋村蟹』歌川国芳江戸末期、大英博物館所蔵)
- ・『浮世絵本朝名将鑑島村弾正高則』歌川芳員(江戸末期)明治初期、ボストン美術館所蔵)
- ・『厄病除鬼面寫真』森光親画(年代不詳) 仮名垣魯文識(金屯道人・江戸末期)明治初期)(国際日本文化研究センター所蔵)写真資料一参照
- ・『武勇魁図会』弘化年間 溪斎英泉 寛政二年(一七九〇)―嘉永元年(一八四八)(岡崎市立中央図書館所蔵) 写真資料二参照

右の四点の「島村蟹」は明らかにガザミである。歌川国芳・歌川芳員・森光親・溪斎英泉は『本朝食鑑』⁽³⁷⁾をモデルとして描いたのであろう。

以上見たように軍記物、講談、奇談、地誌、土産物、本草書、等々に広く「細川高国家臣」と記され、挙句の果てに浮世絵・厄除、滝沢馬琴の読物に登場するに至っては、完全に「浦上家臣」は消えてしまった。

次に浦上・細川の両方とも無く、ただ「島村蟹」のみを記述した名前と作者を発行年代順に記す。

『毛吹草』⁽³⁸⁾「野里川嶋村蟹」の項に次のように記されている。

昔嶋村ト云人此所ニテ合戦シ果テケル其幽霊ト云カニノ甲ニ人貌スハレリ

『諸国里人談』⁽³⁷⁾ 武文蟹(或島村蟹、平家蟹)、⁽³⁸⁾『日本山海名物図会』

「讃岐平家蟹」の項で又嶋村蟹と云々と記されている。

『本草綱目啓蒙』卷四一⁽³⁸⁾には次のようにある。

後奈良帝享祿四年、摂津尾崎合戦ノ時、島村弾正左衛門貴則ノ靈此蟹ニ化スト云伝フ。

『桃洞遺筆』⁽⁴⁰⁾には次のように記されている。

後奈良帝の享祿辛卯の年攝津尼ヶ寄合戦の時島村弾正左衛門貴則の靈此蟹に化すと云ふ皆妄言なり。

四 明治時代以後

島村は明治の文豪森鷗外の『安倍一族』⁽⁴¹⁾にも登場する。

討手として安倍の屋敷の表門に向かうことになった竹内数馬は、武道の誉れある家に生まれたものである。先祖は細川高国の手に属して、強弓の名を得た島村弾正貴則である。享祿四年に高国が攝津国尼崎に敗れた時、弾正は敵二人を両わきにはさんで海に飛び込んで死んだ。

弾正の子市兵衛は河内の八隅家に仕えて一時八隅と称したが、竹内越を領することになって、竹内と改めた。

「強弓の名を得た」と書かれている事で『後太平記』が下敷きになっていることが容易に想像出来る。

現在の自治体史の記載は以下のようであった。まず「大物崩れ」の合戦場から見てもよう。

『新修大阪市史』⁽⁴²⁾には次のように記されている。

浦上の宗徒島村貴則は明石勢に組みつたまま野里川の濁流に入した。貴則の憤死した淵から武者の顔をした甲のある蟹が得られたが、誰ということなくその蟹を「島村蟹」と呼んだという。(『足利季世記』)⁽⁴¹⁾

また『尼崎市史』⁽⁴³⁾には次のように記されている。

野里川は浦上勢の陣没者で埋められたといい、その数は五千人とも、一万人ともいわれるほどで多かった。浦上勢のなかでも島村貴則の奮

戦は語り草となり、それいらい、野里川には恨みのこもった島村蟹が発生したという伝説まで残っている。

どちらも「浦上氏の島村貴則」となっている。次に地元の岡山市を見てもよう。

『岡山市史』⁽⁴⁴⁾には次のように記されている。

村宗の重臣として活躍した島村弾正左衛門貴則は、村宗が細川高国を擁して上洛を企てたときに、村宗に従ってその軍中にあり、「大物崩れ」で討死した。この時、敵方の侍一人を小脇に抱えこんで野里川に跳びこんだが、その怨念で蟹の甲が人面に似た「島村蟹」となったという「平家蟹」もどきの伝説をのこした。

『和気郡史』⁽⁴⁵⁾、『邑久郡史』⁽⁴⁶⁾どちらも『備前軍記』⁽²²⁾から引用している。邑久郡史には「『陰徳太平記』曰ク」⁽⁴⁹⁾とあるが記載内容から見て『備前軍記』の間違いである。

『岡山市史』⁽⁴⁷⁾は明治三十二年（一八九九年）の『塚本浦上系図』⁽⁴⁸⁾から引用していて、間違った内容が記載されている。

備前長沼ノ城主島村弾正入道貫阿彌モ村宗ノ臣タリ村宗ト同時ニ打死ス。島村右馬助貴則ハ高国ノ供シテ尼ヶ崎ニ落ケルガ敵迫来リテ高国傷害ナレバ右馬助敵二人脇ニ挟ミテ海中ニ沈ンテ死シタリ。尼ヶ崎ノ者共申ナラハスニハ彼右馬助勇者ニテ死タルカ亡魂蟹ト成テ今其蟹ヲ島村蟹ト云フト也、云々。

ここでは「島村豊後守入道貫阿彌」が討死している。『備前軍記』によると、彼は貴則の子息で、天文年間に活躍し永祿二年（一五五九）に宇喜多直家に殺害されたとされている。「島村蟹」となっているのは細川高国家臣の島村右馬助貴則であり、左馬助は『狗張子』やそれを底本としたと思われる著作物に登場するが、「右馬助」という名前は初出である。地元の岡山市の市史に間違った内容が記されていることは、引用資料が明治三十二年と時代も古く、今のように情報収集が安易ではなく、情報も少なかったからであろう。

隣接する『西宮市史』、『徳島県史』も確認したが、どちらにも「島村蟹」の記述は無かった。

インターネット版「土佐島村系図」⁽⁴⁹⁾『日本氏族大鑑』に次の様に記してある。

近江國細川氏の武將に島村彈正左衛門高智なるものあり。細川高國に仕へ武勇を以て名を著す。享祿四年(一五三二)六月阿波の三好海雲長基、高國に謀叛して之を殺す。高智は、長基の兵と戦ふも遂に敵に囲まれ、仇二人を脇に挟みて摂津国尼崎の海に身を投じ水没す。のちに高智の怨念は蟹に化生し、土俗に「島村蟹」と云ふ蟹と為す。高智の後裔、初め備前國三石城に居し、のち高島城に遷す。浮田直家に仕ふ。のち土佐に下り秦元親に仕へ浦戸種崎に居す。

これは『土佐名家系譜』⁽⁵⁰⁾を底本として書かれたものであろう。この論文の趣旨のように、間違った情報が次の間違いを引き起こし、それが定着してしまう良い事例である。特に歴史に興味もなく、知識も無い人達が、面白おかしく誰でも簡単に検索し、興味本位で書き込みをし、それが伝染して行くインターネットでは大きな影響があると思われる。

『土佐名家系譜』には次のように記されている。

近江國細川氏上館管領家の部將に、島村彈正左衛門高智なるものあり、勇武を以て聞ゆ、其の後裔土佐に下り、土佐島村氏となる。

近江國住人島村彈正左衛門高智 又貴則(中略)按ずるに、島村姓近畿に多し、『細川両家記』に播磨衆島村彈正あり、又備前浦上家の老臣に島村豊後入道勸阿彌あり、之を以て見れば、島村家の最初本國は中国播備間に似たり、(中略)彈正勇にして膂力あり、(中略)敵二人を左右に挟み水に投じ残す、世に傳ふ彈正の靈後化して蟹となる、其の甲人面に似たり、島村蟹と称すと。(以下『斎諧俗談』からの引用として「島村蟹」の記事が続く)(中略)彈正七代裔、初備前國三石城に居り、尋で高島城に移り浮田直家に仕ふ、文祿、天正の頃土佐に下り元親に仕へ浦戸種崎に居る、

享祿四年(一五三二)から文祿天正の頃(一五七二～一五九五年)のわずかに四〇～六〇年で七代後裔とは無理があり、その間に三石城から高島城に移り、「浮田直家」に仕えた後土佐へ下り、長宗我部元親に仕えたという事も信じ難い。

又『南国市が生んだ土佐勤王党志士島村衛吉関係史料集』⁽⁵¹⁾も右の『土佐名家系譜』から引用していて、次のように記されている。

先祖は、管領細川氏の近江国の部將島村彈正左衛門高智で勇武を以て聞こえた人物であったという。

ところで前記に「近江国細川氏の武將島村彈正左衛門高智」とあるが、滋賀県の『大津市史』⁽⁵²⁾には、「島村蟹」や「島村彈正左衛門高智」の記事は一切無い。そもそも、細川一族は過去も含めて近江を所領した事が無く、細川氏の分国で無い所では、家臣に所領を与えられないため、家臣がいるとは考えられない。又、島村が高國の党に与した近江守護の家臣だとしても、前述した様に「大物崩れ」直前には高國が戴す將軍義晴が近江に逃亡中で、近江守護の六角定頼は將軍義晴の傍にあり⁽⁵³⁾当然大物の合戦には参陣していない。滋賀県の郷土資料で『滋賀県百科事典』⁽⁵⁴⁾を始め複数調べてみたが「島村蟹」に結びつく資料は見つからなかったし、当時の武將で「島村」姓も記載されていない。

最後に一般的な国語辞典等で「島村蟹」を確認してみた結果、次の二つに記載が有った。

『日本国語大辞典』第二版⁽⁵⁵⁾では「島村蟹」の出典を『本朝食鑑』と明示して抜粋していて、『日本百科大辞典』第二卷⁽⁵⁶⁾では「きめんがにの異名」とだけの記述であった。

おわりに

「島村蟹」の伝説は一五三二年の「大物崩れ」の後から、摂津地方で語られ始め、言い伝えられて来たのであろう。戦国時代からの大乱が終焉し、

江戸時代になり世情が安定してきた時、大衆の娯楽として「太平記読み」と言われる講談が流行り、それに付随して演題が必要となり『後太平記』『続太平記』『前太平記』『前々太平記』等々が書かれていったと思われる。又、本草書、浄瑠璃、浮世絵、戯作物、地誌類等々が刊行され広く読まれるようになった。

『後太平記』が「島村蟹」を取り上げたとき、島村貴則を「浦上村宗家臣」から「細川高国家臣」へとすり替えた。『後太平記』の著者多々良一竜は、島村貴則は「浦上村宗家臣」だと『足利季世記』等の典拠を調べて承知していたであろう。しかし主君(赤松義村)を殺害して、その子供(政村)を名目主君とし、実権を篡奪した浦上村宗の家臣では、当時、儒学・儒教思想を推し進めていた徳川幕府や諸大名が納得せず、大衆も支持評価をしなかったのではないだろうか。又、浦上村宗が播磨・備前・美作守護職赤松政村を圧倒していたとしても、赤松氏の家臣である村宗の家臣より、天下に知られた管領細川高国家臣の方が、インパクトがあったのだろう。そして「島村蟹」の説話になるようなキャラクターを、浦上家臣として登場させる事も、無視して除外する事も出来ず、高国家臣としたと推察される。『後太平記』はある意味、大衆文学であり、史実に忠実であるよりも、幕府・諸大名や大衆の支持や評価を優先していると思われる。

『陰徳太平記』の項で述べた様に、長州藩でも『後太平記』と同様に「島村蟹」は浦上家臣の「島村」だと認識していたと思われる。しかし、戦国時代には敵対することの多かった備前に、記録に残るような兵(ツワモノ)がいることを妬ましく思い、細川高国家臣にしたと推察される。

一七世紀後半にかけて、影響力のある『後太平記』や『本朝食鑑』『狗張子』等で、「島村蟹」は細川高国家臣の臣で、両脇に敵二人を抱えて野里川へ飛込んで討死した「島村貴則」ということが定着していった。一八世紀初頭に貝原益軒が『大和本草』の中で「細川高国家臣は誤りで実際は浦上家臣」だと指摘したが、その後は「細川高国家臣」が広く信じられてしまった。

一九世紀に入り当時人気作家の滝沢馬琴が長編の大作『新編金瓶梅』を発表した。又、それらに呼応して「島村蟹」の浮世絵や厄除けの絵札等が世に出ると「浦上家臣」と思っている人は、いなくなってしまうのだろう。そして明治の文豪森鷗外作品『安倍一族』にも細川高国家臣として登場してしまった。以上の経過状況で「細川高国家臣の島村蟹」は定着したと推察される。

次に飛込んで道連れにした人数や名前については、合戦後約半世紀が経過して『足利季世記』で初めて「島村蟹」が登場するも、その時は記されていない。その時『後太平記』で初めて「敵二人左右の脇に挟んで」と記されて、その後は「二人」と「両脇」が定着していった。確認出来る名前は「貴則」以外では、「左馬助」「貴範」「高則」「貴久」「高短」「右馬助」等である。『陰徳太平記』で「冥途の供」という台詞が入り、『備前軍記』でも使われ、敵の名前「佐田岡平治・吉村十郎」が登場するが、ほとんど広がっていない。

以上確認して来たが、『後太平記』が非常に大きく影響し、滝沢馬琴で仕上がっている事が理解できた。そして、浮世絵の武者絵や厄払いの絵札等にひろがって、「島村蟹」はワタリガニ科のガザミで、「細川高国家臣の島村弾正左衛門貴則が両脇に敵二人を抱えて野里川(中津川)に飛込んで死んだ」と定着したと推察する。

最後にこの論文について、間違いの指摘や新資料の情報等を頂いて一層の確度が高まれば幸いです。

又、御教授御指導をして頂いた、しらが康義氏や、岡山県立図書館、岡山県立記録資料館の職員の方々及び、写真や地図の資料の掲載を許可して頂いた国際日本文化センター様、岡崎市立中央図書館様及び尼崎市立地域研究史料館様に厚く御礼申し上げます。

〔注〕

- (1) 「細川高国」(国史大辞典編集委員会編集『国史大辞典』第十二巻、吉川弘文館、二〇〇一年)より抜粋引用
一四八四年(一五三二年)幕府管領。民部少輔・右京大夫・武藏守・従四位下。法名道水のち常桓。細川政春の子。摂津・丹波・讃岐・土佐守護。管領細川政元の養子三人(他は澄之・澄元内の一人。政元が暗殺された後、他の養子と戦い、故将軍足利義澄の子亀王丸(義晴)を将軍に擁立し専制権力を確立した。しかし家内で内紛が起き、其の隙に阿波から三好氏が堺に上陸した。高国は義晴を奉じて近江に逃れた。三好元長は義澄の子足利義維を奉じ堺に拠って畿内に指令を発した。高国政権は事実上崩壊し諸国を回って諸大名に支援を要請したが支援が得られなかった。しかし最後に備前の浦上村宗が立ち上がった。高国・村宗連合軍は播磨から摂津に勝ち進み「大物崩れ」の合戦場へと進んでいく。高国は和歌・連歌・書道等の教養を積んだほか、すこぶる多趣味で戦陣の間にも連歌会・猿楽・犬追物・鷹狩等を催している。
- (2) 「浦上村宗」(岡山県歴史人物事典編纂委員会編『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年)より抜粋引用
官途は掃部助。浦上宗助の子。浦上則宗死去の後浦上家の家督を継ぐ。主君赤松義村を補佐し、備前・美作・播磨國を実質的に支配していたが、永正十五年(一五二八頃)から義村と不和が表面化するようになり、義村は村宗の居城三石城を攻めたが果たせなかった。逆に村宗は播磨に攻め込み義村を追いつめ、家督を七歳の嫡子政村に譲らせた。しかし義村は再度村宗と対峙するが、村宗はこれを破り和議を成立させたが、室津で義村を暗殺し、その後政村を形式的に推戴した。享祿二年(一五二九)中央の政権抗争に破れた細川高国が村宗を頼り、翌年両者は東播磨を制圧し摂津も支配下に入れようとしていた。しかし播磨本国にいて細川晴元と通じた政村が、晴元方の阿波三好軍と対峙していた高国・村宗を攻め村宗は討死し、高国は尼崎で捕えられ自刃させられた。
- (3) 「細川晴元」(『国史大辞典』第十二巻)より抜粋引用
一五一四年(一五六三年)右京大夫。法名一清。細川澄元摂津・丹波・讃岐・土佐守護の子。永正十七年(一五二〇)父澄元が阿波で没し七歳で家督を継ぐ。大永六年(一五二六)細川高国方の内紛に乗じて三好元長等と阿波で挙兵し故将軍足利義澄の子足利義維と共に堺へ着岸。享祿元年高国を京都から駆逐するが、晴元は義維と堺に滞在し義維は堺公方と呼ばれた。「大物崩れ」で高国を滅ぼ

- し、後不和であった元長も除いた。
- (4) 「三好元長」(徳島新聞社編『別冊 徳島県歴史人物鑑』一九九四年)より抜粋引用
一五〇二年(一五三二年)。三好之長の孫。父長秀。長慶の父。彈正少弼・筑前守。山城守護代等に任じられる。永正六年(一五〇九)に父・長秀を失い、永正十七年(一五二〇)、祖父・之長の死後に家督を相続。大永七年(一五二七)二月の桂川の合戦に敗れた高国が将軍・足利義晴と共に近江国に逃れ幕府の政治は事実上機能を停止した。細川晴元・足利義維を擁して阿波から堺に渡り、堺に堺幕府を樹立した。元長が政権の中心人物として活躍したが、摂津の国人衆と対立し享祿二年(一五二九)八月に阿波に帰った。しかし享祿四年(一五三一)二月、細川高国の反撃にあった晴元に援けを求められて堺に入り、六月に摂津国で高国を敗死させた。「大物崩れ」これにより堺幕府に復帰したが、再び摂津人と又、それと結んだ主君晴元とも対立した。一族三好政長や一向一揆を味方につけた晴元に攻められ堺頭本寺で自害。
- (5) 「赤松政村」(『岡山県歴史人物事典』より抜粋引用)
幼名道祖松丸(さえまつまる)。元服して政佑、後政村、天文十八年(一五四九)将軍足利義晴から従五位下に叙せられ晴政と改名。父赤松義村が浦上村宗に殺害され村宗が播磨・備前・美作の実権を握った後も、形式的に守護職を保持していた。細川高国が村宗を頼り両者は享祿三・四年(一五三〇・三一)に東播磨から摂津に攻め入った。享祿四年六月四日に高国の敵細川晴元と結んだ政村は摂津で村宗を攻め滅ぼした。
- (6) 「赤松義村」(『国史大辞典』第十二巻より抜粋引用)
一四七二年(一五二二年)播磨・備前・美作の守護。赤松政則の死後赤松一族から嫡養子となり置塩城に居る。その頃浦上村宗が実権を握り、その権勢は守護義村を凌ぐものがあった。このような状況を打開するため、永正十五年(一五一八)から数次に渡り村宗を三石城に攻めたが敗北、同十七年(一五二〇)家督を嫡子政村(後晴政)に譲り剃髪した。翌大永元年(一五二二)村宗との間に和解が出来たが播磨室津に幽閉され殺害された。
- (7) 「細川尚家記」生島宗竹 一五五〇年頃 『群書類従第二〇輯』続群書類従完成会一九二九年 一九五九年改訂版 五九九頁
- (8) 蛸島直「蟹に化した人間たち(1)」二〇二二年発行、インターネット lib.aga.ac.jp/pdf/Kiyou_02F/02.../02_27_98.pdf
- (9) 「二水記」『大日本古記録二水記(四)』東京大学史纂所一九九七年 室町時

- 代の公家鷲尾隆康の日記
- (10) 『実隆公記』高橋隆三編纂 続群書類従完成会大洋社 一九五八年発行
- (11) 「尚通公記」『大日本古記録 後法寺關白記』第三卷 東京大学史料編纂所編纂 岩波書店発行 二〇〇七年
- (12) 「足利季世記」安土桃山時代『改定史籍集覧』第三〇輯 足利季世記卷三高 国記 一九〇二年 一七二頁
- (13) 「赤松盛衰記」『室町軍記 赤松盛衰記―研究と資料―』『赤松盛衰記卷之下天 王寺合戦尼崎大物崩之事』国書刊行会発行 矢代和夫・松林靖明・萩原康正・鈴木孝庸編 二二〇頁
- 作者、成立年等は不明だが、著者の一人の萩原康正氏が『赤松盛衰記』解説で次の様に書いている。「天正期に赤松家の祐筆嵯峨山民部が、書状・古証文等の記録から書き写し、二冊本として成立させていた。(中略)この「天正ノ此」という時期は定阿や実佑の『赤松記』等を考え合わせると、かなり多くの赤松一族に関する記録類が成立していたことを推測され(中略)末裔たちによって編まれた物である」定阿は天正十六年(一五八八)、佑は天正十七年(一五八九)に『赤松記』の伝本がある。江戸中期に確立したのだろうが、元本は十六世の終わり頃だと思われる。」
- (14) 若尾政希『「太平記読み」の時代』『近代政治思想史の構想』平凡社 一九九九年
- (15) 多々良一竜「後太平記」一六七七年 『物語日本史大系』第六卷 早稲田大学出版部 一九二八年 三四三・四頁
- (16) 『大津市史』第二卷中世 大津市役所 一九七九年 四五〇頁
- (17) 浅井了意『狗張子』卷一「島村蟹のこと」一六九二年 現代思潮社 三一頁
- (18) 岡田溪志『榎陽群談』『大日本地誌大系』第九冊卷第九城ノ部 卷 第一六名物土産ノ部 一六九八年大日本地誌大系刊行会 一九一六年 国立国会図書館近代デジタルライブラリー
- (19) 人見必大『本朝食鑑』一六九七年 五卷、平凡社、一九八二年、訳注者 島田勇雄 二五頁
- (20) 香川景継「陰徳太平記」『陰徳太平記一』 米原正義・他、東洋書院 一九八〇年 「卷七天王寺合戦付細川常桓自害事」二二二―二二三四頁 元禄八年(一六九五)完成、元禄十一年(一六九八)検閲、宝永三年(一七〇六)出版許可、享保二年(一七一七)出版
- (21) 橘生斎『西国太平記』 黒川真道編 国史叢書 国立国会図書館 近代デジ

- タルライブラリー
- (22) 香川正矩「陰徳記」 万治三年(一六六〇)死去 『陰徳記上』 校正米原正義 一九九六年 マツノ書店
- (23) 土肥経平「備前軍記」 一七七四年 『古備群書集成』第三輯古備群書集成刊行会 卷二「浦上村宗撰州出陣並討死事」
- (24) 平野庸脩『地誌 播磨鑑』 一七六二年 姫路市教育委員会社会教育課内 播磨史籍刊行会 一九五八年
- (25) 目原益軒『大和本草』付録卷二(介類)第二冊三四二頁 一七〇九年 有明書房 校正矢野宗幹 一九七五年
- (26) 井沢蟠竜『広益俗説弁』 一七一五年 校正白石良夫 平凡社一九八九年 一三三・一三二頁
- (27) 小林正甫『重編応仁記』 一七一一年 国文学研究資料館高知県立図書館(山内文庫)(二四六―七) インターネット
- (28) 滝沢馬琴『新編金瓶梅』下巻第七輯・八輯 一八三二―一八四七年 若山正和編 下田出版 二〇〇九年
- (29) 寺島良安『和漢三才図会』 一七二二年 訳注島田勇雄・他 平凡社 一九八七年 六五・六六頁
- (30) 大船東華『斎諧俗談』 一七五八年『日本随筆大成』第一期卷十 一九二八年 日本随筆大成刊行会
- (31) 岡白駒(竜洲)『奇談一笑』一七六八年 西田維則編集赤志忠雅堂発行 一八九七年 国立国会図書館デジタルサーチ
- (32) 越谷吾山『物類称呼』一七七五年 校訂東條操 岩波書店 一九四一年
- (33) 秋里離島『撰州名所図会』 卷之三 一七九六―一七九八年 臨川書店 三七六頁 一九九六年
- (34) 滝沢(曲亭)馬琴『燕石雜志』一八一二年『日本随筆大成』二期一九卷 日本随筆大成編集部(株) たんちよう社 一九三〇年
- (35) 山崎美成「三養雜記」『日本随筆大成』二期十卷 一九二九年 日本随筆大成編集部 (株) たんちよう社 一八四〇年 滝沢馬琴と親交があり、馬琴の影響があると思われる
- (36) 松江重頼、竹内若『毛吹草』江戸初期の俳諧論書 一六三八年完成一六四五刊行 岩波書店 一九四三年発行 一九七三年第三発行
- (37) 菊岡沾涼「諸国里人談」一七四三年 『日本随筆大成』二期二四 日本随筆大成編集部 一九七五年 吉川弘文館

- (38) 『日本山海名物図会』本文・木村兼霞堂(げんかどう) 画・蔀閑月(しとみ かんげつ) 『日本産業史資料一総覧』近代歴史資料集成 一七九七年
- (39) 小野蘭山『本草綱目啓蒙四一巻』一八〇三〜〇五年平凡社 一九九一年
- (40) 小原桃洞(良貫)『桃洞遺筆』一八三三年 『日本産業資料一総覧』 近代歴史資料集成
- (41) 森鷗外『阿部一族』一九二三年 岩波書店 二〇〇一年
- (42) 『新修大阪市史』第二巻 大阪市史編纂委員会 一九九〇年
- (43) 『尼崎市史』第一巻第三節戦国時代の尼崎 尼崎市役所発行 一九六六年
- (44) 『岡山県史』第五巻中世Ⅱ 岡山県史編纂委員会 一九八九年発行 一八六頁
- (45) 『和気郡史』通史編中巻一 和気郡史刊行会 二〇〇二年 二八二頁
- (46) 『邑久郡史』上巻 邑久郡史刊行会 高取山城の項 一九五四年発行
- (47) 『岡山市史』第二巻 浦上村宗の項 岡山市役所発行 一九三八年発行 一九七五年復刻
- (48) 「塚本本浦上系図」 同右 浦上村宗の項
- (49) インターネット版「日本氏族大鑑」 土佐島村系図
www.k2.dion.ne.jp/~tokiwa/keifu/
- (50) 寺石正路『土佐名家系譜』高知県教育会 一九四七年発行
「七〇島村氏」の項 国立国会図書館近代ライブラリー 『斎諧俗談』から引用と記している。『斎諧俗談』は『和漢三才図会』を底本としていられる、又『和漢三才図会』は『後太平記』又は『本朝食鑑』を情報元になっていると思われる。
- (51) 『南国市が生んだ土佐勤王党志士島村衛吉関係史料集』高知県南国市教育委員会 高橋史郎編集二〇〇一年発行『土佐名家系譜』から引用のため同じ間違いが記載してある。
- (52) 森田恭二『細川幽斎・忠興のすべて』 細川の流れと幽斎の出自、三〇頁
米原正義編集 新人物往来社 二〇〇〇年
細川一族の継続的な分国は、河内・和泉・讃岐・土佐・阿波・淡路・備後の七カ国で後年の応永年間(一三九四〜一四二八)以降の細川一族の世襲分国は、摂津・和泉・丹波・讃岐・土佐・阿波・淡路・備中の八カ国で、永享(一四二九〜一四四一)末年に三河を加えて一事は分国九カ国を数える。
- (53) 滋賀県百科事典刊行会『滋賀県百科事典』大和書房出版、一九八四年
- (54) 『日本国語大辞典』 第二版第六巻日本国語大辞典第二版編集委員会

小学館二〇〇一

(55) 『日本百科大辞典』第二巻 名著普及会 三省堂書店 一九八八

(56) 『新大系日本史4 政治社会思想史』宮地正人・河内祥輔・藤井譲治・栄沢幸二編者 株式会社山川出版社、二〇一〇年

(しまむら ゆたか 当館利用者)



写真資料二 『武勇魁図会』 溪斎英泉

(岡崎市立中央図書館所蔵)



写真資料一 『疫病除鬼面蟹写真』 森光親画 金屯道人識

(国際日本文化研究センター所蔵)

	浦上村宗家臣		細川高国家臣				浦上・高国双方無	
	年号	島村蟹無し 島村蟹有り	軍記物	本草物	読物・絵画	奇談・旅案内(左馬助)		備考
十六世紀	1531/6	二水記						「大物崩れ」直後 約20年後 約50年後 元本は16世紀中か
	1550頃	細川両家記						
	1585頃	足利季世記						
	1590頃か	赤松盛衰記						
十七世紀	1645		後太平記				毛吹草	
	1677							
	1692					狗張子(左馬助)		
	1697			本朝食鑑		摂陽群談(左馬助)		
	1698							
十八世紀	1709	大和本草	陰徳太平記					貝原益軒 益軒と親交有 1695完成1717刊行 和漢三才図会を底本
	1711	重編応仁記						
	1712			和漢三才図会				
	1715	広益俗説弁						
	1717							
	1743							
	1758				斎諧俗談			
	1762	播磨鑑				奇談一笑		
	1768							
	1774	備前軍記						
	1775			物類称呼				
十九世紀以降	1796					摂州名所図会(左馬助)	日本山海名物図会	滝沢馬琴 滝沢馬琴 滝沢馬琴 馬琴と親交有 森鷗外
	1797						本草綱目啓蒙	
	1803				島村蟹湊仇討			
	1807				燕石雜志			
	1811							
	1833				新編金瓶梅		桃洞遺筆	
	1831~47				三養雜記			
	1840				浮世絵 歌川国芳			
	1860頃				浮世絵 歌川芳員			
	同上				厄病除 金屯道人			
	同上				阿部一族			
	1913							

表1 「大物崩れ」に関する記事一覧

文化期児島内海争論をめぐる資料について

— 大崎・三宅家資料を中心に —

北 村 章

はじめに

古代「吉備穴海」とも呼ばれた岡山と児島に挟まれた海域は、岡山の三大河川の堆積作用と新田開発により、近世初頭には「内海」となったといわれている^①。それとともに、備前岡山藩と備中諸領との間で国境および漁場、葭草入会権等をめぐる争論が展開した。万治元年（一六五八）ころから始まった両者の争論は、やがて江戸訴訟に発展し、寛延三年（一七五〇）には、国境は現時点での海岸線であり、内海は備前領、備中妹尾漁民は備前児島郡の漁場への入漁との裁許が下る。宝暦八年（一七五八）には海岸線が国境、海は備前海であるが、新田開発は公儀新田とする幕府の裁許が下っている。しかし、文化六年（一八〇九）には漁場対立が再燃し、同十一年（一八一四）の備中側勝訴、同十三年（一八一六）には備前側の逆転勝訴、翌十四年に最終決着となる。その後は、興除新田の開発をめぐる交渉が行われることになる。

この内海争論は自治体史で多く採り上げられてきたが^②、本格的な論文としては、杉本史子「文化期児島湾争論とその背景^③」が最初である。杉本氏は、「村落構造の変化との関連のもとで社会経済史的に追求」されてきた従来の入会争論に、「政治的問題」をも含んで考えるべきとし、文化期の漁場・葭草争論を対象に、「備前・備中双方の農民、さらに備前国を支配した岡山藩、吟味にあたった幕府の個々の動き・主張を掘り下げながら」分析しようとした。資料としては、大崎・三宅家文書（明治大学博物館所

蔵）、早島・佐藤家文書、池田家文庫（岡山大学附属図書館所蔵）を用い、当該時期をつぎの三期に区分して論じている。すなわち、第一期（文化六年の発端から文化九年の主に漁場について争われた時期）、第二期（葭草争論が加わった文化十年から裁許が下った文化十一年十二月）、第三期（争論が再開され、最終決着がついた文化十四年）である。そして、「この争論によって作り出された在地の状況」が、文政期に築造される興除新田の基盤を提供することになったと結論付けている。

一方、定兼亨『「地域社会」の生成と消滅―備前国児島二十二ヶ浦等の場合―^④』では、「地域社会論」の立場から、備前側農民の争論母体となった「児島二十二ヶ浦」を、村落共同体等の一次的共同組織に対する「二次的共同組織」と位置づけ、その生成と運用から消滅までを分析する中で、この内海争論の歴史的意味を解明している。ただ、杉本・定兼両論とも、当時利用可能な資料にもとづく検討であった。

本稿では、杉本・定兼両氏の利用した資料のほかに、長らく未整理であった大崎・三宅家資料の玉野市所蔵文書を加えて、関係する諸資料の伝来と内海争論関係資料の残存状況、文化期の内海争論をとりまとめた「内海文化記」の成立について、総合的に分析するものである。それにより、争論全体の経過と本質をより具体的に検討できると考えるからである。本稿はその準備のための研究ノートである。

一 三宅家資料の伝来状況と内海争論に関する諸資料

児島湾の漁場・国境論争の研究で備前側資料の中心となるのは、児島郡大崎村（現玉野市八浜町大崎）出身の三宅家の資料である。同氏は、次頁の略系図で示したように、児島郡山田村（現玉野市山田）の三宅城主を祖とし、落城後、児島湾に面した大崎村に帰農して、のちに庄屋・名主・大庄屋・在方下役人等を歴任している（大崎・三宅氏）。一方、山田村に帰農した三宅氏は、山田村名主・大庄屋を務め、享保く元文期に分家を分出し（山田・三宅氏）、本家は明治になって児島姓を名乗っている（山田・児島氏）。児島氏の近世資料は散逸したが、大崎と山田の三宅氏資料は次のような経過を経て伝存している。

まず大崎・三宅氏の資料は、三つに分かれて伝来している。一つは、はっきりとした経緯は不明であるが、明治大学文学部が古書店から購入し、『明治大学刑事博物館目録』第二九号（一九六八）に「児島湾内海干拓関係文書」として公表した。一九八〇年、岡山県史編纂室が資料撮影をし、その約三分の一が複製資料となり、岡山県立記録資料館に引き継がれている。二つめは、岡山大学附属図書館の所蔵分である。これも、県史編纂室が調査し、仮目録を作成したが、撮影は行われなかった。三つめは、玉野市史編纂のために、玉野市文化財保護委員だった伊東忠志氏が、当時の当主三宅太郎氏（早稲田大学教授）の許可を得て大崎の三宅邸から収集し、玉野市総合文化センター内の文化財収蔵庫に保管した。市史編纂事業は一九六五年から始まり史料編刊行の一九七九年で終了するが、その後、県史編纂室の調査で一部目録を作成するも、撮影は行われなかった。今回、玉野市文化財保護委員でもある筆者が、一昨年から目録作成に着手し、完成も間近である。⁵⁾

ところで、明大博物館の「児島湾内海干拓関係文書」と岡大図書館所蔵の三宅家文書には、表1で示したように、大崎・三宅家と直接関係のない

山田村の資料が混在している。山田・三宅家文書は、やはり玉野市史編纂のために、一九六六年、市が三宅二郎氏から借用し、編纂事業終了後、同氏に返却された。一九九六年、岡山県郷土文化財団に寄贈されてデジタル化され、さらに二〇〇五年、同財団から原本とともに岡山県立記録資料館に寄贈されている。この山田・三宅家資料は分家三宅氏に伝来する資料であり、本家児島氏の大庄屋文書が伝来するとは考えにくい。児島氏の資料が古書店に流出したことがあり、大崎・三宅家資料の古書店流出とともに、明治大学がそれを購入したのではないかと推測できる。

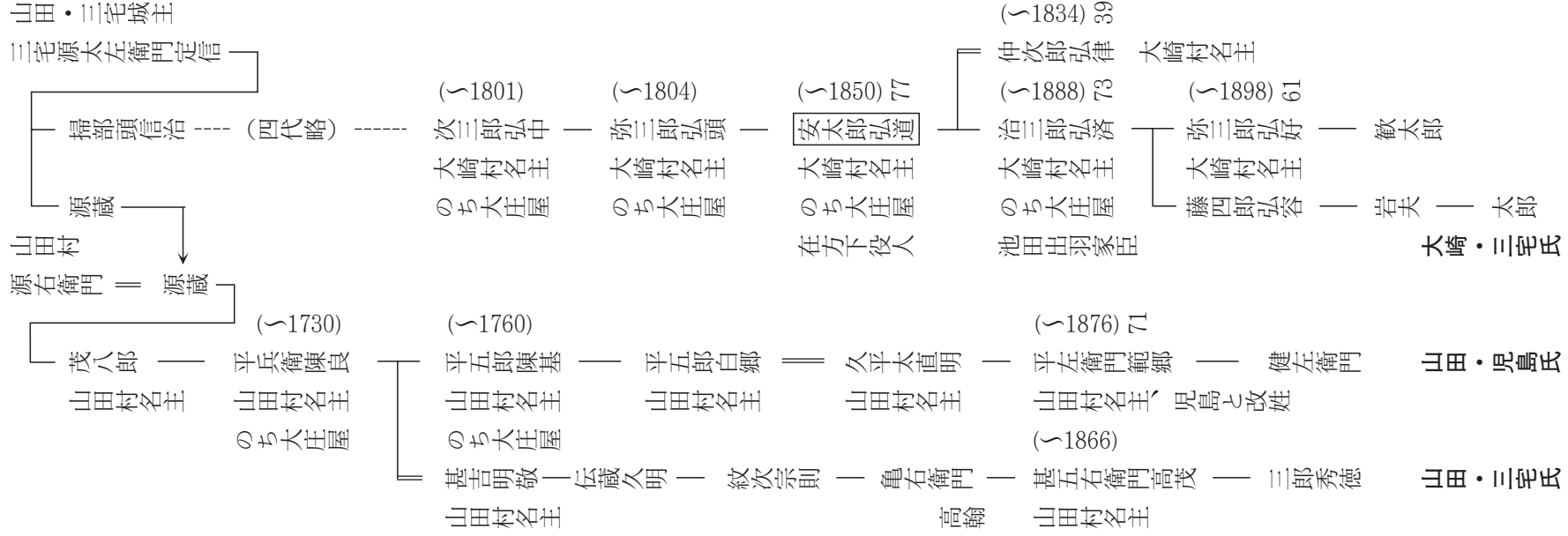
ここで、表1を詳しく検討しよう。表1は、三ヶ所に分散所蔵されている大崎・三宅家資料を、その時代や内容別にAくLに分類した。文化期の内海争論に関する資料が全体の四割と、最も多いのがわかる。次いでAくD以外の名主・大庄屋資料が四分の一を占めている。さらに、三宅家の明治期の経営資料が一四パーセントとなっており、やがて塩田経営に失敗して家産を傾けた当家のありさまを伝えている。

表1 大崎・三宅家および早島・佐藤家資料の分野別点数一覧

分 野	大崎・三宅家				早島・佐藤家	
	玉野市所蔵分	明大所蔵分	岡大所蔵分	合計	目録掲載数	残存割合
A 内海争論 文化以前	8	11	15	34	14	0.7%
B 内海争論 文化期	535	46	16	597	58	2.8%
C 興除新田関係	17	24	19	60	0	0.0%
D 福田新田沖新開関係	2	55	5	62	1	0.0%
E それ以外の名主・大庄屋資料	170	124	77	371	1881	90.2%
F 江戸期家政資料	6	7	3	16	5	0.2%
G 江戸期文化宗教資料	6	17	8	31	19	0.9%
H 明治期公文書	20	0	0	20	31	1.5%
I 明治期経営資料	10	153	39	202	46	2.2%
J 明治期家族関係	3	6	0	9	10	0.5%
K 明治以降文化関係	10	0	0	10	20	1.0%
L 山田村資料	0	43	6	49	0	0.0%
合 計	787	486	188	1461	2085	

(注) AくLの分類はおよそのものであり、厳密ではない。

【三宅氏略系】(伊東忠忠稿本写・三宅太郎氏蔵三宅家系図、大崎・三宅家墓碑、『山田村誌』、山田・三宅家文書、山田・三宅家墓碑等より作成)



【早島・佐藤氏略系】（『早島町史』より作成）



その他の備前側資料^①とともに、岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫中には、文化六〇十五年「児島郡八浜村獺場公事」(E四一二六四)、文化十一年十二月「児島郡漁場御裁許江戸御留守居より御郡代江申来趣」(E四一二六六)、文化十三年六〇十二月「御見分使御出之一件」(※E四一二九四)、文化十四年十二月「内海一件御裁許御請書」(E四一二七四)の四点がある。特に最初のものは二三〇枚以上ある資料で、岡山藩側の対応を年代順に編集している。

これに対して備中側資料としては、その中心であった妹尾にはまとまった資料が伝わっていない。しかし、早島村には、略系図に示したように歴代にわたって早島東三ヶ村(市場・塩津・無津)庄屋・大庄屋を勤めた佐藤家に多くの関係資料が伝わっている。同家資料は『早島町史』にいくつか掲載されているが、一九八一年には県史編纂室による調査も行われ、「早島・佐藤迪彦家資料」と題した目録が作成されている。表1のように、資料総数約二二〇〇点のうち九割が庄屋・大庄屋資料であるが、文化期の内海争論も五八点点存在する。しかし、県立記録資料館で複製資料として利用可能なものは、これを含めて一〇〇点ほどしかない。また、佐藤迪彦家資料以外に、「井上旭泉堂収集文書」(『早島の歴史3 史料編』所収一九九九^⑧)として、文化六年から十一年までの資料八点が翻刻掲載されている^⑨。また、早島西三ヶ村(塩地・頓行・長津)庄屋を勤めた大森家にも、県立記録資料館に寄贈された資料中に、文化期争論関係の資料五点点存在している^⑩。

二 「内海文化記」の成立

この争論で児島側訴訟の農民側指導者として活動した大崎村大庄屋三宅安太郎は、「内海一件彼是出精骨折」につき文政元年(一八一八)二月二十日、在方下役人に抜擢され、切米三〇俵一人扶持を支給されることになった^⑩。さらに「児島郡内海一件記録」の提出を命じられ、文化六年五月の発

表2 明大本「児島郡内海文化記 大序目録」による「内海文化記」の構成

巻数	表題(資料の表題通り)	記載期間	項目数
巻第一	初終之大抵ヲ顕ス	文化6 ~ 文化14.12.21	10
巻第二	己巳五月発端ヨリ同八月関訴出立マテ	文化6.5 ~ 文化6.8	40
巻第三	己巳十月ヨリ庚午六月マテ	文化6.10 ~ 文化7.6	34
巻第四	庚午夏ヨリ壬申春妹尾村船出入目印抜払掛合マテ	文化7.6 ~ 文化9.1	35
巻第五	壬申初夏地改前ヨリ同十二月地改引払マテ	文化9.3 ~ 文化9.12	47
巻第六	壬申十二月地改引払後ヨリ再地改前癸酉三月マテ	文化9.12 ~ 文化10.3	22
巻第七	癸酉三月ヨリ同七月再地改引払マテ	文化10.3 ~ 文化10.7	39
巻第八	癸酉七月再地改引取後ヨリ甲戌十二月筋違御裁許マテ	文化10.7 ~ 文化11.12	46
巻第九	甲戌十二月二日筋違御裁許ヨリ乙亥九月マテ	文化11.12 ~ 文化12.9	12
巻第十	乙亥九月ヨリ丙子見分前マテ	文化12.9 ~ 文化13.8	30
巻第十一	丙子八月ヨリ同九月廿七日見分使米倉村中引マテ	文化13.8 ~ 文化13.9.27	50
巻第十二	丙子十月見分使米倉帰宿ヨリ同十二月引払マテ	文化13.10 ~ 文化13.12	48

端から同十四年十二月までの書留写に享保から寛政までの諸記録を添えて、文政四年五月十四日、郡会所に提出している^⑪。その実物は池田家文庫に残されていないが、玉野市所蔵と明大所蔵の三宅家資料の中には、控えや編纂過程の編冊群が存在している。その総目録には「児島郡内海文化記」(「内海文化記」と略す)と表記されており、本編と合わせて二三巻で構成されている。そこで、これら残存資料から、藩に提出された完成本により近い資料を推定してみたい。

まず、総目録ともいえる「児島郡内海文化記大序目録」は、玉野市と明大にそれぞれ一冊ずつ残されている。明大所蔵分①は、写真1で表紙を示したが、七五枚の和綴本となっており、争論に至った経過と一二巻に記した事項の総目次が記されている。文化期内海争論の全貌が理解されるものであり、表2に各巻の内容構成をまとめた。これに対し、玉野市所蔵本の表題は「児島郡内海文化記大序目録 三宅安太郎扣」となっていて、写真1の①には見えない「三宅安太郎扣」という付記がある



写真1 右上①「児島郡内海文化記大序目録」、
左上⑦「海面諸夏留帳」、右下⑧「海面諸御用
留」、左下⑨「内海御用留」(明治大学博物館所
蔵)

ことから、編者の控えであることがわかる。また、玉野市本には、巻第三の目次部分に「巻 関東御奉行所名元并和泉守殿家来名元トモ留(改行して)式 巳八月廿二日寺社御奉行所へ指出訴書」という記述があるが、明大本には改行の間に、「式 巳十月十九日江戸行岡山出立ヨリ着府マデ書留」という項目が残されていて、「式」の文字が消除されている。これらの点から両者は明らかに別本であると想定できる。しかし、どちらが最終稿に近いか確定できない^⑬。

次に、各巻について検討する。まず巻第一は、大序目録に「初終之大抵ヲ頭ス」と書かれてあるが、その内容を見る限り重要書類の抽出と考えられる^⑭。ただ、巻第二―一二での記載期間を超えて、文化十四年中の資料が収録されているところを見ると、この巻第一は「内海文化記」がほぼ完成した後、急遽設定した巻ではないかと思われる。しかし、この巻第一に相当する冊子は、玉野・明大・岡大の各所蔵中には見当たらない。

続いて、巻第二―三は文化六年五月から文化七年六月の間をまとめているが、明大所蔵資料では、表3に示した②「巻 児島郡内海江備中都宇郡

表3 明治大学所蔵資料のうち「内海文化記」に相当する資料

番号	目録	表題(資料の表題通り)	記載期間	項目数
②	16-1	巻 児島郡内海江備中都宇郡妹尾村漁夫共新規竹木建且狼藉仕候一件書類 御扣へ	文化6.5 ~ 6.7.7	35
③	17	巻式 児島内海付村々備中妹尾村々魚獵場一件書類留	文化6.8 ~ 6.10	無記入
④	16-2	児島郡内海江備中都宇郡妹尾村漁夫共新規竹木建且狼藉仕候一件書類 巻式	文化6.5 ~ 6.10.8	78
⑤	18-1	内海一件巻式	文化6.10 ~ 7.5	無記入
⑥	18-2	内海一件巻三	文化7.5 ~ 8.8	無記入
⑦	14	海面諸夏留帳	文化10.3 ~ 10.7	22
⑧	28	海面諸御用留	文化10.7 ~ 10.12	24
⑨	35	内海御用留	文化11.1 ~ 11.12	17

(注) 目録欄の数字は、『明治大学刑事事博物館目録』第29号の「児島湾内海干拓関係文書」の書冊・横帳の部の番号である。

く⑤の「内海一件巻式」・⑥の「内海一件巻三」^⑮は、文化六年十月から同八年八月までを記録し、「大序目録」の巻第三から第四の五前後の期間に当たるが、各資料に番号付けはなされておらず、完成本にはほど遠い印象である。

続いて、写真1に示した⑦の「海面諸夏留帳」^⑯は文化十年三―七月を記述しているが、書名の右肩に「巻第七ノ内四」と朱書があり、「大序目録」の巻第七に近いと推定できる。さらに、⑧の同十年七―十二月の「海面諸御用留」には左肩に「文化記巻第八」、⑨の同十一年一―十二月の

妹尾村漁夫共新規竹木建且狼藉仕候一件書類 御扣へ」が文化六年五―七月の三五項目を記述し、続いて③の「巻式 児島内海付村々備中妹尾村々魚獵場一件書類留」が同六年八―十月を書いている。一方、④の「児島郡内海江備中都宇郡妹尾村漁夫共新規竹木建且狼藉仕候一件書類 巻式」は、②・③と同一期間が追加資料も加えて七八項目でまとめられている。これは、「大序目録」での巻第二から巻第三の八までに相当し、項目を取捨選択する前のより古い編冊であったと思われる。続

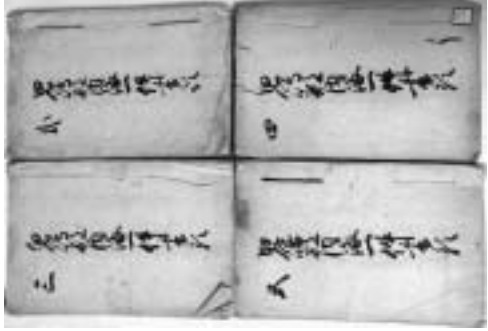


写真2 ⑩～⑬「児島郡内海一件書類」式・三・四・五

表4 玉野市所蔵資料のうち「内海文化記」に相当する資料

番号	表題（資料の表題通り）	記載期間	項目数
⑩	児島郡内海一件書類 式	文化6.5.14 ～ 6.8.23	40
⑪	児島郡内海一件書類 三	文化6.8.22 ～ 7.6.15	29
⑫	児島郡内海一件書類 四	文化7.6 ～ 8.6.21	29
⑬	児島郡内海一件書類 五	文化8.9.27 ～ 9.2.27	30
⑭	御見分使御逗留中諸注進留元扣三宅安太郎	文化13.8 ～ 13.9.27	50
⑮	御見分使御逗留中諸注進留	文化13.8 ～ 13.9.27	50
⑯	内海一件熟談願下書類 三宅安太郎扣	文化13.10.16 ～ 14.12.21	無記入
⑰	書上之留 児島後三郎・保住多喜弥（卷第十二）	文化13.11.8 ～ 13.12.18	9

「内海御用留」にも「文化記巻第八ノ末へ加ル」と記され、「大序目録」の巻七・八に近い冊子となっている。しかし、項目数は一致していない。文化記」として完成には至っていない。

さらに表3には掲げなかったが、明大資料には和綴じ部分が破損し、同一の資料番号^⑮13をつけられた資料群がある（実は「大序目録」がその冒頭部分）。およそ六つの部分で構成され、時期的には、文化八年八月から同十一年末までと同十二年後半のものである。この資料は前後錯綜して復元するのが難しいが、②～⑨の欠落部分を補うことができる。以上のように、明治大学所蔵分は、「内海文化記」の完成本ではないが、「大序目録」の巻第二から一〇の途中までをカバーしていることがわかった。

一方、玉野市所蔵の大崎・三宅家資

料には、表4のように「内海文化記」に相当すると思われる資料が残されている。その中で、⑩～⑬の資料は、前述の三宅安太郎の提出した「児島郡内海一件書類」と表題が一致することに注目

したい。その掲載期間も、表2と比較すると、巻第二が⑩と、巻第三が⑪と、巻第四が⑫と⑬を合わせたものとそれぞれ一致している。記載項目は、⑩と第二が同数である一方、⑪と巻第三は項目数は異なるが、資料内容は同じである。おそらく⑪の資料を分割して項目数を加増したものと考えられる。⑫・⑬と巻第四も同様である。このことから、これらの四冊が、岡山藩に提出された書類と別冊ではあるが大変近いものと考えられる。これらを写真2に示した。

一方、表4の⑭（⑮はその浄書本）は、表題は全く違うが、内容は巻第十に相当し、項目数も一致していることから、「内海文化記」に近い編冊とみなすことができる^⑯。しかし、⑯と⑰は争論決着時のいくつかの資料を収録するのみで、巻第一～全体にわたる記録ではない。このように玉野市本には、巻第二～四と一一に完成本に非常に近いものが残されていることがわかった。

以上のような分析から、文化期内海争論は、玉野市本に文化六年から同九年初頭までと文化十三年の時期に完成本に近いものが残され、明大本には、文化六～同十二年末までの争論中の原初的な記録または断簡が残されていると考えられるであろう。これらを踏まえて、文化期の児島内海争論は再検討されるべきである。

結びにかえて

今まで紹介した①～⑰の資料は、文化期内海争論の発端から決着までを伝えてくれる貴重な資料である。前述したように、三宅安太郎が文政四年に岡山藩に提出した「児島郡内海文化記」は現存していないものの、それに近いもの、あるいは訴訟の過程で逐次書き留められた生々しい資料が伝来していることがわかった。これらに、池田家文庫中の「児島郡八浜村獵場公事」等を加えると、備前側から見たこの争論の経過がさらに鮮明となってくる。杉本・定兼両氏も前掲書で略述しているが、稿末に本稿独自の文

表 5 文化期年別資料の残存状況

年代		大崎・三宅家				早島・佐藤家 目録 掲載数
		西暦	玉野市 所蔵分	明大 所蔵分	岡大 所蔵分	
文化年	西暦	玉野市 所蔵分	明大 所蔵分	岡大 所蔵分	合計	
文化6	1809	3	4	2	9	0
7	1810	2	1	4	7	0
8	1811	19	1	0	20	0
9	1812	19	6	0	25	4
10	1813	95	15	2	112	32
11	1814	14	6	0	20	3
12	1815	208	3	1	212	2
13	1816	124	1	2	127	3
14	1817	1	2	0	3	0
年不明		50	7	5	62	14
合計		535	46	16	597	58

が、そのうち約三五〇点が書状や嘆願書の案文、見分使活動中の在地諸記録などの形で伝来し、貴重な一次資料として残されている。これらの原資料を含めて、大崎・三宅家および早島・佐藤家資料を文化期の年代別に集計したものが表5である。玉野市所蔵分で文化十、十一、十三年の資料が特に多く残されていることがわかる。今後これら後半部分の原資料を活用しながら、児島郡内海争論の経過と歴史的意義を再検討したいと考えている。

最後に、この小稿の執筆にあたって、多くの助言と便宜と与えていただいた岡山県立記録資料館と館長定兼学氏、および明治大学博物館に深く感謝したい。

化期内海争論の略年表を掲げておく。

しかし、①～⑯の編纂物は、備前側大庄屋による二次的資料であることには変わらない。編纂物の原資料は使用後に破棄される場合や、保存されても虫損水損・自然劣化・後世の人物による破損破棄等によって失われることが多い。あらためて大崎・三宅家資料の場合を見ると、表1で示したように、玉野市所蔵分には五三〇点以上の文化期内海論争関係の資料がある

〈注〉

- (1) 『児島湖発達史』（一九七二年刊）によると、元和四年（一六二八）、酒津から五軒屋までの間に東大川（高梁川分流）の堤防が作られ、海は完全に閉鎖され、児島湾となったとしている。
- (2) 自治体史としては、『岡山県児島郡誌』（一九一五）、『早島町史』（一九五五）、『奈屋町史』（一九六四）、『岡山市史（産業経済編）』（一九六六）、『玉野市史』（一九七〇）、『妹尾町の歴史』（一九七〇）、『興除村史』（一九七二）、『児島湖発達史』（一九七二）、『玉野市史 史料編』（一九七八）、『岡山県児島郡灘崎町農業発達史』（一九九〇）、『早島の歴史』（一九九七）等に記載がある。
- (3) 藤井駿先生喜寿記念会編『岡山の歴史と文化』所収（福武書店 一九八三）。
- (4) 『瀬戸内海地域史研究』第九輯（文献出版 二〇〇二）所収。なお、「児島二十ヶ浦」の問題については、同氏著『近世の生活文化史』（一九九九）の第三章第二節に最初の論考がある。また、「干潟の漁業と社会―児島湾干潟の事例―」（史学会シンポジウム叢書 後藤雅知・吉田伸之編『水産の社会史』山川出版社 二〇〇二所収）では、寛政十年再興の妹尾・御前神社総馬（岡山県立博物館保管）を題材にした妹尾漁業の分析等が興味深い。
- (5) 玉野市所蔵分の三宅家資料は、玉野市総合文化センター内の収蔵庫に保管され、同センターの文化財係の所管であるが、現在、玉野市には専門の学芸員が配置されておらず、閲覧対応は困難な状況にある。
- (6) 伊東忠志氏が山田・児島家資料を古書店で見つけ、自費で購入して玉野市史に利用されたことをうかがったことがある。
- (7) 大崎・三宅家以外では、灘崎を知る会発行『内海争論弥右衛門記録』（二〇〇一 文化十二）三年の記録（岡山市立灘崎図書館等所蔵）、岡山市池宗家文書『内海干潟一件』（岡山県立記録資料館複製資料 元禄十三、享保五、十六、文化六、文政元）等がある。
- (8) その資料とは、文化六年十一月「漁場出入につき妹尾村返答書」、文化七年一月二十一日「漁場出入につき妹尾村願書」、文化七年五月二日「かし木差しとめにつき妹尾村訴状」、文化九年四月「新規かし木差し留めにつき妹尾村訴状」、文化九年十一月二十三日「論所見分につき箕島村・早島村返答書」、文化九年十一月「漁場出入につき妹尾・箕島・早島三ヶ領規定書1」、文化十年一月「漁場出入につき妹尾・箕島・早島三ヶ領規定書2」、文化十一年一月「備

- 中方往来差し留めにつき児島村々百姓口上覚」の八点である。
- (9) その資料とは、文化六年十一月「海面出入返参書差出候写シ」、文化九年十二月「年寄忠兵衛江戸表へ差出シ候敷書下案」、文化十年八月十三日「寛延宝暦両度御裁許書写柄覚書」、文化十一年三月十九日「甲戌三月十九日到着江戸状之写」、文化十二年十一月「早島村沖新田大悪水川堰戸一件児島郡と内済取向候始末書上」の五点である。
- (10) (11) 池田家文庫「先祖并御奉公之品書上 三宅安太郎」(D―三 二九四〇)、県立記録資料館複製資料による。
- (12) 玉野市本の「児島郡内海文化記大序目録」は伊東忠志氏による稿本写があるが、原本は現在行方不明であり、明大本との比較検討ができないことも、どちらが最終稿か判断がつかない理由である。
- (13) 明大本「児島郡内海文化記 大序目録」の巻第一に書かれている十項目の表題を、資料の表現通りに掲げると次のようになる。
- 一 文化己巳己亥端々同十三丙子マテ下タ方々都て公辺申立之意趣書取
 - 二 甲戌冬筋違御裁許并乙亥八月備中妹尾村入漁夫狼藉一件御樽書
 - 三 同十二月ヨリ丙子冬マテ御郡奉行御郡目付申立御趣意書取
 - 四 丙子八月児島地統新開一件双方書付
 - 五 同十二月見分使々談覚書并口達返答覚書
 - 六 備中早島大悪水樋尻分木取払一件 證文并内海名主書状トモ
 - 七 丙子十二月備中妹尾村外三ヶ村惣代連印詫書繼延慶人書添トモ
 - 八 同十二月熟談御吟味下連印願書
 - 九 右熟談願下之義御答合丁丑三月御答書
 - 十 丁丑十二月廿一日御裁許御請差上一札

最後の項目十に相当する資料が、明大資料番号44の文化十四年十二月二十一日付の「内海一件済口差上一札写」と考えられ、「内海文化記」の最後の記述である同年十三年十二月を時期的に越えている。

- (14) このうち、②・⑤・⑥の三冊を使用して、備作史料研究会が『備作之史料 (六) 内海一件』として翻刻している (二〇〇四)。
- (15) 明大本の資料番号とは、『明治大学刑事博物館目録』第二九号の「児島湾内海干拓関係文書」のうち、書冊・横帳の部の番号であり、二八四番までである。この他、書状の部でも一九二番までの資料番号があるが、複数の関連冊子に同一番号を付けているものがあり、表1では全体の資料総数を掴むために、それらを加えて集計した。

- (16) 玉野市所蔵の⑩⑪⑬⑭の資料については、伊東忠志氏による稿本写があり、星島民記氏が二〇〇八年十一月に玉野市総合文化センター文化財収蔵庫に寄贈された。ただ、⑭については稿本写は見当たらない。

(きたむら あきら 岡山県立記録資料館)

文化期内海争論略年表

西暦	和暦	干支	事項
1809	文化6.5.14	巳	内海漁場の中曾根辺で妹尾漁師50人余が操業、八浜漁師と対立
1809	文化6.5.29	巳	妹尾漁師200人余、字内尾ほとりかしで潮待ち中の八浜漁船二艘を取り囲み、乗員を泥責めにし漁具を奪う
1809	文化6.8.22	巳	以後、村役人間、岡山藩と妹尾陣屋役人の交渉難航
1809	文化6.8.22	巳	児島側惣代八浜村名主小八郎・北浦村名主文吉・八浜村漁師平吉ら、寺社奉行所へ訴状提出
1809	文化6.11.13	巳	評定所に児島側（小八郎・彦崎村名主勝右衛門・八浜村漁師茂平）、妹尾側（庄屋九右衛門・三郎兵衛・弥次右衛門）出頭、吟味開始
1809	文化6.11.16	巳	寺社奉行（松平和泉守乗寛）吟味、小八郎・文吉・茂平・郷宿伊勢屋新次郎、相手方九右衛門・三郎兵衛・弥次右衛門・郷宿利右衛門、以後、12.6/文化7.1.21/2.19/2.29/3.12/4.22/4.29/5.4と吟味続く
1810	文化7.4.16	午	児島側が濡北へ新かしを建てたと妹尾側が訴え、4.18には妹尾側が濡を越えてかしを建てたと児島側が非難
1810	文化7.6～10	午	寺社奉行所にて留役清水兵蔵による吟味
1811	文化8.閏2.6	未	児島地続新開につき吟味、以後3.10/3.19/5.9と続く
1811	文化8.9.26	未	寺社奉行所にてかし漁場につき双方吟味（児島側は小八郎・槌ヶ原村名主太兵衛出頭）
1811	文化8.11.2	未	評定所で寺社奉行から見分使派遣を告げられ、双方帰国を申し渡される（児島側小八郎・太兵衛出頭）
1811	文化8.12.16	未	見分使の仕構えのため、児島・妹尾双方が米倉村で対談
1811	文化8.12.17	未	内海請込名主から妹尾村へ、見分使の目障りとなるため船出入の目印の竹木を抜き取るよう要求
1811	文化8.12.20	未	妹尾村庄屋より、船出入り目印の抜き取りには応じない旨返答、別に下棟に建てた「新かし」二ヶ所23本を抜き取るよう、妹尾村庄屋九郎兵衛・佐藤正右衛門・井上又兵衛が児島側に要求
1812	文化9.3.7	申	見分使に柴田左文次・今井浅右衛門決定
1812	文化9.4.5	申	妹尾前澤木を八浜漁師抜き取る
1812	文化9.7.13	申	地改役人柴田左文次・今井浅右衛門、米倉村和右衛門宅着、翌日双方惣代を呼出
1812	文化9.7.15	申	妹尾者大勢海面で児島方番船を取り囲み、泥中の古杭流木をかし木と唱え地改役人に見せる
1812	文化9.7.16	申	地改役人米倉村から乗船、中曾根・長棒両かし見分、臨時に八浜村神職多門宅止宿、以後12.6まで地改行われる
1812	文化9.12.3	申	妹尾側数百人干潟葭草を刈り取る
1812	文化9.12.6	申	地改役人柴田左文次・今井浅右衛門米倉村発、江戸に戻る
1813	文化10.1.30	酉	児島側惣代迫川村名主学次・太兵衛、葭草一件を含めて寺社奉行に訴状提出
1813	文化10.3.3	酉	寺社奉行より海面再見分使を派遣する達あり、惣代帰村を申し渡される
1813	文化10.3.12	酉	寺社奉行所で、大濡北一円妹尾村漁業許可、児島側は上手下手屋井以外の濡北一円漁業指留と申し渡し
1813	文化10.3.25	酉	妹尾漁師大勢出漁
1813	文化10.4.2	酉	児島漁床を荒らし狼藉を働いた妹尾丸太船四艘を八浜村に連れ帰る
1813	文化10.4.5	酉	地改役人鈴木逸八・小林金五右衛門到着、以後7.8まで八浜・妹尾・天城・早島村逗留
1813	文化10.5.26	酉	妹尾村民二千人漁業差止め解除を求めて氏神に集まり、代表11人が見分使宿所の早島村沖新田貞蔵方に歎願
1813	文化10.6	酉	国境は備前側の主張が採用されたが、漁業葭草は備中の主張が入れられ濡より北に漁ができると主張
1813	文化10.6	酉	22か浦側の反論は返却される
1813	文化10.7.6	酉	地改役人鈴木逸八・小林金五右衛門、早島沖新田発、江戸に戻る
1813	文化10.9.10	酉	箕島村前小溝掘浚一件につき八浜より掛け合い
1813	文化10.11.22	酉	小八郎・真助、寺社奉行へ訴状提出
1813	文化10.閏11.19	酉	阿部備中守双方呼出、児島側小八郎・郡村名主真助、備中側妹尾村九右衛門・三郎兵衛、箕島村弥介、早島村磯次郎、帯江村復右衛門・林右衛門出頭
1813	文化10.12.13	酉	岡山藩より領民へ備中四ヶ村へのかき・はいがいその他一切の売買停止、妹尾村の縁者と往来指留、他国奉公日雇は既に指留
1814	文化11.2.5	戌	阿部備中守双方呼出、児島側小八郎・粒江村五人組頭元右衛門・彦崎村判頭基左衛門、備中側妹尾村九右衛門・三郎兵衛ら出頭
1814	文化11.4	戌	妹尾村端東西二箇所、村役人門前に三か所、高札を掲げて村内に裁許まで自重を促す
1814	文化11.12.2	戌	寺社奉行より妹尾側の主張で裁許下る、児島側小八郎・元右衛門・基左衛門、備中側庄屋ら出頭
1815	文化12.1.4	亥	郡代水野助太夫・郡奉行児島後三郎・大庄屋三宅安太郎ら再訴訟のため岡山発、1.20江戸着
1815	文化12.1.29	亥	岡山藩江戸留守居役松原平右衛門から寺社奉行へ書付持参
1815	文化12.3.14	亥	津高郡今保村漁師が庭瀬河口で持網漁中、妹尾側が網を奪う
1815	文化12.4.27	亥	岡山藩家老日置元八郎岡山発、5.15江戸着、翌年5.7江戸発5.24岡山着
1815	文化12.5.2	亥	児島者が箱訴を行う
1815	文化12.8.1	亥	妹尾漁師10人濡東字与左衛門かしで押漁、八浜漁師が妹尾漁師四人を連れ帰る
1815	文化12.8.2	亥	庭瀬川尻濡東で潮待の今保村漁師を妹尾村漁師百数十人が取り囲み、泥責めにし持網五つ奪う
1815	文化12.8.6	亥	妹尾板乗漁師50人大濡辺字長棒で漁、そのうち三人が濡南でうなぎ搔をし、八浜漁師と喧嘩
1815	文化12.12.2	亥	評定所にて寺社奉行による再吟味開始、児島側妹尾側惣代出頭、郡奉行児島後三郎・保住多喜弥も出座
1815	文化12.12.5	亥	評定所にて再吟味、児島側八浜村名主龜五郎・今保村名主平六郎・八浜村漁師茂兵衛出頭
1815	文化12.12.22	亥	岡山藩江戸留守居役松原平右衛門、老中松平伊豆守信明・牧野備前守忠精に書付
1816	文化13.1	子	倉敷村讃岐屋と右衛門から倉敷川白石川より城米積み出しの際の濡印に木を立てて欲しいと願う
1816	文化13.2.5	子	評定所にて再吟味、以後2.13/3.5/6.5と続く
1816	文化13.6.7	子	字大まがりの濡南でうなぎ搔をしている妹尾漁師数十人を見つけ、川張・片岡沖に侵入した四人を召捕
1816	文化13.6.11	子	見分使派遣申し渡し
1816	文化13.7.28	子	見分使松坂源左衛門・加藤吉蔵ら江戸発、8.15大坂着
1816	文化13.8.22	子	見分使松坂源左衛門・加藤吉蔵ら米倉村着
1816	文化13.8.23	子	見分使本陣に双方代表出頭、児島側槌ヶ原村名主太兵衛・粒江村名主富次郎・八浜村名主龜五郎・彦崎村百姓次右衛門・八浜村漁師茂平・今保村惣代名主代藤右衛門・彦崎村名主勝右衛門・北浦村名主文吉・粒江村五人組頭元右衛門・八浜村漁師為次郎・今保村漁師多左衛門、備中側妹尾村惣代庄屋代忠兵衛・同清十郎・浦年寄弥次右衛門・帯江村惣代庄屋栄三郎・同復右衛門・同林右衛門・早島村惣代庄屋浅右衛門・同吉右衛門・庄屋代三兵衛・年寄平兵衛・箕島村惣代庄屋源次・年寄与一兵衛・同新兵衛
1816	文化13.8.26	子	見分使米倉村渡場より乗船、以後、見分開始
1816	文化13.9.10頃	子	備前側 証拠物目録作成
1816	文化13.9.20	子	備中側 証拠物提出
1816	文化13.9.24	子	見分使、亥8.1・8.2・8.6の事件吟味、子6.7の事件では妹尾方は濡北で漁をしていたが児島側が捕まえに来たと答弁し、片岡沖まで逃げたのは濡南にいたからであると見分使が指摘し、妹尾側の虚偽を叱る
1816	文化13.9.25	子	亥8.2に今保村漁師の網を奪っていった妹尾村の三人の出頭を命じるも、妹尾村庄屋が同名が多いと連れて来なかったため、見分使が庄屋を叱る
1816	文化13.10.30	子	妹尾側が彦崎村役人へ詫書提出
1816	文化13.12.1	子	見分使に対して妹尾側が吟味下げを申し出る
1816	文化13.12.7	子	倉敷村児嶋屋武右衛門が立入内済開始
1816	文化13.12.18	子	双方が内済で決着することとする
1816	文化13.12.20	子	見分使、米倉村発、片上泊
1817	文化14.12.21	丑	児島・備中四ヶ村惣代による評定所あて一札が提出され、争論が終結する

（註）大崎・三宅家の各資料（玉野市所蔵分・明治大学博物館所蔵分）、池田家文庫「児島郡八浜村獵場公事」等からまとめる。児島側の資料を主に検討したため、児島側の主張に沿った表現になっている所があることを断っておきたい。

幕末維新时期地方国学者の人的ネットワーク

— 岡山藩陪臣小山敬容の日記より —

近 藤 萌 美

はじめに

幕末維新时期の岡山藩の研究はこれまで政治史を中心に段階的な動向を明らかにしている。^①文久二年（一八六三）閏八月十六日、朝廷から岡山藩へ長州藩・薩摩藩に次いで攘夷周旋の内勅が下されたのは、岡山藩に尊王攘夷運動が活発な素地があったからとし、元来ペリー来航以降の時代背景から説明されることが多い反面、岡山藩ではそれ以前の文教政策にその土壌があったと指摘する研究もあるが、思想的分析はいまだ不十分であると考ええる。

また幕末思想史研究は、近年平田学の再検討が国立歴史民俗博物館において宮地正人氏を中心に進められ、気吹舎の全国ネットワークが明らかにされてきている。^③

本稿では、幕末維新时期岡山藩尊王攘夷派番頭土肥典膳^④に仕えた国学者小山敬容の日記^⑤（文久二年一月～閏八月、明治二年一月～明治三年十二月）を題材に、幕末から明治初期にかけて一学者が形成した人的ネットワークがどのようなものであったのかを探ってみたい。

一 小山敬容とその日記

小山敬容は天保六年（一八三五）一月二十六日に大坂中之島で生まれた。初め莊太郎と称し、字は伯徳、桂洲と号した。父の義行（通称彦作）は備

前国上道郡平井村出身の剣客であったが大坂で遊学していた。母は兵庫平野村山根惣右衛門次女登波といった。後に詳述するが敬容は父方の縁戚関係の中で人的関係を取り結んでいく。敬容八歳の天保十三年（一八四二）に家族で郷里の平井村に帰ってくるが、それまで敬容は四歳の頃から大坂の儒者安藤秋里の門に入り、字を習った。この時「容」という名、「伯徳」という字、「桂洲」という号を付けられた。帰郷後の天保十四年、敬容が九歳の頃より水田苔松に字を習うようになり、わずか十二歳にして、「桂洲詩稿」を編んだ。幼い頃より読書、作文など大人に劣らず、神童と呼ばれていたという。^⑥

文久二年（一八六二）二月三日、敬容二十八歳の時に岡山藩番頭伊木忠哲（一二〇〇石）に仕えるが、それまでの十六年間の詳細は不明である。残された和歌草稿から二十三歳の頃には森寺美郷^⑦の門に入っており、その後も島岡宗蟬^⑧、女流歌人の安原玉樹、藤原操南と交流していることがわかっている。伊木忠哲に仕えた同年九月七日に江戸へ出立、忠哲とともに平田鉄胤入門、毎月五・十の会日は加藤千浪の歌会に参加した。慶応元年（一八六五）八月一日、敬容三十一歳の時土肥典膳隆平（番頭、四三〇〇石）に転任する。土肥典膳は伊木忠哲の実兄であり、忠哲は土肥家より伊木家へ養子に入っていた。忠哲と敬容が文久二年十月に気吹舎入門した約二ヶ月後の十二月に典膳も入門していた。同三年十二月より京都騒然のため典膳とともに京都へ赴き、翌明治元年（一八六八）八月～九月は備中松山藩主謹慎一件に力を尽くした。^⑩十一月に典膳が中老となるも、同二年

八月十二日病により四十三歳で死去する。敬容は典膳の子息修平とともに明治三年二月二十日より京都の大学校へ遊学。八月二十七日に廃校となるも、そのまま平田鉄胤の塾で学び、十月十四日帰国。十二月十四日より奈良県権大属に任ぜられる。同四年一月十七日少参事、二月十二日には大監察に進級、武文館館宰を命ぜられた。六月十一日割腹自殺。享年三十七。年貢上納並びに収税に手落ちありとして謹慎を命ぜられたことに対して、そのぬれぎぬを晴らす術なく、意を決してのことであつたという。辞世「おもへぬ民にかかりてすつる哉君親の為をしき命を」であつた。

岡山県立記録資料館には①文久二年一月～閏八月と②明治二年一月～明治三年十二月の日記二冊が所蔵されている。敬容の没後に子息鈴太郎によって編集された年譜⁽¹⁾には、「文久二年壬戌、廿八歳、此の正月一日より日記あり、(九月より三年七月まで失)」 「同三年癸亥、廿九歳、八月一日より詳細なる日記あり、没する日まで九年間、一日も書かざる日なし、一事も録せざることなし」とある。この年譜が書かれた明治二十六年段階には、⁽²⁾まとまった形で日記九年間分が家蔵されていたことがわかる。その後いつどのようにして日記が散逸したのかは不明であるが、前述のとおり、わずかに二冊であるが岡山県立記録資料館で所蔵している。①の文久二年は伊木忠哲に仕えはじめた年であり、九月四日から忠哲とともに江戸の平田鉄胤に入門する前の期間に記されている。江戸に遊学中の日記は、年譜編集時にはすでに失われていたが、文久三年八月一日から明治四年六月十一日までは一貫して日記が書かれていた。②はその間の明治二年一月～明治三年十二月に記されたものであるが、前述のとおり敬容は明治三年十二月十四日より奈良県に就職したため、この日記は、敬容が岡山藩番頭土肥家に仕えた最終期に記されたといえよう。

以下、この日記からわかる小山敬容の人的ネットワークを三点にわけて概観してみたい。

二 人的ネットワークの広がり

(1) 岡山藩番頭伊木家、土肥家の家庭教師

敬容は文久二年(一八六二)二月三日に岡山藩番頭伊木忠哲に面会し、しばらく間をおいて、三月四日にはじめて「評定所御供」をした。ここからはじめて出勤した三月を示して、伊木家においてどんな仕事をしたのか確認したい。

三月 大

癸未 家君赴

朔日 晴 龍口鹿狩、留守

二日

三日 晴 賀当日人脉々

四日 晴 初供到評定所

五日 晴 登城

六日 晴 同、午時到御後園今年覽就国清公⁽¹³⁾還忌行奉射的也

七日 晴 同、見於竹田河原、阿部門人野試合

八日 晴 登城、直到土肥君下邸、於下邸諸君覽試釵、直帰省薄暮帰邸

九日 曇 到評定所、九半帰邸

十日 雨 到円山、四ツ半帰邸

十一日 晴 登城

十二日 晴 到評定所、午時より西山代参、晩本伊木氏家士御招

十三日 晴 登城、八ツ半帰邸

十四日 晴 登城八ツ半帰邸、晩到宮城氏寐番

十五日 晴 登城八ツ半帰邸、晩訪大忠不逢、桜御門桜満開

降

十六日晴 登城、八ッ前帰邸、七ッ比到大伊木君荒手下邸
夜帰省宿

十七日晴 朝帰邸、登城九ッ前、帰邸

十八日晴 登城、九ッ半帰邸、寐番代島村、夜漸雨烈風

十九日晴 御評定所九ッ半帰邸、御内所土肥君へ御出、晩家君も
四ッ過御帰り

廿日 晴 御郡会所四ッ半済、八ッ半比御本家へ御咄し、夜半御帰邸

廿一日晴 御評定所四ッ半済

廿二日雨 御城八ッ前帰邸

廿三日快晴 御供休、履歴序巻写畢、巻一始

廿四日晴 同、高倉山鹿狩、石菊水栄行獲物都五十一ト云

廿五日雨 同

廿六日晴 同、家君国清寺并權山⁽¹⁾御墓参

廿七日晴 同、芳滋米、寐番夜御会

午後

廿八日曇 八ッ比より雨、同、履歴一終ル五十八枚、同二巻四十八枚
於御旅所大伊木君臣寺西佐兵衛、催寄馬依雨不果、遺憾

廿九日晴 同、帰省、遣弟幸之丞於昇丸君臣武田梶之介之家嗣、夜平井

晦日 雨 終日予休、家君御不快、四ッ前帰邸

敬容は右のように主に伊木忠哲の御供をすることが多かったが、それと並行して、二十三日、二十八日にあるように「履歴」の筆写をしている。これは斎藤一興編「池田家履歴略記」のことで全十五巻を二月二十五日から始め、八月十日までかけて行った。

文久二年十月三日から江戸の平田鉄胤「氣吹舎」に入門。元治元年（一八六四）四月七日⁽¹⁵⁾まで在塾した後、慶応元年（一八六五）八月一日からは番頭土肥典膳（伊木忠哲の兄、四二〇〇石）に仕える。仕え始めた頃の勤務がどのような内容かは日記がないので不明であるが、明治二年（一八六

九）一月から明治三年二月二十日に京都へ遊学するまでは、土肥家とともに、以前の主君である伊木家、番頭の上坂氏（一〇〇〇石）三家の家庭教師を勤めている。一例として明治二年一月十七日付日記をあげると「十七日朝晴、昼後より曇晩雨、朝より出府上田寄、しはし語る、上坂氏御稽古初二付、昼飯御酒賜ふ、御屋敷にて若様嬢様御読書習字、伊木氏にて勝君御本并御清書直し」とある。三家の息子子女の学問指導を行っている様子がわかる。

それと並行して、土肥典膳の命により様々な筆写をしている。日記からみえるのは、藩政改革関連（「藩治職制写」（明治二年三月）、京都の攘夷派の動向（「京都菅原蕙子建白」⁽¹⁶⁾「京都浪士の攘夷建白書」（同年三月）、祭祀関連（「招魂祭祀祝詞」⁽¹⁷⁾（同年四月）「和氣氏事蹟」（同年七月）、箱館戦争始末（同年六月）等である。土肥家の仕事とは別に家塾の経営もしており、五、七名の生徒を教えていた。

（2）京都文人との交流

日記からは敬容が交流した文人についても詳しくみることができる。一で述べたように敬容は二十三歳の頃には森寺美郷⁽¹⁸⁾の門に入っている。美郷は文久元年（一八六〇）五月二十九日に亡くなるが、明治二年（一八六九）の命日に敬容が中心となって彼の追悼の歌集を作成した。日記にはその準備の手順と、関わった人物が記されているが、そこから岡山の文人をはじめ、京都の文人も交え、ネットワークが形成されていたことが確認できる。以下日記本文を引用しながらみていきたい。

美郷の命日の五月二十九日の約三ヶ月前から関連の記事がみえる。
（明治二年二月一日）

今朝河瀬格誠より十二月廿七日認之書到来、田務院画帖一匣面五延六、年々一句首小本三到着す、書中大国翁へ相願置候、美郷翁歌集序文之事并長尾郁太郎靈察朝廷より御手厚被成下候一条、備後福山迄水呑浦村上晋平か事等委しく申越す

河瀬格誠とは京都御所の衛士であり、大國隆正⁽¹⁹⁾に師事していた人物であるが、彼からの書翰には敬容が大國隆正に依頼していた美郷の歌集序文の事が詳しく書いてあったとある。その後しばらく関連記事は見えないが、同四月二十一日の記事に、

出勤かけ、上田⁽²³⁾へ寄たるに御船志摩か京川瀬格誠より託したる紙包金花堂へ出し置たりとあれば金花堂へ行受取、適々翁追悼之歌、京人のをあまた取集ておこせたる也

出勤中に上田及淵へ寄ったところ、京都に行っていた岡山藩の神社取調役御船島子が河瀬から託された紙包を金花堂に送ったと聞き、それを受取ったところ、京都の人たちが美郷追悼の歌をたくさん集めて送られてきたという。金花堂とは、岡山城下西大寺町にあった京の上茶や上菓子を取り扱う商店⁽²³⁾であった。二十三日には、「上田へ行、一昨日格誠より差越たる短冊など見せしはしかたり、直に石山へ持参したるに、桂窓師留守也、内所僧に渡し置」とあり、上田及淵と相談した後、美郷の門下であった石山桂窓へも相談しようとしたが、留守だったため置いて帰った。五月八日「馬仏御屋敷来、適々翁追悼会之事ニ付、石山へ来り呉よといふ、ハッ半比より行、摺出し則下書、日暮るまで酒のみかたりて帰」とあり、小野田馬仏⁽²³⁾を介して、石山桂窓の所へ行き、版木を作り、下書きをした。九日は、「終日在宿、適翁追悼の歌等考て一日を曠す」とあり、一日中、自身の追悼歌を考えて過ごし、二十一日は、上田及淵に美郷翁追悼長歌の校訂を頼み、二十三日は「美郷翁追画会展観」を認めたという。展観とは敬容が出品した長歌のことであろう。二十四日は「七ッ過円務院へ展観持参す、馬老来りをり、共に酒飯して五ッ半過る比までかたる、其間辻太輔、清泉太郎来、殆雅会也」とあり、岡山城内にある円務院へ展観を持参し、それを題材に小野田馬仏らと雅会ともいえるような酒宴を催したという。当日の二十九日については次のようである。

けふ磨屋町観音坊にて故美郷翁追悼書画会をす、兼而也、追悼之歌へ京撰備中其外処々より帖紙短冊等あまた集りたり、そを屏風に張、当

日之展観又夥し、出席して、揮毫の輩にハ池田可軒君、七歳童子松田一國、板倉之雲仙、一宮ノ豊州、上島寅彦、斗藤、桂窓、芳滋⁽²³⁾、安藤竹斎、小堀松蔭、米邨、石万年、其余あまたなれとことくハ覺らす、見物にハ御屋敷若君伊木勝君ヲ始、実に貴賤雲集といふべし、なおく言語筆端にハ述べたし、予かけふの展観にハ長歌を書て行たりここにあるように追悼の歌は前掲の京都のみではなく、摂津、備中の他にも各所から数多く集まったとある。それを屏風に張って当日は展示をしたというのだから美郷の書画の展示とともに庄巻だったであろう。

前にみたように京都の文人の歌の短冊を取りまとめる中心となったのは、大國門下の河瀬格誠であり、それを京都から岡山へ送ったのは岡山藩の神社取調役御船島子であった⁽²³⁾。明治二年一月二十二日付の日記には御船については次のように記されている。

ハッ半比酒折社司御船志摩、香登神職河崎豊後來、当国内諸神社取調出来候ニ付京神祇官へ罷出候也、野呂西川等へ添書してよと上田より伝言也、故に野呂久左衛門、西川善六、河瀬格誠、蜷川図書、本居中衛等へ添書す、腰かけながら一盃出す、晚刻福島へ下りて直に船に乗といふ

上田及淵を介して、酒折宮社司の御船と香登の神職河崎が、岡山藩の神社取調ができたので、京都の神祇官との橋渡しをしてほしい旨敬容に依頼してきたので、敬容は河瀬をはじめ、京都にいる西川、蜷川、本居や敬容と同じく土肥家に仕え京都に滞在していた野呂に添書をして、御船らに託してもたせた。その足で御船らは京都に向かったとあり、前に引用したように森寺美郷の追悼歌を京都から送った四月二十一日にはいまだ京都に滞在していたのであろう。このように、敬容は岡山藩の神職と京都の神祇官をつなぐパイプとして、岡山藩内でも頼られる人物であったことがわかる。

京都とのネットワークとしてもう一人ふれておきたいのが、蜷川図書(式胤)⁽²⁶⁾である。前述したように明治二年一月二十二日に御船と河崎の上京の際に敬容が添書した中の一人でもあるが、敬容はこの蜷川に対して土

肥家蔵書に関してやりとりをしている。同年一月十六日付日記には次のようにある。

終日在宿、朝河瀬清兵衛へ書状認、去秋桂窓より相託し、美郷壽衣画讃掛物、今朝平井三大夫か便に頼遣す、野呂久左衛門か書状も同断、昨日柳屋出二付平田翁、藤木肥後守、菊屋四郎兵衛へ年始状認、蜷川図書へハ経平公御著述、春湊浪語の内制度ノ事に関り候条を書拔、紙数十二三枚斗先比より写かけ、けふ成たれハ書翰相認遣す

土肥経平は典膳の四代前の先祖であり、有職故実の研究家として著名であった³²⁾。『春湊浪語』三巻は国史、国文学及び有職故実に関する考証を主とし、和歌、音楽に関係したものも収録した随筆で、安永四年（一七七五）に跋文が書かれた³³⁾。それを制度に関する部分だけ敬容が抜書をして蜷川に送ったという。また、同年三月十七日付日記には

四ッ前より出勤、上坂氏へも参、御屋敷嬢君御風邪、若君斗、伊木氏へ出、鉄君長瀬秀三老と共に酒飯給ふ、けふ中老若年寄同様二被成候由御触あり、けふ柳屋便に蜷川図書へ御蔵書の中、軍器考補其外十七冊遣ス

ともあり、新井白石の武家故実書『本朝軍器考』を下敷きに、経平によって著された『本朝軍器考補正』十二巻³⁴⁾を含めた蔵書を送っていることも確認できる。敬容は蜷川に対して、土肥蔵書のレファレンスを行っていたといえよう。これら蜷川との学術上の交流から、京都と岡山という地域を超えた、文人サークルの広がりとその学問の深さが垣間見られる。

敬容の国学者としての学歴は一、二（一）で確認したように青年期の森寺美郷のもとでの修養を基礎に、伊木家登用後、主君忠哲とともに遊学した江戸の気吹舎において確立された。明治二年の日記の記述からうかがえるのは、その遊学を通して形成した学術的人脈をもとに、維新期の神祇官に関係した国学者をはじめ有職故実家らと密接につながりもっていたということである。そしてその学問的性格のために敬容の日記は、維新时期岡山藩の神社政策を考察する資料としても注目できよう。

（3）小豆島とのつながり―太田秋満を中心に―

敬容の人的ネットワークに関して特筆しておきたいのが小豆島とのつながりである。敬容は十三歳の頃から小豆島に多く滞在した³⁵⁾。小豆島上庄村³⁶⁾には、敬容の祖父謙（通称庄太郎）の弟が庄屋の紀氏へ養子に入っており、謙の娘つまり敬容の父義行の妹も養女に入った後、紀盈之の妻となるなど、紀氏と小山氏は濃い姻戚関係をもっていた。その後も敬容の妹が盈之の養女となっており、敬容にとっては伯母、妹といった比較的身近な血縁親族のいる場所であった³⁷⁾。

日記によると、明治二年二月にも五日から十二日まで九日間小豆島に滞在している。この時は伯母の還暦祝が主な用事であったようであるが、その間に様々な人物と交流している。ここからは、具体的に日記を引用して敬容の小豆島での人的ネットワークとその特質を確認していきたい。

（明治二年二月）³⁸⁾

四日晴

けふより中四日之御暇相願小豆島へ渡る也、但家翁相伴、晴田秋之丞来られ候読書せず、朝家翁一番二行、舟約束し、八ッ過相伴行たるに風あしけれハ明朝まで待よといふ、されへとて槌太郎へ寄しはしかたり、予ハ亦三番藤原敬介へ寄て李吉としはしかたりて帰る

五日曇昼より晴

朝七ッ比より出て一番へ行乗船、空くもりていとおほづかなけれと先漕出たるにはのく明る比兒島かたにて漸らに空も晴たり、犬島近きわたり迄行たるにあとより来る船あり、尋けるに小豆島に帰る舟也といふ、さらはそれに便あらんとて乗移り、一番の舟は返したり、伊喜末に舟はてたるハ八ッ過る比也、やかて上庄へ行、伯母君はしめ皆よろこひあひて酒くみつつ日暮たり、引木屋邦太郎来りをれり

六日晴

けふ北山の里なる八幡山の仏像を宝生院へ取越也と聞て行て見る、其さま別に記録あり、直に池田村岡田光右衛門へ行あらす、父善右衛門、妻おたかなと出逢てもてなす、金花堂か属之一条、よしか母呼て何くれと談す

七日曇晚より雨降風はけし

けふよしか母并親類敬次郎松五郎等来り何くれと談したれと兎角にむつかし、何分先方母親類ともかいふ処は夫々公然たる道理也、わか金花堂のいふは畢竟私論にて表たゝされハ諸事先方の意にまかせたり、されと別に一筆有る也、けふも光右衛門渚崎より帰らす

八日晴

今朝光右衛門渚崎より帰りぬ、何くれと談し置て帰らんとしけるに、酒とり出てとゝむ、ほとゝ八ッ過までのみて出、肥土山へ越す秋満へ寄、土庄へ行て留守也、東二郎をよひて洲崎駒吉へ内意談し呉候様頼、今宵ハ太田伊右衛門かり行てやとる

九日晴

秋満土庄より帰り来て伊右衛門宅にて逢、しはしかたり伊右衛門同道にて上庄へ行、今日上庄伯母君還暦御年賀に付伊勢講なり、来客ハ三宅五郎、太田伊右衛門、伊勢佐伯一郎、太田彦右衛門、油屋七右衛門、堺屋角太郎、浜野屋之某、井上家内中、赤穂屋井口、女客あまたなり、以上三十人計也、時太郎高松へ入学したりけるを祝ひニ付様子遣し、きのふ帰りたり

けふ池田より人越したり、伯母君を寿く歌

つゝみあへぬ君か袖よりうれしさのもれてわれにもかゝる善哉

十日晴

夕かけて肥土山へ行、芝居あり、一切程見たり、秋満へ行とまりたり、東二郎も来りをり、明日、渚崎へ行へしといふ

十一日晴

肥土山より帰る、けふ上庄餅つき也、けふも来客七八十人計

十二日晴

けふは帰らんとしたるに渚崎作右衛門船明朝出といへは其便にとて待、なにくれと認ものあり、久見屋次郎夜前渡海のよし也、長崎へ書状認頼置

十三日曇出

早暁七ッ頃より上庄を出て渚崎へ出、空けしきあしく雨にならんさま也、船頭舟出さすといふ、さらはとて又大谷へ行、手くり船借ておし渡る、四ッ過小串に着、夫より飽浦迄ありき、渡し舟に乘て一番に渡り、帰たるハ八ッ比なるべし、今朝肥土山油屋松太郎よりそふめんを送る渚崎波戸の上へ人にもたせ越したる也

十四日雨

風こゝちにてあしけれと強て出勤す、若君嬢君に少々計り御読書し、伊木氏へ寄、家君上田会の事御尋に付其返答に又御城迄出、青山忠八に申置、金花堂へ寄、此間中の始末何くれとかたる、酒出したり日暮帰る

(中略)

廿六日晴

佐五郎、菊十郎、亀吉、幸太郎、喜蔵、寅吉

島岡宗蝶か詠草取調す 河瀬格誠への書認、神山の仏やらひ写遣ス

廿七日柳屋便御用場之願

敬容は父親と五日に小豆島へ渡海した後、六日に渚崎富岡八幡山（現渚崎八幡神社）の神宮寺にあった本地仏を宝生院に移す、いわゆる神仏分離を見学した後、同日に岡山城下西大寺町の金花堂で働いている小豆島出身の下女のもめごと（詳細は不明）の仲裁をし、八日は池田村大庄屋岡田光右衛門と会い、九日は肥土山村大庄屋太田伊左衛門宅で太田秋満と会った^④。同日の伯母の還暦祝は三〇名程の来客があり盛大に行われた。翌日十日は肥土山で芝居を見て再度秋満と会っている。十三日に岡山に帰ってきて、十四日に金花堂へ報告に行き、二十六日に京都の河瀬格誠へ八幡山の神仏

分離について自らの考えを述べた散文「神山の仏やらひ」の写を送っている。二（２）で確認した国学者たちのネットワークがここでもうかがえる。⁽³⁵⁾

この後敬容とよく交流しているのが太田秋満である。⁽³⁶⁾秋満には彦太郎⁽³⁷⁾、次郎兵衛⁽³⁸⁾という二人の子息がいた。明治二年三月十三日に秋満が神職になるため敬容に岡山藩神職へ取次よう依頼するが、そのやりとりの中でこの二人の子息も登場する。以下引用しながらみていきたい。

十三日曇、昼より大雨、終夜殊ニ甚し

朝出勤かけ上田へ寄、上坂氏へ出、御屋敷にて御稽古例のことし、伊木氏へも出、夜五ッ前雨甚しけれハ、久見屋へ行、留る、次郎兵衛小豆島行、小豆島秋満より先達而相願候神職之義ニ付、岡越後へ行逢

(中略)

四月小朔日晴

屋前より出勤、上坂君御屋敷へ御出ニ付御一緒ニ読書す、伊木氏例のこと、晩早かりけれハ、久見屋へ寄、過日小豆島より帰ったり次郎兵衛兄彦太郎神戸にて軒殺に逢たり、二月廿一日の事也、尤攘夷諸主張暴言に及候と相見て、津山出張之者召捕、和田のはなにて夜中殺しざりとて、死骸ハ小豆島へ連帰りたりとも

二日晴

数太郎、菊十郎、佐五郎、亀吉、幸太郎、晩虎吉

古事記序写畢、小豆島土庄虎之介来、金花堂下女一条也、小豆島秋満へ悔状且囑之神職之事申遣ス、其はしに神戸にての事承つれとたゞに夢かとのミさとられて何といひなくさめ参らせんことの葉もおもひえすなん

国のためすてし命の何そはといひつゝ君や袖くたすらむ

(中略)

七日晴

屋前より出勤、上坂伊木両君へも参る、平田先生へ書状出ス、駁戒

⁽³⁹⁾論上木之事、彦太郎横死之始末等申遣ス

(中略)

廿一日晴

出勤かけ、上田へ寄たるに御船志摩か京川瀬格誠より託したる紙包金花堂へ出し置たりとあれば金花堂へ行受取、適々翁追悼之歌、京人のをあまた取集ておこせたる也、今朝槌ヶ原光太郎来、先比太左衛門へ神職之事頼置たる返事持参也、一宮大守安房参り晷候よし也、則其書状久見屋持て寄たるに、幸なる哉小豆島彦左衛門参りをりて直ニ渡す、晩刻又久見屋へ行て秋満、津田安右衛門などゝ酒斟、四ッ比迄かたりて帰る、京藤木肥後守殿より時勢の事書通あり、関東不穩赴

廿二日大雨、屋より晴、又大雨

喜蔵、数太郎、佐五郎、亀吉、亀八、幸太郎、虎蔵、菊十郎

小豆島太田彦左衛門彼一宮大守安房へ同道致晷候様申ニ付昼比より行、則同道したり、此安房ハ小豆島恭順か義赦也

敬容ははじめ岡山城下石関町酒折宮祀官岡越後に依頼しようとしたが、結局のところ一宮の大守安房に取次ぐことができた。敬容と秋満のやりとりは岡山城下西大寺町の薬商久見屋に養子に入っていた秋満の二男次郎兵衛が仲介していた。四月一日に秋満の長子彦太郎が二月二十一日神戸で斬殺された一件について次郎兵衛から知らされ、その顛末を七日京都の平田鉄胤に書状で知らせている。

敬容は津山藩領であつた小豆島肥土山所在の太田秋満の神職願を岡山藩神職に取次ぐ役目をしていたが、その際小豆島における情報や、尊王攘夷に関わる事件を京都の気吹舎関係者に知らせるようにしていた。ここでも気吹舎の全国ネットワークが機能しており、敬容がその橋渡しとなっていたと指摘することができよう。

おわりにかえて

以上、小山敬容の日記を中心に彼の人的ネットワークについて資料を紹介しながらその特質をみてきた。国学者であった敬容は岡山藩番頭であった伊木家、土肥家に任用され、その後奈良県で官吏として登用されていくが、筆者はこれを幕末維新时期にみられるある一種の成功譚に属するのではないかと考えている。本稿Ⅱ(1)でみたように、彼は岡山藩の中でも文人たちと頻繁に交流し、自らが学問を通して築いた人脈を使って、岡山藩内の神職や彼にとって幼少期から身近であった小豆島の国学者の取次ぎを行っていた。また、本稿では取り扱えなかったが、典膳死去後に子息修平と京都の大学校に遊学するが、その際も気吹舎をはじめとした文人との交流が数多く記されている。

幕末維新时期は変革期であるがゆえにその変化を追うのに資料的制約がある。それが日記という形で残されているということは、個人のバイアスが含まれているものの、その当時の社会を分析する格好の資料が残されていると思う。また、本稿では詳しく論じることができなかったが、敬容は吉備津神社の藤原高雅らとも頻りに交流している。高雅をはじめとした国学者との交流を分析することによって、「はじめに」で述べた岡山藩の尊皇攘夷が活発な素地を考察する一助となりうるのではないかと考えている。現在は文久二年一月／閏八月、明治二年一月／明治三年十二月の日記といった限られた資料のみを見ることができたが、今後残された七年分の日記の所在の探索をはじめ日記の再読や周辺資料の分析をすすめていきたい。⁴⁰⁾

〔注〕

- (1) 北村章「幕末岡山藩の政治過程について―藩論と藩庁官脳部の変遷を中心に―」岡山県史研究、一九八三

- (2) 仙田実『和気郡史通史編中巻Ⅲ』二〇〇二

- (3) 『国立歴史民俗博物館研究報告 平田学の再検討(一)』(四)二〇〇五、二〇一〇

- (4) 岡山藩番頭。のちに中老。文政十年(一八二七)土肥惺平の子として生まれる。安政四年(一八五七)家督相続、知行四二〇〇石。嘉永六年(一八五三)黒船来航以来尊王攘夷を唱える。安政五年番頭、文久二年(一八六三)左大臣一条忠香から岡山藩主池田慶政に国事周旋の依頼があり、周旋方が設けられると、典膳は土倉弾正、伊東左兵衛、江見陽之進らとともに任ぜられ、京坂と国元の間を奔走。文久二年(一八六二)十二月に西川善大の紹介で気吹舎に入門。慶応二年(一八六六)幕府が長州再征の軍を起こすと、尊攘派と図り、播磨国境の和気郡三石村で征長軍の西進を阻止することを企てた。慶応四年一月鳥羽・伏見の戦いが起こると、皇居の清和院門を警備した。同年新政府の軍務局判事となったが、同年五月帰国、岡山藩中老席、十一月中老に任ぜられた。明治二年(一八六九)病死。享年四十三歳。(『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四、宮地正人「幕末平田国学と政治情報」『幕末維新时期の社会的政治史研究』所収、岩波書店、一九九九)

- (5) 小山敬容については、『岡山県人物伝』(岡山県、一九一一)、『岡山市史(人物編)』(岡山市役所、一九六八)、『岡山県歴史人物事典』を参照。詳細は岡山県立記録資料館所蔵小山敬容資料(以下①②)から補った。①敬容の遺児鈴太郎が明治二十六年(一八九三)頃に編集した、歌集・散文集「安々居歌集 下」に所収の年譜、②明治四十三年(一九一〇)の秋季陸軍大演習に天皇が岡山へ臨幸した際に敬容の門人によって調査、作成された「維新前勤王功労者小山敬容先生贈位請願書并履歷書」。

- (6) 「安々居歌集 下」所収、「上田及淵撰小山敬容墓表」による。

- (7) 歌人。寛政十二／文久元年五月二十五日(一八〇〇／六一)播磨国尾崎村(現兵庫県赤穂市)に生まれ、赤穂藩に仕え柳田恭輔と称したが、後に備前岡山に移って堅部氏に寄食、その仲介で岡山藩士森寺氏の養子となり、名を美郷と改める。天保四年(一八三三)香川景樹に入門、のち秋山光彪に学び、河野鉄兜、長治祐義、藤井高雅、中村良頭、藤田来鶴、小野田馬仙、島岡宗蝶、安原玉樹、野崎附らと交遊した。音楽に堪能で笙に長じ、書、篆刻も巧み。初め岡山富田町に林泉静処を構え、後に妹尾、さらに網浜に移って書若日厚村舎を設け、晩年は後進に笙や書を教えた。敬容の他に石山桂窓、森芳滋らが門人。歌文集『香細園家集』を残した。(『岡山県歴史人物事典』)

- (8) 安政・文久年間に岡山上之町に住んでいた浪人。藤井高尚に学んで和歌をよくし、茶道に通じ宗匠と呼ばれた。(『岡山市史人物編』)
- (9) 民政家。天明六年二月十一日(一八二六)三月二十八日(一八六六)一八六五。備前上道郡三幡の大庄屋。民政につくし、郡代掾にとりたてられる。書、詩歌にすぐれた。名は練清。字は澄江。通称は深蔵。遺稿に「練清文集」など。(『日本人名事典』講談社、二〇〇一)
- (10) 岡山県立記録資料館所蔵小山敬容資料には「慶応四年辰八月 御手元御用ニ付 上京御入用勘定帳 小山庄太郎」が残されている。年譜によると八月十日松山へ行き、十五日帰岡、十六日上京を命ぜられ、二十日京都着、二十九日京都出発、九月三日帰岡、その後十一日松山征伐とある。勘定帳は上京の八月十七日から帰岡の三日までの入用覚であり、九月六日に勘定所に提出した控である。
- (11) 前掲注4①。
- (12) この年譜は敬容の子息鈴太郎が編集したものだが、その中には、敬容の自死について明治二十六年に当時の奈良県知事海江田信義に照会した旨の記述がある。
- (13) 池田輝政。
- (14) 操山。池田家菩提をまつる曹源寺か。
- (15) 以上「金銀入覚帳」(『国立歴史民俗博物館研究報告 平田国学の再検討(三)』二〇〇九収録)
- (16) 横井小楠を暗殺した十津川郷士の助命嘆願。
- (17) 四月三日に御後園で関東戦没の士のために招魂祭が催された。この招魂祭のために上田及淵が祝詞を作成。それを敬容が典膳と自分の分として二冊写す。上田及淵は敬容の国学の師。文政二年(一八一九)七月二日肥後天草郡志岐郡で生まれる。慶応元年(一八六五)一月より岡山藩藩校に出仕、明治元年藩命により和氣清庵、児島高德、池田家の祖楠正行の事蹟を調査して三軒神社建立に尽力、翌二年藩内の式内社の調査を行うも眼病を患い失明、同三年藩校の皇学科教頭となる。また『日本教育史資料』によると及淵の「公正塾」は岡山城下紺屋町に、嘉永五年(一八二四)明治五年の間あり、調査した明治五年には六〇〇人の生徒がいたとある。明治十二年六月十二日死去。(『岡山市史第三巻』『岡山市史人物編』『岡山県歴史人物事典』)
- (18) 前掲注7参照。
- (19) 幕末・維新の国学者・石見津和野藩士。姓は野々口、のち大國。平田篤胤に

- 国学を、昌平黉で儒学を学び、洋学もおさめる。京都に家塾報本学舎を開き、津和野藩校養老館教授となる。維新後は神祇局諮問役・宣教師御用掛などを務めた。著書多数。明治四年(一八七二)歿、八〇歳。(『美術人名事典』思文閣出版)
- (20) 『美術人名事典』
- (21) 上田及淵。前掲注(17)で述べたように、上田は明治二年式内社の調査を行っていた。
- (22) 『岡山商売往来 吉備の魁』明治一六
- (23) 俳人。寛政八年(一七九六)一明治七年(一八七四)浅口郡長尾村で小阪甚蔵の子として生まれ、のち岡山城下瀬尾村(現清輝本町)小野田知尚の養子となる。邸外に摘青洞という草庵を営み子弟の教育の場とした。(『岡山県歴史人物事典』)
- (24) 呉樹栽培草創期の指導者。一八三二一八九七。津高郡栢谷で代々名主役の家に生まれる。国文や漢文に長じ、明治五年里正、八年県庁に登用される。授産掛官当時、高崎五六県令にブドウ、オリーブの栽培を勧める。明治十二一十三年県会議員となり、国会開設請願、児島湾干拓事業などに奔走、明治二十二一二十六年栢谷村などが合併した野谷村の初代村長に就任。ブドウなどの試作、栽培を奨励する。(『岡山県歴史人物事典』)
- (25) 岡山県立図書館には「神社考証書」という和装本が所蔵されている。目録によると、この資料は、岡山藩管内式内社取調方の大森九郎太、御船島子、川崎豊後の三名が、式内・式外の十四社(児島郡二、上道郡二、邑久郡四、御野郡六社)の由緒を書上げ、明治四年(一八七二)四月に神祇官に送った書類の写しである。岡山藩では社格の決定がむずかしいので、前年神祇官の採決を依頼、未だ採決がないため、採決を促すために再度作成された。
- (26) 明治初期の考古家。一八三五一八二。京都東寺の公人、子賢の長男として生まれる。生来多彩で若くより算数家として知られたが、その本領は博物考古学にあり、社寺旧家の什宝を博覧精通し、その道で一家をなした。明治二年六月新政府の制度取調御用掛となって東上し、太政官の権少史、少史に進む。その後も博物館建設に尽力する。(『国史大辞典』吉川弘文館、一九七九一九九四)
- (27) 宝永四年二月二十二(一七二七)天明二年十月十二日(一七〇七)一七八二。備前岡山藩士。宝暦十四年(一七六四)朝鮮通信使節接待の際、部下の失態のため蟄居。以後、有職故実の研究と著述に専念。著作に「備前軍記」「湯土問答」な

- ど多数。(『岡山県歴史人物事典』)
- (28)『国書総目録』、庄司喜蔵『土肥修平翁伝 焼跡の釘』一九三八
- (29)『国書総目録』
- (30)前掲注(5)、①「年譜」による。
- (31)池田、肥土山、土庄、瀬崎、土庄、小海の西部六ヶ村は天保九年(一八三八)三月以降明治二年(一八六九)六月の版籍奉還まで津山藩領であった。(『香川県史 第三卷通史編』香川県、一九八九)
- (32)前掲注五①「年譜」による。
- (33)筆写注。
- (34)岡山県立記録資料館所蔵黒住家伝存資料「御領分村名石盛大庄屋名面帳 安政六年九月」から小豆島の津山藩領の六ヶ村の大庄屋がわかる。
- (35)「神山の仏やらひ」は「安々居歌集 下」(前掲注(5)①)に収録されている。神仏分離に関して激越な内容を含むが、維新时期社会の一面を理解するために引用しておく。「小豆島の中に氏神と御かまえ奉りて八幡の大神をいつき祭れる五所なんありける、いつの頃よりか御前の事ともすへて法師ともにまかせたりけれ八御社こそ神々しけれ神さまも何も大かたは仏さまなりける、氏子ともへさる事ともしらて有こしを、こたひ朝廷よりの仰ことにて神社にましこりたるはとけさまのものらことく取すてさせ給ひにけり、おのれ此島にしろへありて、渡りける日、北山の里なる八幡山に其ことありと聞てまうのほり見けるに法師らまくり手にして何くれと興めくものにかき載せ、そを白き布もて引つゝみたる、例の御幸とは事かはりてさなから柩のやうにて見るもいまはし、あなかしこかゝるきたなきものともを此年月たぶとき神の相殿にしも置る事かな、見るわれたにもいきとほろしく、むねふたかるをまして神の御こころにいかにつれたくおもほしけん、おしはかり奉るにもなみたさしくまれて、そゝろに身の毛もいよ立ぬ、しかはあれとけふ大君のめくみによりてかかる島わの海士すらもはしめて法師ともかをこつりに、あさむかえつる夢さめてまことの神の御稜威をもあふかんことのうれしく「すめら神のいふきならすはしみつきしはとけのけかれ吹はらはめや」「年を経しけかれ払ひて八幡山あなすかしくし松の朝風」「すなはなる民あさむきし仏らのつみはけふこそあらはれにけれ」「神風に神やはれてはとけらのかへるうしろの見るかけもなし」「くまなし、雲は晴たり神山のさやけき月をあふけもなし」なほかにかくにおもひつつくるふし、さはなれとさのみはとてやみぬ、こは明治二年二月六日の事になん」
- (36)香川県小豆島土庄町肥土山の人。文政三〜明治三十二年四月十八日、(一八

- 二〇)(一八九九)彦左衛門・喜太郎ともいった。古字を修め、平田鉄胤に学ぶ。明治五年(一八七二)池田亀山神社祠官、のち権少教正となる。同二十七年、土庄八幡神社社司などを歴任。和歌を能くし、古調を尊んだ。地域の振興にも尽力。(梶原竹軒『増補改訂讃岐人名辞書』高松製版印刷所、一九三六)
- (37)太田秋満の長男。弘化二〜明治二年二月(一八四五〜一八六九)倉敷県の役人となり、土岐一郎と改めた。神戸において外国人の振舞に憤慨した岡山の滝善三郎の目前割腹事件に際し、大いに激情し、感にたえず憂国の批判を行った。その夜津山藩士と会談し、藩政に触れ親藩の津山藩を時節柄批判、津山藩士に和田岬で殺される。和田岬の人々が永福寺に墓碑を立てた。瀧善三郎と並べてあったが、戦災後、碑を舞子墓園へ移転した。(『土庄町誌』土庄町誌編集委員会、一九七一)
- (38)太田秋満の次男。嘉永元〜明治四十四年十一月二十一日(一八四八〜一九一一)岡山の真殿家(岡山城下西大寺町薬商、久見屋)の養子となり、大坂で遊学ののち、帰郷して難波次郎三郎と名乗る。第二十二国立銀行、玉島紡績所、山陽鉄道設立に尽力。(『岡山県歴史人物事典』『吉備の魁』)
- (39)『馭戎概言』のことか。二卷四冊。本居宣長著。安永七年(一七七八)二月三十日成立。寛政八年(一七九六)刊。序は鈴木胤。古代から豊臣秀吉の朝鮮出兵までの日本外交史を叙述。尊内外卑という立場を明確にしようと主張し、書名は中国や朝鮮(戎)を日本が統御(馭)するべきだと慨嘆しながら論じるという態度で付けられている。(本居記念館解説項目索引)
- (40)本稿は平成二十六年(2014)度岡山県立記録資料館記録と資料のセミナー第二回講演をもとにしている。講演準備に際して多くの御指導を賜りました。御礼申し上げます。

(こんどろ めぐみ 岡山県立記録資料館)

岡山県における「国際化」について

曾 田 章 楷

はじめに

四方を海で囲まれた島国、日本ですが、今日では世界と隔絶された国ではなく、私たちの岡山県でも、世界に向けて開かれていると言っても過言ではありません。

かつて江戸期鎖国状況下でも長崎・出島から外国の情報が伝わり、そして泰平の眠りを覚ます「黒船」から急激に世界が意識されてきます。美作国津山では「洋学者」が続出します⁽¹⁾。明治に入ってから西洋化が進み、洋風建築が建てられます⁽²⁾。岡山県内においても米国からキリスト教の布教活動者が訪れ、また学校の英語教育者や河川の技術者としてお雇い外国人も訪れてきます。

日本が製作したNロケットによって種子島宇宙センターから、昭和五十八(一九八三)年には通信衛星2号及び同六十二年には通信衛星第3号が打ち上げられ、日本における衛星通信サービスが開始されます。そして、特にここ二〇年の間にパソコンにみられる情報機器とインターネットの普及、或いは携帯電話など移動通信機器・モバイルの普及により、世界との時間・距離が急速に短縮され、私たちは海外情報をリアルタイムで居ながらにして手に入れることができるようになっていきます。

一方で、岡山空港⁽⁴⁾からは上海やソウルなど国際(定期)便が離発着しているほか、関空、羽田、成田などの空港を利用して容易に海外に出掛けるようになるなど、快適さ便利さが確保されてきています。同時に、海外か

ら岡山を訪れる人も増えており、また、岡山に在留する外国人⁽³⁾も県人口の約1%を超えるようになっていきます。

文化、芸術の分野でも、世界が身近になってきています⁽⁵⁾。もちろん、毎日の食卓にのる食品や衣類にしても、外国製品の占める割合が高くなっています。つまり、好むと好まざるにかかわらず、私たちは国際社会の中で生活を営み、岡山県の施策でも様々な分野で多様な対応がなされています⁽⁷⁾。

さて、小稿では、岡山県の国際化施策の中で、現在の国際課に関わる「海外移住」、「国際理解」、「国際交流」、「国際協力・国際貢献」におけるいくつかの取り組みについて、これまでの経緯をふまえて紹介し、若干のコメントを述べたいと思います。

一 海外移住

明治以降、農業で生活が困難な、いわゆる農家の次男、三男などの対策として『国内外への移住政策』が行われ、大正八年(一九一九)十二月には岡山県海外協会も設立されましたが、特に、第二次世界大戦後、人口増とともに各都道府県でも移住政策が農地開拓政策とともに命題になってきます。

三木行治知事(知事期間は昭和二十六年五月三日〜同三十九年九月二十一日)は水島工業地帯の建設に見られるように農業県から工業県への脱皮をめざした知事でもあります。昭和三十三年に南米を初めて現地視察

した際に⁽⁸⁾、ブラジルサンパウロ州に一〇〇〇畧の土地を購入して「岡山村」建設をめざし、同三十七年一月二十四日に南米ブラジル岡山村建設に五家族二十七人が集団移住します⁽⁹⁾。

海外への移住には「旅券」発行業務も伴います⁽¹⁰⁾。かつては国境を超えた国民の移動は制限されていましたが、やがて東京オリンピックの年、昭和三十九年には海外渡航は自由化になり、また船舶から航空機による大量輸送も可能になり、海外渡航者の数も急上昇していきます⁽¹¹⁾。昭和四十五年十一月から五年間の数次旅券が発行され、さらに平成七年（一九九五）十一月からは一〇年の数次旅券が発行されるようになりました。因みに、現在では、二十歳以上の人には五年か一〇年の数次旅券の発行が原則になっています。

一方、外国人留学生も増えはじめ⁽¹²⁾、昭和四十九年には県庁県民生活部県民課の中に「海外係」が設置されます。

二 国際理解

第2次世界大戦後、昭和二十七年（一九五二）年四月二十八日まで、我が国は連合軍総司令部GHQ占領下に置かれていました。GHQ（General

Headquarters）の中に、CIEすなわちCivil Information and Educational Sectionという「民間情報教育局」という部局があり、教育、宗教など文化政策を担当していました。全国には二十三のインフォメーションセンター（CIE図書館）を置かれ、岡山市にも置かれます。

昭和五十九年六月一日作成の「県総合文化センター国際課作成資料」によれば、CIE図書館は岡山市には昭和二十五年十二月八日に開館し、同二十六年一月にはCIE図書館英会話クラスが開設されます。GHQの占領が終わり、同図書館は同二十七年五月七日に「岡山アメリカ文化センター」と改称し、講和発効とともに米国大使館の管轄となり、神戸アメリカ文化センター館長のミス エマ K. スキナーが館長を兼務します。その後、同

センターは岡山県に移管され、「岡山県日米文化センター」になりますが、同三十二年七月九日、県組織改正により、同センターは廃止され、新たに「岡山県総合文化センター」（総務室、図書館部、日米文化センター部）が生まれます。同三十四年九月二十六日にはJACS（日米文化交流会、後の岡山日米文化協会）が発足し、事務局が同センター内に置かれます。同三十五年九月十七日には日米修好一〇〇周年を記念して第一回岡山県中学生英語弁論大会が開催されます。同三十七年六月十四日には、同センター新館（現 岡山県天神山文化プラザ）が落成（総務課、整理奉仕課、文化課、日米文化センターで組織）します⁽¹³⁾。同三十八年三月ライシャワー駐日米国大使が来岡されたのを機に、十一月六日に第四回の英語弁論大会は「ライシャワー杯中学生弁論大会」に改称されます。同四十二年六月二十八日には国際生活体験岡山地区委員会（実質的には同四十一年頃より活動）が発足して同文化センターに事務局が置かれます。同四十四年七月十一日には英国文化振興会図書館より三〇〇〇冊の英国図書が無償貸与（同五十三年無償寄贈）されます。そして昭和四十七年九月十九日に「日米文化センター」は単に日米だけにとどまらず広く世界を対象とした「国際課」に改称され、平成八年まで「国際理解講座」事業などを行います⁽¹⁴⁾。

その後、新県立図書館開館に伴う機構改革により、総合文化センターは廃止され、「国際理解」事業は知事部局に引き継がれていくこととなりました。この前後、知事部局では、国際交流課が設立・運営に携わることとなった（財）岡山県国際交流協会（平成三年三月設立、平成二十四年四月一般財団法人に移行）において平成三年度より「国際理解」が事業の柱の一つになっていき、岡山県総合文化センター国際課と連携しながら、国際理解講座も開始されます。

教育庁所管の岡山県総合文化センターの基本方針は「国際文化交流を通じて、地方の時代にふさわしい国際的な視野を持った県民の育成をめざす」ことにあり、それだけに教育的啓発的な意味合いの強い国際理解講座であった⁽¹⁵⁾のに比べ、（財）岡山県国際協会は国際経験豊かな県内在住者等を講師

に招き、海外知識の習得とともに国際交流や国際協力を意識した国際理解講座に比重を移しています⁽¹⁶⁾。

三 国際交流

国際化の進展とともに、単に諸外国・地域の「国際理解」を深めるだけではなく、世界の人々・文化との「国際交流」を通じてさらに知見・知識は深まり、ひいては活力に満ちた地域づくりにつながります。

県の計画で、行政用語として「国際交流」という言葉が初めて登場するのは昭和五十六年四月一日にスタートした岡山県新総合福祉計画（五カ年計画、以下、「新計画」という）です。

新計画では総論の第二「岡山県の将来展望」の4「国際化の進展」の項が起こされ、「今後、文化、教育、観光など、多くの分野で国際交流が活発に展開されるよう努める必要がある」と明言します。そして、昭和五十九年に県の組織としての「県民生活課」の中に「国際交流班」が生まれ、同年七月四日には各種団体からなる「おかやま国際交流プラザ」が岡山商工会議所ビル内に立ち上がります。同プラザから岡山で生活する外国人のために、生活情報ツール「英字新聞〈岡山インサイダー〉」がボランティアの手により発刊され、また日本語講座も開設されます。

その後、昭和六十一年四月施行の第3次岡山県総合福祉計画（五カ年計画、以下、「第3次計画」という）では、総論の第二「21世紀への展望と課題」の3「展望と課題」の（5）「国際化への対応」で、新計画に比べ大幅に記述が増えています。これは、第3次計画の五年間の期間中に、「画期的な交通動脈である瀬戸大橋の架橋、新しい空の玄関となる新岡山空港の開港、山陽自動車道の建設の進展などに伴い、岡山県は拠点性を飛躍的に高め、新たな交流と発展の時代を迎える（同総論「発展可能性に満ちた岡山県」より）」ことから、岡山県における国際化の進展が加速される状況を踏まえたものと思われます。

特に、第3次計画では、基本計画の柱の一つとして初めて「国際交流」の項目が起こされ、「国際交流の基礎づくり」「学術、文化、スポーツ等交流の促進」「経済交流の促進」の二つの重要施策体系に分けて具体的な施策の方向が示されます。これを受けて「実施計画」では「国際性豊かな人づくりの推進」「国際性豊かな地域づくりの推進」「国際交流ウィラの整備⁽¹⁷⁾」「国際相互理解の推進」「民間国際交流団体等の活動の活発化促進」の観点から具体的な事業が展開されることになります。

例えば、「国際相互理解の推進」では、海外県人会との連携強化（海外県人会子弟の留学生や研修生の受入れ）や「国際姉妹縁組の推進（友好提携の拡大⁽¹⁸⁾）」が示されます。

そして、事業展開の実施主体として、「国際交流」の名称を付した「国際交流課」が昭和六十二年四月に誕生します。この時機は、後に友好提携することになる中国（江西省）やオーストラリア南オーストラリア州等の友好提携を模索している時でもあります⁽¹⁹⁾。

第3次計画期間中では「国際交流フェスティバル」事業に見られるように県民らが「国際交流」事業を企画し市町村を巻き込んですすめていくという県主導の形の事業も始まり、また、市町村⁽²⁰⁾や民間団体等の国際交流活動⁽²¹⁾も活発になっていきます。

これら国際交流・国際理解活動をはじめ、民間国際交流団体の相談、増加しつつある外国人の生活相談や法律相談、県民の留学相談、ホームステイやホームビジットの相談、中国・韓国・インドネシアなどの外国語講座の開設など様々な課題に総合的に対応できる組織として、前述の（財）岡山県国際交流協会が平成二年度末に誕生し、おかやま国際交流プラザ運営も行っています。

同時に、県民と外国人との相互理解を深め、交流を推進し、地域の国際化を図ることを目的として「国際センター」建設が構想され、平成二年度には県国際交流課の中に「国際センター開設準備班」が設置されます。そして、平成七年六月二十四日に岡山駅西口に近い岡山市奉還町に「岡山国

際交流センター」がオープンします。同センターは、情報提供・相談窓口、図書資料室、パスポート窓口、国際交流・国際理解・国際協力イベント等が行える様々な会議室・ホール等の施設を備え、今日では地域の国際化の推進、国際交流・国際協力・国際貢献活動の拠点として、あるいは一般の諸活動の施設としても幅広く活用されています。

四 国際協力・国際貢献

昭和五十九年設立のAMDAは平成三年から緊急救援活動を開始します。AMDAと(財)岡山県国際交流協会、加茂川町(現 吉備中央町)、郵便局関係者⁽²³⁾などは定期的にミーティングを開始し、情報交換を行っています。その中でAMDAのアフリカ・ソマリア診療活動に参加し刺激を受けたのを発端に、加茂川町は、平成六年三月八日、海外での難民救済や被災地援助に町職員を派遣するなどを決めた「国際化の推進に関する条例」を制定し、国際交流にとどまらない人的交流を深めることを目的に、上下水道整備や土木作業など「地方自治体の特性を生かした国際貢献を進める」こととしました。全国初の国際貢献条例です。

その後の展開の中で、一つの契機となったのが平成六年一月十七日に発生した阪神淡路大震災で、岡山県からはAMDAがいち早く緊急救援活動を開始し、県でも人的派遣、避難者受入れなど官民挙げて様々な救援活動を展開します。国内外から救援活動が行われ、災害復旧支援活動も大きな輪を広げていきます。市民レベルで数多くの人々が参加したことから、この年が日本におけるボランティア元年と位置づけられています。

国際協力は、様々な分野ですすめられます。環境関係では、平成五年六月ブラジル・リオデジヤネイロで「環境と開発に関する国際連合会議(国連地球サミット)」が開催され、岡山県でも職員を派遣します。会議では、持続可能な開発に向けた地球規模での取り組み「リオ宣言」などが合意され、国は、同年十一月十九日環境基本法を制定、同法第二章第六節では

「地球環境保全等に関する国際協力等」(第32条、35条)を置きます。

これを受けて、岡山県では平成八年十月一日に環境基本条例を制定し、「基本理念」で地球環境保全の積極的な推進を示し(第3条第3項)、「国際協力の推進」のために、「県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする」(第24条)と規定します。

これより先、県は平成八年三月に「おかやま国際化推進プラン」を策定し、「世界に開かれ、世界とともに生きるおかやま」の実現をめざしますが、同プランの趣旨は同年四月一日施行の第5次岡山県総合福祉計画(「第5次計画」という)に盛り込まれます。特に、第5次計画では、第3次計画以来続いてきた「国際交流」の項目が「国際交流・協力」に改められ、時代の変化に伴う施策展開が窺われます⁽²³⁾。

すなわち、第4次岡山県総合福祉計画では「地域レベルにおいて可能な国際協力に積極的に取り組む必要がある」とされていましたが、第5次計画では「地域での国際交流・協力は、国レベルとは別の外交チャンネルを確保することになり、住民参加型の交流、地域の有するノウハウを生かした協力は世界の平和と繁栄に貢献することとなる」と積極的な施策の方向性を示し、「貢献」という用語も登場します。

第五次計画で五カ年間に実施する具体的な施策としては、「岡山県の特性を生かした国際協力の推進」のための「技術協力、共同研究の推進」として、「環境保全技術者相互交流の促進」「国際環境協力市民講座の開設」「農林水産国際交流・協力事業」など、また「人づくりの支援」として、これまでの「留学生受入事業」や「海外技術研修員等受入事業」に加え「海外自治体職員協力交流事業」や「海外耐火物研究者交流」など、そして「民間協力活動の促進」として、「自然環境保全国際協力活動の展開」「『国際協力の日』記念事業」「国際ボランティア養成事業」などを列挙し、アクションプランとしています。

因みに、第5次計画の「環境保全」の項目に着目しますと、重要施策の

体系に初めて「地球環境の保全」が掲げられ、地球環境保全対策の推進として、「地球温暖化防止のための地域推進計画の策定」「成層圏のオゾン層を破壊するためのフロン対策」「酸性雨や酸性霧の継続監視」を柱としているほか、「エネルギーの有効利用として」「化石燃料の省エネルギー対策」「太陽光発電など新エネルギー実用化検討（導入促進）や小水力発電所の建設推進」、また国際環境協力の推進として「国際環境技術交流フォーラムの設置」「国際環境市民講座の設置」「国際環境協力ボランティア活動の促進」などの具体策がアクションプランに盛り込まれています。

同計画「自然」の項目においても、重要施策の体系に初めて「地球規模の自然環境の保全」が明記され、「森林資源等の消費の節約、希少な野生動物植物の捕獲や採取の制限、飼育や栽培・販売等の自粛や加工品の購入自粛についての広報展開や自然環境フォーラム等を開催する」としているほか、「外国人が県内の優れた自然環境に触れる機会を提供する標識等の外国語表記や研修会の開催」、さらには「自然環境保全団体とも連携を取りながら国際協力事業をさらに幅広く展開するための検討を行う」などをアクションプランとし、「環境保全」の項目とともにグローバルな視点を持ち地域レベルで国際協力に取り組む施策展開の方向が明確に示されています²³⁾。

また、同計画「農林水産業」の項目の重要施策の体系においても「農林水産業国際交流・協力の推進」が新設され、農業大学校等の学生の海外派遣や中国江西省・インドネシアバリ州などアジア諸国・地域との国際交流・協力が明示されています。

このような時代の潮流を背景として、平成九年度には県国際課の事務分掌として初めて「国際協力」が掲げられ、同時に組織として「国際協力係」が設置されます。

先に、岡山県内では加茂川町の国際貢献条例に触れましたが、哲多町（現 新見市）においては、平成六年頃から国際協力事業をすすめ、平成八年からはチェルノブイリ原子力発電所事故（昭和六十一年四月二十六日）の

被害に遭った子どもを支援する活動などをすすめます。そしてAMDA国際大学校構想に端を発した国際貢献大学校開設計画を受けて、哲多町では平成十二年九月に公設国際貢献大学校設置条例を制定公布します。同十三年四月の施行を経て、同年九月八日に廃校となった哲多町立大田小学校を再利用した同大学校が開設されました。

一方、岡山県では平成十三年四月に発表した「新おかやま国際化推進プラン」及び同十四年三月策定の「新世紀おかやま夢づくりプラン」に基づき、「国際貢献先進県おかやま」をめざすこととし、同十四年七月には「岡山発の国際貢献を考える会²⁵⁾」を設置します。そして同会からの提言（同十五年三月）を受け、同十六年三月に「福祉の伝統や様々な発展可能性などを有する本県の特性を生かし、県、市町村、県民、事業者及び国際貢献組織が協働して、国際貢献活動を先進的かつ先導的に推進することにより、世界に信頼される国際貢献先進県おかやまを実現することを宣言し」、「岡山県国際貢献活動の推進に関する条例」を都道府県レベルでは全国で初めて制定し、現在に至るまで国際貢献活動をすすめています²⁶⁾。

おわりに

今日、地方自治体を取り巻く国際化の動向は著しく変化しつつあり、経済のグローバル化と産業育成、農林水産物等の輸出促進、更にはインバウンド（外国人旅行者誘致）施策など「国際戦略」の課題に対応して、組織もさらに変化していくものと思われます。岡山県では現在、「国際課」は県民生活部に所属していますが、他県では、その所属が企画部門や生活部門から産業観光部門へとシフトしている例も見られます（宮城、栃木、石川、長野、滋賀、鳥取、愛媛、熊本他）。

ただ、如何に県、市町村や国の組織が変わろうとも、私たちは自らの課題として、いわゆる「内なる国際化」を常に意識しておく必要があります。国同士が仲良く暮らしていけるような国際社会を形成していく前に、あら

ゆる集団や地域において、外国人だからというのではなく、社会を構成する一員として、お互いの人権を尊重しながら、私たちの集団や地域を明るく豊かで暮らしやすいものにしていかなければならないし、また、県市町村等地方自治体もまたその責務を負っていると思います。

“Think globally, Act locally”（地球的な視野で考え、地域で行動しよう）という言葉は、今では人口に膾炙していますが、理解と実践とは異なります。まずは、学校教育、そして家庭教育の場でも小さいときから国際感覚を養うことの重要性を指摘しておきたいと思います。また、例えば、南北問題の現状の一端が窺える二つの事例、すなわち世界の飢餓状況を示した「ハンガーマップ」、そして「飢餓で衰弱した少女の死を待つハゲタカ」の写真を思い起こしながら、共生社会の実現に向けてさらに「国際理解」を深め「国際協力」をすすめ、「国際社会において名誉ある地位を占めるよう」な地方自治体の国際化施策の着実な進展を期待したいと思います。

〈注〉

- (1) 幕末から明治初期にかけて、津山藩は優れた洋学者を輩出しています。平成二十二年三月にリニューアルオープンした津山洋学資料館には、西洋の内科医学を初めて紹介した宇田川玄随や、幕末の対米露交渉に活躍した箕作阮甫など、津山出身の蘭学者らの資料が展示され、「解体新書」の初版本の他、精巧な木製の骨格標本（レプリカ）などもあります。
- (2) 明治八年十月十三日に岡山県に赴任した高崎五六県令は明治十二年岡山鷹匠町旧嶋方藩邸の跡地（天神山）に県庁を新築しました。岡山における異人館（擬洋風建築）第1号で鹿島岩蔵が請け負いました（岡長平『ぼっこう横町・おかやま風土記』）。同時期、岡山市東山にベリール邸（東山異人館）も建てられています。
- (3) 「維新以来外国人雇入書類 岡山県」（岡山県立図書館蔵）には岡山藩医学館や岡山県病院で雇用された外国人が記されています（当館平成二十二年度企画展『岡山の中の外国記録』より）。このほか、例えばオランダ人ムルデルは明

治十四年児島湾干拓計画図を策定し、旭川下流にケレップ水制の導入を献策しました。同時に山林伐採の禁止と河川上流部での砂防の必要性を強く説いたと言われ（『農村振興』第六九七号（全国農村振興技術連盟）に掲載された「中国四国農政局渡部弘氏」による）、後に岡山は砂防発祥の地とも呼ばれています（農林水産省HP）。

- (4) 三木知事は昭和三十七年岡山国体秋季大会開催に間に合わせようと、同十月十三日「岡山空港」（現 岡南飛行場）を開港します。また、長野知事はジェット化に対応した空港建設の必要性から昭和六十三年滑走路二〇〇〇mの（新）岡山空港を岡山市日応寺に開港。滑走路は平成五年に二五〇〇m、平成十三年三〇〇〇mに延長されますが、長野知事は世界一流の空港をめざし三五〇〇m化を悲願としていました（山陽新聞平成八年九月十八日「回顧・長野知事が語る二十四年・その4」）。なお、岡山県における「岡山空港建設・管理に係る所掌組織の変遷」の詳細については拙稿（当館発行の平成二十五年度『岡山のアーカイブズ3』に所収「岡山県庁の組織変遷」のうちの「岡山空港建設・管理に係る所掌組織の変遷」を参照してください。
- (5) 岡山県内の在住外国人の推移は、昭和六十一年九七三二人、平成五年一万三六七〇人、平成十年一万四八六五人、平成十五年一万八二二四人、平成二十年一万三三七八人と増加傾向にありましたが、平成二十年をピークに平成二十一年二万三二四五人、平成二十二年二万二三九四人、平成二十三年二万二四八八人、平成二十四年二万九六八八人、平成二十五年二万四七八人と漸減傾向にあります。また、平成十七年までは国全体では平成十八年度までは韓国・朝鮮国籍の人が最も多くを占めていましたが、以後は今日に至るまで中国籍の人が最多となっています。
- (6) 芸術文化の国際化について述べますと、昭和五年に大原美術館が開館しました。西洋美術、近代美術を展示する美術館としては我が国最初のものです。昭和五十九年にはJAPANESE国際芸術祭が開催（一〇回まで）され、また二〇一〇年から瀬戸内海を舞台に三年毎に開催される瀬戸内国際芸術祭が開催されています。
- (7) 県関係機関の国際化施策の例をあげますと、①本庁各部課（国際課プロパーの所掌事務を除く）：地球環境保全、国境を越えた環境汚染対策、岡山空港国際路線・チャーター便開拓、岡山空港・水島港の機能強化、貿易の振興、TPP対策、国際観光、外国派遣研修、農林水産物輸出入・販売キャンペーン、在住外国人支援等多文化共生、国際姉妹縁組・提携（瀬戸大橋・水島港）の推進

など。②教育庁：日本人学校等への教師派遣、帰国子女対策、外国語指導教師（ALT等）の活用、英語授業の小中学校導入、高等学校国際科の設置運営、外国の生徒との国際交流、留学支援、外国人労働者の子ども教育など。③警察：犯罪の国際化対応など。④国際的なイベントの誘致活動の例として平成十四年FIFAワールドカップ（日本韓国共同開催）では、各自治体によるキャンプ地誘致合戦が繰り広げられ、岡山県では県企画課、勝英地方振興局及び地元の美作町（現 美作市）などが中心となって昭和六十三年に瀬戸大橋開通記念事業として完成した「岡山県美作ラグビー・サッカー場」をキャンプ地として、誘致活動を展開し、「スロベニア代表チーム」のキャンプ地誘致に成功しました。同サッカー場は平成十三年から「岡山湯郷ベル」のホームスタジアムとなっており、平成二十三年には「なでしこジャパン」がロンドン・オリンピックに向けて合宿を行うなどの実績もあることから、東京オリンピック（二〇二〇年）に向けてキャンプ地誘致の活動の積極的な展開が期待されます。

関連して、今年（平成二十六年）十一月四日から八日まで、岡山市においても「持続可能な開発のための教育（EOD）に関するユネスコ会議」が開催されました。岡山市で国連機関の世界会議を開催するのは初めてで官民挙げての成功に向けての努力はもとよりですが、世界会議の開催は国内外への岡山の魅力発信になり、また次のイベント誘致につながるものだけに今後の展開に向けての戦略が求められます。

- (8) 国際化についても、その時々的重要な政策課題に対する最終判断は行政トップの首長に委ねられています。その施策形成過程において他者からの助言、意見聴取もありますが、直接自らの耳目で確認し考察し決断する事例も往々にしてあります。

三木知事は北南米外遊（昭和三十三年五月十六日～六月三十日）を終えて、「日系ブラジル人二世、三世が一世の人の跡を継いで大ブラジル国を建設するという、いわば国際日本人として働くように、（岡山県から）後に続くものを送って、絶えず、日本のよき血、よき頭脳、そして優れた技術をもってこの国を支援していきたい」と決意します（県広報誌『おかやま』一九五八年八月号）。同時に、三木知事は「二世、三世の青年の中には、日本に行って勉強したいという人もあるのですから、そうしたブラジルの子弟は喜んで岡山県に迎えて大学にお世話し、日本の教育を身につけて帰ってもらう」（『太陽と緑と空間』：三木行治随筆集、二五七頁）と考え、翌昭和三十四年から日系二世、三世を岡山県費留学生として招聘しようと計画し、同年七月九日、サンパウロ市から二

名が来岡し、岡山大学で土木建築と経済の研究を始めます。爾来、平成十五年度まで毎年二、三名を受け入れてきました。

付言しますと、三木知事は厚生省官僚時代から欧米各地の外遊を通じて酪農振興の重要性も重視し、蒜山地方などヘジャージー牛の導入、県立酪農大学の建設（昭和二十七年四月開校）などを行います。なお、昭和三十六年にはスウェーデンでランドレース豚のオス五頭とメス二十五頭を知事自ら直接交渉し買い付けており、同年十月十九日県酪農試験場に第一陣五頭が到着しました。

また、長野知事は初めての海外諸国訪問の南米・欧州外遊（昭和五十二年六月十八日～七月十二日）において、南米の「日系三世たちに日本語の教育と日本との交流が最も大切なことと思っている（県広報誌『おかやま』一九七八年八月号）」と感じ、また「従来にも増して相互の関係を密にし、交流を深めていかなければならないことを痛感」（昭和五十三年九月『岡山県議会定例会会議録』一〇一五頁）します。これが昭和五十四年から開始する「海外技術研修員制度」の導入のきっかけになったものと思われます。この制度は当初は南米の日系二世、三世たちを対象に「岡山県内の企業等で技術を習得していただくことにより、その国の発展に役立つ人材を育てるとともに、県と研修員の出身国との友好関係を深めることを目的（平成二十年十二月県議会での答弁より）」として受入れを行ったものですが、長野知事の二回目の南米訪問を終えての帰国報告で、「とりわけ、わが県が県費留学生や技術研修員として招いた二世、三世たちが、すでに現地社会におきまして中堅として活躍している姿に接しまして、われわれの地道な交流の積み重ねが着実に成果を上げていることを実感いたしました」（昭和五十七年九月『岡山県議会定例会会議録』一〇七頁）と意義を述べています。

- (9) 三木行治年表『炎燃えつきるまで―三木さんの追慕』所収。
(10) 平成十八年十月一日に市町村に旅券事務権限が委譲されます。

なお、平成二十四年の旅券発給件数は四万五八五七件で、最近の旅券発給の状況は近隣諸国との国際緊張関係、円高円安、国際紛争、突発的な疾病などにより必ずしも増加傾向にはないようです。詳しくは岡山県国際課（HP）「平成二十四年岡山県の旅券発給状況」を参照してください。

- (11) 出入国者数の推移表法務省・入国管理局HPより抜粋
(12) 岡山県内の外国人留学生の推移は、平成元年十二月では一〇機関三〇三人が、平成二十五年十一月現在では一六機関一九〇九人に増加しています。このうち、岡山大学が八六八から四八四人に、岡山商科大学が一人から五〇九人に、平成

表 出国者数の変遷

区分	日本人の 出国者数	うち 岡山県	外国人の日本 入国者数
昭和25年(1950)	8,922	－	18,046
昭和41年(1966)	341,358	1,695	338,584
昭和59年(1984)	4,685,833	47,269	2,036,488
平成 6年(1994)	13,578,934	129,286	3,831,367
平成16年(2004)	16,831,112	168,136	6,756,830
平成24年(2012)	18,490,657	167,714	9,172,146

長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」を発表、留学生三〇万人計画の実現をめざすこととしており、岡山大学においても国際化・グローバル化に対応した「岡山大学・国際戦略ビジョン21（平成二十四年三月）」の実現をめざしています。

- (13) 昭和三十七年六月十四日、岡山県総合文化センターが落成、二十日にこれを記念して、米軍海軍海兵隊岩国駐屯部隊音楽隊による「祝岡山県総合文化センター新館落成」の市中パレードが行われ（岡山県立図書館郷土資料班広報誌「真金倶楽部」第五号）、演奏会も開催されました。

- (14) 県総合文化センター国際課の事務を概括的に言えば、「国際理解」の推進で、「文化講演会（昭和四十八、五十年）」や「海外文化講演会（同五十一、五十六年）」では、毎年一回、そして昭和五十七年から平成八年まで毎年六回開催された「国際理解講座」が象徴的です。因みに、「国際理解」とは、ユネスコが提唱した「国際理解教育」に由来（一九七四年のユネスコ総会で「国際教育」を新たに提唱）します。文部科学省は平成十八年度より「国際理解教育」に代わり「国際教育」の用語を使用しています。なお、今日では「多文化理解」「多文化共生」という言葉が有力になっています。

二年開学の吉備国際大学・短期大学が三〇九人と突出し、この三大学で約六八・二％を占めています。また、平成二十五年十一月現在の留学生国籍地域別では中国が一四八一人と約七七・六％を占め、韓国は一四五人、マレーシア五八人、ベトナム五六人となっています。なお、これまでの留学生のピークは平成二十二年十一月の二二三〇一人で、以後、二一七三人、二一〇二人、一九〇九人と漸減しています。これは東北大震災や日本経済の不透明さの影響もありますが、日本の大学が真に留学するに値する魅力・価値があると評価されているかということも考えておかなければならないと思います。

一方で、優れた留学生を確保することはその国の成長発展に大きく寄与することから世界各国は留学生獲得競争にしのぎを削っているのが実情です。平成二十五年十二月文部科学省は「世界の成

- (15) 県総合文化センター国際理解講座の主な県外招聘講師としては、ミシガン大学日本研究所岡山分室（昭和二十五、三十年）の研究者であったジョン・B・コーネル（昭和五十七年度第三回）及びジョン・W・ホール（昭和五十八年度第三回）、パウル・オイベル（大阪ドイツ文化センター館長、昭和五十九年度第二回）、ドナルド・L・キーン（コロンビア大学教授、昭和六十二年第三回）、村松増美（サイマル・インターナショナル会長、平成四年度第五回）、木村治美（共立女子大学教授、平成五年度第五回）、グレゴリー・クラーク（上智大学教授、平成六年度第五回）、下村満子（ジャーナリスト、平成七年度第五回）などがいます。

- (16) （財）岡山県国際交流協会国際理解講座の主な講師としては、同協会顧問の藤本芳雄（元アルゼンチン大使）、菅波茂（AMDAアジア医師連絡協議会代表、松井三平（株）アジア・コミュニケーションズ社長）など。また、平成四年には同協会が岡山市立竜操中学校で米国・中国・韓国のCIR三人の日本語による出前講座を実施しましたが、初めて外国人に出会った生徒も多く、大きな反響がありました。

- (17) 国際交流ヴィラの整備は長野知事の発案で、岡山を訪れる外国人のために洋式トイレとシャワー（風呂は五右衛門風呂でもかまわない）を完備した安価な宿泊所の整備が進められていきます。これは、「特に、国際交流の受入れ体制の整備と、県民の国際感覚の涵養に資するため、宿泊と交流の機能を備えた（昭和六十一年二月『岡山県議会定例会会議録』一、六頁）施設で、昭和六十三年五月二十八日の「吹屋国際交流ヴィラ」を皮切りに「越畑国際交流ヴィラ（同年七月九日開設）」、「牛窓国際交流ヴィラ（同年十月二十九日）」、「八塔寺国際交流ヴィラ（平成元年四月二十七日）」、「建部国際交流ヴィラ（平成二年八月八日）」、「白石島国際交流ヴィラ（平成三年四月二十七日）」の六箇所が整備されました。現在では、八塔寺国際交流ヴィラ及び白石島国際交流ヴィラの二箇所が運営されています。なお、八塔寺には類似施設として八塔寺山荘及び八塔寺ふるさと館があります。

- (18) 国際姉妹縁組・友好提携について附言しますと、第二次世界大戦後、荒廃したヨーロッパを市民の力で復興することを目標に都市間の「友好都市」提携が結ばれるようになりました。我が国では昭和三十年十二月七日に長崎市と米国ミネソタ州セント・ポール市との締結が嚆矢です。その後、米国アイゼンハワー大統領（一九五三年に就任）は「市民と市民」（people-to-people）の関係による国際親善(Citizen diplomacy)の重要性を喚起し、一九五六年十一月十一日

に「ピープル・トゥ・ピープル・プログラム」を発表し国際的な姉妹都市（Sister City）提携を提唱しました。これを契機に、一九五七年三月九日に仙台市と米国カリフォルニア州リバーサイド市、同年五月二十六日には全国三番目として岡山市と米国カリフォルニア州サンノゼ市が姉妹縁組を締結するなど、初期の姉妹都市縁組の大半はアメリカ合衆国の都市との間に結ばれています。

米国以外の都市との初の提携は、一九五七年九月二十九日の倉敷市とサンクトペルテン市（オーストリア）であり、これは当時日澳協会会長だった大原総一郎倉敷レイヨン（株）社長の仲介によるものです。

岡山県内自治体の友好（姉妹）提携件数は、平成二十五年四月現在、岡山県が中国江西省など五件、岡山市など一五市町が三十四件です。

なお、一般社団法人自治体国際化協会（HIP）によれば、姉妹提携縁組は全国で一五〇〇件を超えています（平成二十四年度末）。

因みに、同協会の「姉妹（友好）都市提携等を活用した外国人観光客誘客に関する取組状況調査結果について（平成二十六年三月報告）」をみると、「近年、外国映画、外国ドラマ等のロケ地を観光交流に結びつけようとする動きも注目されており、さらなる地域の魅力発信につながると考えられるため、姉妹都市提携等を活用したロケ誘致」戦略など、従来の教育・文化交流や研修生受入等の経済交流などに加えての新たな展開が窺われます。

観光交流については、「姉妹都市交流の観光への活用に関する調査平成十七年三月国土交通省」において北海道、青森県や愛知県などの市町における具体的なケースが紹介されています。

- (19) 中国江西省との友好提携は岡崎嘉平太氏のアドヴァイスによるものです。また、オーストラリア南オーストラリア州との友好提携は三菱自動車工場関係で同州アデレード港と水島港との姉妹港縁組（昭和五十九年十一月二十九日）に始まります。
- (20) 市町村における市町村の国際化施策は外国との姉妹縁組・友好提携を中心にしたものが多いようですが、例えば、平成十六年十月実施の「金光町・鴨方町・寄島町合併協議会『新市建設計画』アンケート調査によれば、鴨方町における「国際化・国際交流への取り組みの施策満足度」は他町に比べかなり高いものがあります。これは、平成三年四月に初当選した田主智彦鴨方町長が、幼稚園からのALTによる英会話授業の導入、オーストラリア・ティーツリーガール市や中国高安市との友好提携、職員を県国際課に研修派遣など、国際化施策を積極的に推進したことへの町民評価の高さと思われます。

なお、市町村合併で鴨方町などは「浅口市」となりました。国際姉妹縁組・友好提携については前掲注(18)で紹介しましたが、これは締結するのが目的ではなく、国際間の約束事ですから、語弊はありますが「離婚」や「別居」状態は好ましいものではありません。提携した当時の為政者が変わったり市町村合併で当時の自治体が消滅したりしても、また自治体の財政状況がいくら厳しくても、知恵と工夫で当初の理念を継続していくことが大切で、それが国際社会における我が国の評価、日本人の評価につながるものと考えます。

- (21) 歴史の古い倉敷国際親善協会（昭和五十五年三月二十三日設立）や津山市国際交流の会（昭和六十二年四月十九日設立）など多数の外国人を引き受けた実績のある団体のほかに、例えば、ライオンズクラブでは、YE（Youth Exchange）事業に見られるように外国のライオンズクラブの子どもたち一人一人を数週間派遣（ホームステイ）しあう事業が見られます。岡山県内では岡山平成ライオンズクラブなどが活発に事業を展開していました。
- (22) AMDAは、当時「国際ボランティア貯金（通常郵便貯金の利子の二〇％が発達途上国の支援等のために寄附される貯金で、平成二年から始まり、郵政民営化に伴い平成十九年に取扱いが中止）」から緊急救援プロジェクトなどに支援を得ていました。
- (23) 第4次岡山県総合福祉計画における「国際交流」の重要施策の体系は、国際性豊かな人づくり、国際性豊かな地域づくり、国際交流活動の促進、そして「国際協力の推進」の四本柱です。「国際協力の推進」については「技術協力」として海外技術研修員の受入れ及び技術者等の派遣、そして「教育、文化協力」として教育関係者等の海外派遣及び留学生の受入れの二つの方向から施策展開を図ることとされていますが、これらはいずれも既存の施策を体系化したもので、「国際協力の推進」の目新しい方向性は窺えないようです。なお、外務省と国際協力事業団（JICA）は、我が国が援助国として途上国への技術協力組織「コロンボ・プラン」に加盟した十月六日を、昭和六十二年に「国際協力の日」と定めましたが、当時の岡山県では、「国際協力」についての自らの実践活動については必ずしも深い関心事ではなかったといえます。
- (24) 平成七年三月策定の「岡山県自然保護基本計画」（第2次）の趣旨を盛り込んでいます。
- (25) 会長・明石康氏（元国連事務次長、会長代理・大原謙一郎氏（大原美術館理事長）、川上隆朗氏（国際協力事業団総裁）ら委員五人により構成されています。

(26) 国際貢献について附言しますと、岡山県の国際貢献条例では「国際協力」という文言が消え、「国際貢献」に統一されています。しかし、「国際貢献」施策の内容には、前掲注23)に見られるようなそれまでの「国際協力」施策も含まれており、「国際協力」から「国際貢献」への用語の変容については必ずしも鮮明とはいえません。

この点、引用が長くなりますが、「池上彰と考えるビジネスパーソンの『国際貢献入門』」（「日経BPオンライン、平成21年度」）企画の開始に当たり、池上は「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」～「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」という日本国憲法前文を引き合いに出しながら、「私たちは憲法でも国際協力の必要性を高らかにうたっているのです。」と述べ、次いで、「『国際貢献』と聞くと、資金の拠出とか自衛隊の派遣など、政治絡みで難しいもの、という印象を持ちます。しかし、今必要なのは、より同じ目線でいっしょに事態を改善していく『国際協力』という考え方だと思います。国際協力はけっして途上国に一方的な援助を与えることではありません。その成果は私たち日本人にも確実に返ってくるものなのです。『国際協力』を通じて、途上国の人が“日本”という存在に感謝してくれたとき、それは真の『国際貢献』に変わるのではないのでしょうか。現地の人たちと、パートナーとして行動し、新しい世界をつくっていく。そんな姿勢が大切なのです。」と述べます。この企画の最終回は池上と前JICA理事長の緒方貞子の対談ですが、その中で緒方は「グローバル化によって、企業や市民社会が国籍を超えた存在となって世界を繋いでいます。そのような中で、今まで富んでいた国だけが繁栄を誇るのはおかしいと思うのです。貿易問題一つをとっても、あらゆる国が他のさまざまな国の影響を大きく受けます。先進国から途上国への援助について、私たちはつい『貢献』という言葉が無意識に使い、一方的に施しを与えていると思いがちです。でも、グローバル化の視点に立ってみると、その考えはおごりにすぎません。世界はすでに相互に依存し、共存しているのです。だから『貢献』ではなくて『協力』、なんですよ。」「先進国日本も、他の国に頼らなければ生きていけないでしょう。もちろんあらゆる先進国がそうなのです。これまで日本は主に、アジアとの共存共栄を考えてきましたが、共存共栄の範囲は世界的にひろがっています。それが『グローバル化』なのです。」と明快に述べています。

＜参考文献等＞

当館収集の岡山県公文書（国際課関係）の主要な簿冊の他

- ・『岡山県総合福祉計画』（第1次～5次）
- ・『岡山県新長期ビジョン・長期ビジョン』
- ・『新世紀おかやま夢づくりプラン・新おかやま夢づくりプラン』
- ・『新おかやま国際化推進プラン・戦略プラン・新戦略プラン』
- ・「グローバル人材育成・誘致のための具体的方策」（平成二十四年一月）
- ・「平成五年度岡山県海外技術研修員（含県費留学生）研修報告書」
- ・『岡山県史』（現代Ⅱ）
- ・『岡山県政史』（第三編、第四編）
- ・岡山県広報誌（『報道岡山』『広報岡山』『おかやま』『グラフ岡山』）
- ・『岡山県職員録』
- ・『岡山県総合文化センターの軌跡』（平成十六年二月発行）

（以上は岡山県・県関係機関発行）

- ・『平成24年版在留外国人統計』（法務省）
- ・『姉妹都市ブックレット』（国際交流基金）
- ・坂本忠次「地域の国際化と自治体の国際交流―姉妹提携の課題を中心に―」『岡山大学経済学会雑誌』二五（四）、一九九四年
- ・吉武信彦「地方自治体と『国際化』」（『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会）第一巻第三号一九九九年三月）
- ・佐藤久美「日本の国際化政策の進展に関する中央政府と地方自治体の関係性の変化―『国際交流』から『多文化共生』へ―（上）」『金城学院大学論文集第』一〇巻第一号
- ・坂口満宏「誰が移民を送り出したのか」『立命館言語文化研究所』21巻4号
- ・『わが外交の近況』（第九号、昭和四十年七月、外務省）
- ・谷口陽子「ミシガン大学日本研究所について（二〇一〇年七月十七日）」「日本の地域と途上国相互依存調査（岡山県）ファイナルレポート要約版（平成二十四年三月、JICA中国国際センター）」
- ・「岡山県留学生交流推進協議会岡山県内外国人留学生の受入に関する調査結果」（平成二十五年十一月一日現在）
- ・「熾烈化する世界の留学生獲得競争と我が国の留学政策（ウェブマガジン『留学交流』二〇一四年、五月号 VOL. 38）」
- ・『長野士郎 岡山県政回顧』（山陽新聞社二〇一四年）

（そだ あきのり 当館元職員）

【調査報告】

神戸事件で切腹した瀧善三郎正信の碑文をめぐって

原 田 益 直

はじめに

慶応四年（一八六八）一月、岡山藩が西宮警備に赴く途中、神戸で外国兵と衝突した神戸事件で、全責任を負って切腹した瀧善三郎の辞世について、かつて調べ、本紀要の六号で述べました^①。その後たまたま岡山県立記録資料館所蔵複製資料「東京都立大学（現在首都大学東京）所蔵・花房義質関係文書」（以下「花房義質関係文書」という）の目次をみていたところ、瀧善三郎碑文のルーツともいえる「瀧善三郎君碑野稿」を内容とする「花房公使宛関新吾書状」の存在を知りました。それを郷土史家蔵知矩が紹介している碑文と照合してみると、驚いたことに辞世歌部分の紹介に「悪意」の改変と思えるものがみられました。

そこで、本稿では、なぜ改変したのか、その因ってくるところを知るべく、神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」の拝観を振り出しに、追跡調査したところを報告します。

Ⅰ 未完の碑

（Ⅰ）神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」

兵庫大仏で有名な能福寺（神戸市中央区）境内に神戸事件の犠牲者である瀧善三郎を記念する「瀧善三郎正信碑」が建てられています。昭和八年、

瀧善三郎最期の場所である永福寺（同市兵庫区）の境内に建てられましたが、永福寺が昭和二十年の神戸大空襲で焼失し、地況も変貌した関係から、昭和四十四年に現在地へ移設されました^②。記念碑本体は、高さ約一メートル・幅約三〇センチ方形の石碑で、正面に「瀧善三郎正信碑」の文字と、向かって左側面に次の碑文が刻まれています。

【史料Ⅰ】

瀧善三郎正信君岡山藩士也依神戸事件賜死慶應四年二月九日於當寺本堂屠腹以殉國難時年三十有二矣君從容自若就死如歸檢使伊藤俊介及英米佛伊蘭等外人列其席者皆感其義烈真日本武士道精華也今茲予與有志胥議仰賞舊藩主池田侯爵建碑寺域中以傳芳于萬世云爾

昭和八年癸酉年三月

永福寺第二十六世一豐光信撰書

この建碑には前史があり、最初に計画されたのは明治十九年で、「永福寺住職」は「日置忠尚等と相図り建碑を企て、関新吾に嘱して」「碑文も成った」^③のでありますが、「機熟せず其の俟になつて居つたのを、昭和七年伊藤住職、有方兵庫区長等の主唱で」翌年「記念碑が建てられた。乍併その碑文は故ありて、今回の碑面には載らざりし」^④と変わり、永福寺住職伊藤光信撰書碑文（以下「伊藤撰碑文」という）に差し替えられました。

先ず「碑文は故ありて」の「故」を調べたいと思います。

(2) 紹介されていた「関新吾撰碑文」



廃案の憂き目に遭った「関新吾撰碑文」(以下「関撰碑文」という)は、郷土史家蔵知矩(以下「蔵知」という)によって【史料2】のように紹介されていました。

【史料2】⁽⁵⁾

瀧善三郎君碑

君諱正信、通稱善三郎、備前人、仕国老日置忠尚、為砲術師範。為人義勇有氣節、常憤外人^(岡)驕傲。慶応三年冬、朝廷使備前藩兵戍摂之西宮。越明治元年正月、忠尚率兵東上、君為前駆砲隊長。十一日過神戸外国館前、英人十数輩来遮

前駆、君懇諭却之不聽、乃揮鎗刺其一人、余皆逃、兵卒又銃擊佛人。事聞、廷議使議定岩倉具視卿、密諭曰忠尚、部下忠憤禦侮、易心洵可嘉矣。然今日既與各国和好而有此事、曲在于我、宣刑首事者謝其過、是不獨為皇国、又為池田氏及日置氏也。於是忠尚傳朝旨、且曰汝以臣節刺暴人。可謂義矣。今以死謝過、可謂勇矣。君感激拜謝曰、一死足以報大恩、臣事畢矣。因憤待命、同僚父来護焉。君諄々說君臣之義、且授之砲術秘訣曰、亦以為我君也。遂以二月九日賜死於神戸、此日英佛^(英)字伊米蘭諸国使臣、及我国外国事務^(英)係參與伊藤博文君、其他候吏兵士等多数来臨焉。君從容^(英)拜揖、然後剖腹、至死容色如常、見者感嘆不已、外人最驚其勇云、時年三十又二。尋有藩命、特賜祿五百石于其

長子成、以上本藩士籍、蓋追賞君之忠義也。頃者忠尚與諸同志相謀、將建碑表之、来求余文、余雖不文、同藩之誼、不得辞乃記所聞概略。君有絶命国仕二首、今祿以代銘詞、詞曰。

幾のふみし夢は今更引きかへて 神戸が宇良に名をやあげなむ
いまははや森の日蔭となりぬれど 朝日に匂ふやまと魂
明治二十年 備前 関 新吾撰

(3) 本当の「関撰碑文」

「はじめに」でふれましたが、(2)でみた蔵知紹介「関撰碑文」のルーツとみられる本人自筆の草稿が、「花房義質関係文書」中の「花房公使宛関新吾書状」に見つかりました。次のとおりです。

【史料3】⁽⁶⁾

野稿

瀧善三郎正信君碑

君諱正信、通稱善三郎、備前人、仕国老日置忠尚、君為人勇義有氣節、常唱攘夷論、慶応三年冬、朝廷使^(岡山)備前藩兵戍摂之西宮、越明治元年正月、忠尚率兵東上、君為供頭、十一日過経神戸外国館前、英人十数輩来遮先駆、君趣諭之却不聽、乃揮鎗刺其一人、余皆逃、兵卒又誤銃擊佛人、事聞廷議三日、天皇使議定岩倉具視卿密諭曰、忠尚部下能體先帝攘夷之旨其心洵可嘉矣、然嚮今日時勢一変既與各国和親而有此事、曲在于我、宣刑首事者謝其過、是不獨為皇国、又為池田氏及日置氏也、於是忠尚泣傳朝旨、且曰汝以臣節刺暴人、可謂義今以死謝過、可謂勇、我愍之今祿汝以百石使子孫永襲、君感謝曰拜謝、一死足以報大恩、臣事畢矣、遂以二月九日賜死於神戸、此日英米^(英)字佛伊蘭諸国使臣、及我外國事務掛參與伊藤博文君、以下檢吏兵士等多来臨焉、君從容拜揖、然後剖腹、至死容色如常、見者感嘆不已、外國人最驚其勇云、時年三十有二、尋有藩命、特賜祿五百石于其長子成、以上本藩士籍、

蓋追賞君之忠義也、頃者忠尚與諸有志輩相謀、將建其碑表之求余文、余雖不文、同藩之誼、不得辭乃記所聞概畧、君有絶命国仕二一首、今録以代銘詞、詞曰

幾能布美志由女波伊萬左良比幾加遍天加宇邊能宇良仁奈遠也能古左舞

伊萬波波也毛利能古加計登奈利奴連登阿左比仁仁保布也萬登太萬志比⁽³⁾

【史料3】自筆草稿「閑撰碑文」と【史料2】蔵知紹介「閑撰碑文」を比べると、次の相違が認められます。

ア 本文に「因慎待命、同僚交来護焉。君諱々説君臣之義、且授之砲術秘訣曰、亦以為我君也」のくだりが加えられている外、若干字句の添削が施されている。

イ 二月九日吟詠辞世歌下の句に「加宇邊能宇良仁奈遠也能古左舞」とあるにもかかわらず、「神戸が宇良に名をやあげなむ」と悪意の改変がなされている。

蔵知は池田侯爵家所蔵（現林原美術館所蔵）「瀧善三郎辞世歌一卷」辞世歌部分を瀧の「身筆」と唱えながら、一卷に「夢は今更引かへて」とあるのを常に「夢は今更引きかへて」と衍字を含む自身独特の表記をしています⁽⁸⁾が、「閑撰碑文」紹介においても、その独特表記をしており、蔵知が紹介に当たって悪意の改変をしていることは疑いを容れません。

したがって、【史料2】蔵知紹介「閑撰碑文」末尾の辞世歌二首を【史料3】自筆草稿「閑撰碑文」末尾の辞世歌二首と入れ替えたものが、本当の「閑撰碑文」と推定されるのであります。

（4）瀧二月九日吟詠辞世歌諸説と蔵知

右辞世歌の歌詞については諸説ありますが、代表的なものを挙げれば【表1】のとおりであります。

【表1】⁽⁹⁾

歌 詞	出 典
1 幾の布見し夢は今更引かへて 神戸乃宇らに名をやなかさ無	岡山市中区平井二丁目 「瀧善三郎正信」墓石 明治期初
2 きのみ見し夢は今更ひ記かへて 神戸か浦に名をや残さん	史談会編纂写 『故瀧正信殉国事歴』 明治四〇年
3 きのみみし夢は今更引かへて 神戸かうらに名をやあげなむ	林原美術館所蔵 瀧善三郎辞世歌一卷辞世歌部分 明治四年

蔵知は昭和五年、池田家岡山事務所に入って修史に当たりましたが、翌六年から池田侯爵家所蔵（現林原美術館所蔵）瀧善三郎辞世歌一卷辞世歌部分「身筆説」を唱え、終わりの句を「名をやあげなむ」としました⁽⁸⁾。その蔵知であつてみれば、建碑の動きが再燃した昭和七年、自説と相違する「名をや残さん」説を採る本当の「閑撰碑文」について、その排除を主張したに違いありません。このことは（2）（3）でみたように、後年「閑撰碑文」の紹介に当たって、瀧二月九日吟詠辞世歌下の句「加宇邊能宇良仁奈遠也能古左舞」を「神戸が宇良に名をやあげなむ」と悪意の改変をしていることから窺え、本当の「閑撰碑文」が差し替えられなければならない理由は、外に見当たりません⁽⁹⁾。

（1）でみた「その碑文（本当の「閑撰碑文」）は故ありて、今回の碑面には載らざりし」の「故」は、問わず語りをしている蔵知自身の本当の「閑撰碑文」排除行動にあると考えられます。

記念碑には、正面に「瀧善三郎正信碑」と、向かって左側面に「伊藤撰碑文」が刻まれています。残る背面と右側面には刻字がありません。四面のうち二面のみに刻字するのであれば、バランスから考えて正面と背面に刻字するのが自然と考えられます。当初は右側面に瀧二月九日吟詠辞世歌刻字を予定しながら、【表1】の諸説が相譲らず、それが頓挫したので

はないか、と推察されます。

瀧善三郎の記念碑が今一基、瀧出身地の岡山市北区御津金川に建てられています。「瀧善三郎正信君義烈碑」であります。その碑石は、縦約五メートル・横約二メートル・奥行約一・五メートルもある自然の大岩で、背面上部に現林原美術館所蔵「瀧善三郎辞世歌一卷」辞世歌部分が、ほぼそのままの大きさ（縦三八センチ・横五二センチ）・筆跡で、「正信」名まで含め、縦五〇センチ・横六九センチの方形に削られた平面に刻字されています。

この義烈碑の例から見ても、神戸の「瀧善三郎正信碑」の向かって右側面には、瀧が二月九日に吟詠した辞世歌の刻字が予定されていたと察せられます。神戸の「瀧善三郎正信碑」は、予定した辞世歌刻字が未完の碑と推察されるのであります。

二 多数説辞世歌交代のステップとなった碑

(1) 瀧二月九日吟詠辞世歌諸説の推移

この辞世歌諸説の推移は、次表のとおりであります（ゴシック太字、当時多数説）。

【表2】

時期	墓石・記念碑	書・郷土史書	出典等
明治初期	幾の布見し夢は今更引かへて 神戸乃字らに名をやなかさ無		岡山市中区平井二丁目「瀧善三郎正信」墓石
明治4年		きのふみし夢は今更引かへて 神戸かうらに名をやあけなむ	林原美術館所蔵「瀧善三郎辞世歌」一卷辞世歌部分（説明1）

明治20年		幾能布美志由女波伊萬左良比幾加遍天 加宇邊能宇良仁奈遠也能古左舞	関撰碑文草稿「花房公使宛関新吾書状」（説明2）
明治40年		きのふ見し夢は今更ひ記かへて 神戸か浦に名をや残さん	史談会編纂『故瀧正信殉国事歴』（説明3）
昭和6年		幾のふみし夢は今更引きかへて 神戸が宇良に名をやあけなむ きのふ見し夢は今更ひ記かへて 神戸か浦に名をや残さん	蔵知『 明治30年 正信君神戸事変の顛末』*1 「一般に伝へられて居る」蔵知前掲書
昭和8年	神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」に辞世歌刻字なし		神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」建碑、「伊藤撰碑文」採用「関撰碑文」廃案（説明4）*2
昭和12年		幾のふみし夢は今更引きかへて 神戸が宇良に名をやあけなむ	蔵知矩『神戸事変と瀧善三郎』廃案関撰碑文中の辞世歌を悪意改変して紹介
昭和13年		幾のふみし夢は今さら引かへて 神戸か宇良に名をや阿けなむ	岡久渭城『 明治 神戶事件』廃案関撰碑文の辞世歌とその関連部分を削り紹介
昭和15年	きのふみし夢は今更引かへて 神戸かうらに名をやあけなむ		岡山市北区御津金川「瀧善三郎正信君義烈碑」背面*3

(説明1) 蔵知は瀧の身筆とするが、疑問である。例えば、墓石刻字辞世歌はこれと異なる。辞世歌遺墨が遺族に渡っていれば、これと相違する辞世歌が墓石に刻字されるはずもなく、遺族に渡されていないことを物語る。遺書が遺族に渡されているのに比べ不自然である。

(説明2) 碑文章稿を書いている花房公使(義質)宛関新吾書状中に「黄蘗生新伏乞叱正」とあり、なお、字消部分ながら、「右野槁已ニ石坂・村上両先生之添削ヲ経タレトモ、尚碑文故研磨ヲ要シ候ニ付キ、乍御手数木畑・西・坂田諸先生」云々とあり、草稿が旧岡山藩士多数の伝聞をまとめたことを窺わせる。また、万葉仮名を用いて表記している点にも、慎重な配慮が窺える。

(説明3) 「史談会」は、池田家岡山事務所記録方関連の団体である。

(説明4) 明治20年建碑挫折時の関係者である関新吾は大正4年、日置帯刀(忠尚)は大正7年、林原美術館所蔵「瀧善三郎辞世歌」一卷中の「由来書」筆者日置健太郎(忠信)は大正11年に没している。記念碑の建碑も、蔵知が廃案「関撰碑文」紹介に当たって辞世歌の悪意改変をしたのも、その後のことである。

【表2】により、下の句「神戸かうらに名をやあけなむ」辞世歌が、現在のように多数説となった推移を辿ると、昭和6年の蔵知の瀧善三郎辞世歌一卷辞世歌部分身筆説が「三段跳び」のホップとなり(*1)、昭和8年、神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」に辞世歌が刻まれなかったことがステップとなり(*2)、昭和12年蔵知が、廃案「関撰碑文」紹介に当たって辞世歌を悪意改変したこと、昭和13年、岡久渭城の蔵知への同調が加わり、昭和15年、瀧善三郎辞世歌一卷辞世歌部分を背面に刻んだ「瀧善三郎正信君義烈碑」建碑がジャンプとなり(*3)、その結果、多数説となったことが見取れます。

神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」は、辞世歌下の句多数説が「神戸か(の)浦に名をや残さん」から「神戸かうらに名をやあけなむ」に交代するステップとなった碑と考えられるのであります。

(2) 蔵知による本当の「関撰碑文」排除や「瀧辞世歌」悪意改変紹介の背景

ここで『昭和史』をみましょう。

半藤一利は「昭和史の諸条件は常に満州問題と絡んで起こります⁽¹⁾」といっています。これに関する昭和8年までの主な出来事を摘記すると、次のとおりであります。

【表3】⁽²⁾

昭和3年6月4日	張作霖、奉天到着寸前に関東軍の謀略で爆殺される
6年9月18日	関東軍参謀ら、柳条湖の満鉄線路を爆破、これを口実に総攻撃を開始(満州事変はじまる)
10月4日	関東軍司令官、満州事変に関し日本軍の取るべき今後の重要態度を「惡逆旧軍憲を斥け新樂土の建設を望む」旨声明
7年3月1日	満州国建国宣言
9月15日	日満議定書調印、満州国承認
10月1日	リットン調査団、日本に報告書を通達
8年2月20日	閣議、日本軍の満州撤退勧告案を国際連盟が可決した場合、撤退することを決定
2月24日	国際連盟、撤退勧告案を42対1で可決、松岡洋右代表退場
3月27日	日本、国際連盟を脱退を通告、詔書発布

この歴史については、「昭和六年、七年、八年くらいに日本人の生活に軍国体制がすっかり根付いてき」たといえます⁽³⁾。当時、「公正の立場にある先生」と呼ばれた吉野作造⁽⁴⁾は、『中央公論』昭和七年一月号に論文「民族と階級と戦争」を発表し、その中で「私共は子供の時から渴しても盗泉の水を飲むなど教へられ来た。いさゝか社会の現状に目覚めた今日必ずし

もこの訓育を文字通り奉ずる者ではなく、殊に満州問題のやうな事件に当
面すると、日本の必要を無視して我が權益の行使に不当無用の小うるさき
妨害を試みた民国官民の態度を腹立たしくさへ思ふのであるが、仮令正当
な権利の要求の為とは云ひ、其實徹に大規模の××××を執ったと云ふ事
に付ては心中ひそかに一種不安痛恨の感を催さざるを得ない」と歎いてい
ます。

吉野の日記⁽¹⁵⁾をみると、昭和6年10月5日の条に「この日の新聞に次の様
な記事（【表3】中の昭和6年10月4日関東軍司令官声明）でる。之では
日本の軍人は丸で義和団だ。」（句点、引用者）と断じ、またリットン報告
直後の昭和7年10月3日の条では次のように指摘しています。

新聞は昨夜公表されたリットン報告書の解説批判でにぎわふ。噂され
たより以上に日本に不利なので新聞の論調も陰悪である。併し公平に
観てあれ以上日本の肩を持つては偏執の議を免れぬだらう。欧洲的
正義の常識としては殆んど間然とする所なしとして可。日本も十分これ
を見据へて対策を講ずべきである。徒らに調査委員の認識不足を叫ん
だり又はその誠実を疑ったりするのは陋である⁽¹⁶⁾。

これらについて加藤陽子は、吉野が「時代が変わり、世界のなかでの日
本の位置、あるいは日本国民の考え方が、ひたひたと変化していつて
いることに気づいていました」と指摘しています⁽¹⁷⁾。

一の（3）（4）でみた認知による本当の「関撰碑文」排除の行動や
「瀧二月九日吟詠辞世歌」の紹介における下の句の悪意改変は、これら時
代の風潮に影響を受けて「神戸か（の）浦に名をや残さん」よりは「神戸
かうらに名をやあけなむ」の方が「勇ましくて軍国体制にふさわしい」と
の考えから出たのではないかと推察されるのであります⁽¹⁸⁾。

三 旧藩主^{あがな}賢の碑

（1）岡山の「瀧善三郎正信君義烈碑」

瀧出身地岡山市北区御津金川の「瀧善三郎正信君義烈碑」碑文は、次の
とおりであります。

【史料4】⁽¹⁹⁾

瀧善三郎正信君義烈碑

貴族院議員正四位 侯爵池田宣政篆額

瀧善三郎正信君ハ備前藩国老日置帯刀ノ家臣ニシテ禄百石ヲ食ム。人
ト為リ胆勇ニシテ気節アリ。夙ニ武芸ニ精進シ、特ニ砲術ニ長セリ。偶
慶応三年十二月我備前藩ハ摂津西宮ノ警備ヲ命セラレ、同四年正月帯
刀藩命ヲ奉シ兵ヲ率ヰテ任所ニ赴クヤ、君ハ砲隊長トシテ前隊ニ在リ、
十一日神戸ニ達シ居留地附近ヲ通過ス。時ニ外人数名我制止ヲ肯セス
シテ隊列ヲ横断シ、或ハ短銃ヲ擬シテ我ヲ威嚇ス。隊士憤激鎗ヲ揮ヒ
テ之ヲ刺ス。創浅クシテ遁走セシカハ砲ヲ発ッテ追撃ス。英国公使之
ヲ目撃シ直チニ公使館守衛ノ英兵及米仏ノ水兵ヲ出動セシム。我隊亦
之ニ応ス。帯刀事変ノ拡大ヲ憂ヒ、全隊ニ令シテ山手ニ避ケシム。公使
等敵意アルモノトシ、陸戦隊ヲシテ居留地ヲ警備セシメ、或ハ要所ヲ
扼シテ兵士ノ往来ヲ禁シ、又港内ニ碇泊セル諸藩ノ洋式船舶ヲ抑留セ
リ。時恰モ 皇政復古ニ際シ 朝廷大ニ慮ル処アリ、折衝ノ結果漸ク
神戸ノ戒嚴ヲ撤セシメ、発砲ノ下知者ニ切腹ヲ命スルコトニ決セリ。
是ニ於テ君ハ潔ク責ヲ負ヒ、二月九日夜兵庫永福寺ニ於テ、徴士参与
外国事務掛伊藤俊介以下関係者及英仏普伊米蘭公使館員検証ノ下ニ従
容トシテ自裁ス。時ニ三十一ナリ。其悲壮ナル光景ハ列座外人ノ胆ヲ
奪ヒ、日本武士道ノ精華ヲ發揮セリ。而シテ君ノ一死能ク維新最初ノ
国際問題ヲ解決シ、以テ 宸襟ヲ安ンシ奉ルヲ得タリ。藩主池田茂政
公特ニ嗣子成太郎ヲ本藩ノ士籍ニ列シ五百石ヲ給ス。実ニ異数ノ恩遇ナ
リ。頃日金川町長葛城最太郎氏有志ト胥謀リ、碑ヲ君ノ郷里臥龍山下

「建^ニテ義烈ヲ不朽^ニ伝ヘント欲シ、来リテ余^ニ文ヲ求ム。余不文ト雖君ノ英風ヲ欽慕スルノ念切ナリ。乃欣然筆ヲ援キテ概略ヲ記ス。

皇紀二千六百年 侯爵池田家嘯託従六位 臧知矩 撰文
昭和十五年十一月九日 李王職事務官従六位勲六等葛城末治書丹

(2) 伊藤撰碑文

「仰貴舊藩主池田侯爵建碑寺域中以傳芳子萬世」の意味

神戸の「瀧善三郎正信碑」碑文と岡山の「瀧善三郎正信君義烈碑」碑文を比較すると、神戸の「瀧善三郎正信碑」碑文は、簡潔でありながら、岡山の「瀧善三郎正信君義烈碑」が触れていない部分を持っています。それは建碑にかかわる「仰貴舊藩主池田侯爵建碑寺域中以傳芳子萬世」の部分であります。「旧藩主池田侯爵に貴を仰ぎ、寺域中に碑を建て以て芳子を万世に伝えん」と読めます。漢語林によれば、「貴」は「財をだして罪をゆるしてもらふ」とあります。池田侯爵に何を「貴」ってもらおうというのでしょうか。

慶応四年一月二十二日岡山藩は神戸事件について、朝廷へ「岡山藩の恥辱にならぬ処置を望む」旨の書面を提出していますが、これは当時、岡山藩が一月十九日の朝廷「各国要求（発砲号令士官死罪）丸呑み」決定を知らなかったため、それだけに二月二日の「発砲号令の者、各国見証を請、可致割腹旨被仰付候事」の命令と「岩倉諭解書」を受け、仰天したでありましょう。以降岡山藩は「岩倉諭解書」の線に沿い、瀧善三郎に「朝廷の御為、皇国の為、備前一国の為、日置一家の為、その四ヶ条の御為筋と存じ、死を甘じ度」と頼む一方、瀧の助命を模索したに違いありません。²⁰⁾

瀧処刑前日の二月八日、朝廷議定伊達宗城（神戸事件収拾現場責任者）は、英領事ウダターに内々「瀧助命策」を打診して情報を得た上、五代友厚・伊藤俊介に言い含めて英公使パークスと交渉させます。その結果二月九日、パークスが列国代表を英領事館に招集、席上五代・伊藤が、「死者

の出ていないこと」を指摘し、「瀧助命」を歎願しましたが、投票により退けられました。

国内法上罪科人といえない「瀧善三郎の命を救い得なかった結果」を「君臣之義」における旧岡山藩主池田侯爵の道義的「罪」と意識し、罪ほろぼしに瀧名誉回復のシンボルを造って「賢」うべき、と考えたと察せられます。

神戸の「瀧善三郎正信碑」は、瀧善三郎の「命を救い得なかった結果」についての旧藩主賢の碑であります。

明治二十五年十二月十六日、兼ねて療養中の伊達宗城が危篤となった際、神戸事件当時の岡山藩主池田茂政は、宮内次官花房義質（旧岡山藩士）に「同人義ハ御一新以来有功之者ニも有之、」「従一位拝受相成候様厚ク御尽力有之度候」旨の書状を送っています。これは伊達宗城が、神戸事件収拾現場責任者として、最後まで「瀧助命」に尽力してくれたことに感謝してのことでありましょう。²¹⁾

赤井克己は、「事件発生四日後の同月十五日、政府は参与兼軍事参謀東久世禧通^(通)を神戸に派遣、列強各国公使に「明治新政府樹立」を宣言して正式に認めさせるとともに、岡山藩関係者の処分、特に責任者としての瀧の切腹を発表、占拠を解かせた」としていますが、²²⁾東久世が列強各国公使から「発砲号令士官死罪」要求を受けたのが一月十六日、岡山藩が、岩倉副総裁から「発砲号令の者、各国見証を請、可致割腹旨被仰付候事」の命令を受けたのは二月二日、岡山藩が「発砲号令士官は瀧善三郎」と届け出たのは二月七日早晩のことであり、一月十五日後も関係者の苦難と悲哀は並大抵でなかったのであります。

四 慰霊の碑

瀧善三郎が切腹した慶応四年二月九日、瀧護送の一行が永福寺へ向かうとき、「先駆は佐藤佐源次銃卒を率い、次に本人の駕籠、下人、本藩物頭

原田某銃卒を率いて後押となり列外として予等主家の者一同下人槍卒を従え之に続く、道筋両側の町民声々に南無妙法蓮華経或は南無阿弥陀仏と唱え」ました。⁽³³⁾ 瀧善三郎の没後、「やがてそんな村人たちが衆議一決、「永福寺境内に「慰霊の木碑を立て」、明治十九年の「永福寺住職」、「日置忠尚等と相図り建碑を企て」につながり、更に明治二十五年十一月にも「その当時の住職吉田法蓮」が池田侯爵に「銅像若しくは大記念碑建立の建言を為したのであったが、是も時運に際会せざりしか、遂に目的を達せず、「それがのち、昭和八年」「神戸市の史跡に指定され、立派な石碑「瀧善三郎正信碑」に改まった」のであります。

その記念碑が昭和二十年の神戸大空襲で永福寺焼失の結果、道端に放り出された格好になり、それを見かねた地元自治会の方が、ふさわしい場所への移設を提案し、基金を集め、能福寺へ頼み込み、能福寺地元自治会の承諾を得、力を合わせて神戸市役所を説き伏せ、昭和四十四年、明治百年記念行事として現在地へ移設されたものであります。⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾

神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」の由来を辿ると、慶応四年二月九日における兵庫の人々の「題目」・「念仏」奉唱に始まり、「慰霊の木碑」となり、半世紀にわたる歴代永福寺住職ら運動の結果、旧藩主池田侯爵家の貲を得て、昭和八年同寺境内に建碑されました。それが、昭和二十年の神戸大空襲により、道端に放り出された姿になったところ、地域の人々の善意と神戸市の理解ある計らいにより、昭和四十四年、能福寺境内に移設されたものであります。

能福寺境内の神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」は、慶応四年二月九日の題目・念仏奉唱に由来する永福寺「木碑」に連なる慰霊の碑であります。

おわりに

神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」前の立札に「慶応四年(一八六八)一月十一日神戸事件の犠牲者備前藩士瀧善三郎正信顕彰碑」とあります。もちろ

ん武士道の体現者瀧善三郎の「記念碑」・「顕彰碑」であります。みてきたように「未完の碑」でもあり、「多数説瀧世歌交代のステップとなった碑」でもあり、「旧藩主貲の碑」でもあり、「慰霊の碑」でもあります。

(追記)

本稿の執筆に当たり、「伊藤撰碑文」の解説について、岡山県立記録資料館古文書解説同好会の妹尾進治氏からご教示に預かりました。記して感謝の意を表します。

〈注〉

- (1) 拙稿「瀧善三郎の辞世について」『岡山県立記録資料館紀要』第6号、二〇一一年所収
- (2) 根本克夫『検証神戸事件』創芸出版、一九九〇年、八九頁以下
- (3) 岡久渭城『明治神戸事件』^{（昭和）}瀧正信顕彰会、一九四一年増補再版、一二〇、一二二頁
日置忠尚（一八二九―一九一八）は、神戸事件の責任者岡山藩家老日置常刀。関新吾（一八五四―一九一五）は、岡山藩の儒官関家に生まれ、号黄蘗。明治八年東京曙新聞に入り、次いで大阪日報主筆となったが、明治十三年に花房義質のすすめで官途に就き、元老院書記官、内務書記官、大分・新潟・広島各県書記官、福井県知事となったが、明治三三年新聞界に復帰して、大阪朝日新聞通信部長。明治三八年から大正四年没するまで山陽新報社長（『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年、五六二頁・安岡昭男監修『花房義質関係文書』北泉社、一九九六年、一九〇頁及び後掲注（6）関新吾書状
- (4) 蔵知矩『神戸事変と瀧善三郎』堅石園、一九三七年、一一九頁
- (5) 前掲注(4)一二〇・一二二頁
- (6) 東京都立大学所蔵 花房義質関係文書「花房公使宛関新吾書状」¹⁴⁶（14）関新吾（前掲注3参照）が、元老院書記官当時認めたとみられる。花房はロシアから「明治十九年帰国の途に就」き、「同年八月帰国」（重瀬義門『子爵花房義質君事略』（私家版、一九二三年、三〇頁）しており、当時国内に在った。
- (7) 瀧善三郎の辞世歌には、次の二首がある。

① 慶応四年二月八日、旅宿栴屋で認めた母・嫂宛の遺書中のもの

「今ははや森の日陰となりぬれと 朝日に匂ふ倭魂」

② 同年二月九日、永福寺で吟詠したもの

「きのふみし夢は今更引かへて 神戸のうらに名をや残さむ」

このうち、下の句の歌詞については、諸説がある。

ア 「神戸の」と「神戸が」の二説

イ 「名をや残さん」と「名をや流さん」と「名をや挙げなん」の三説

この辞世歌が、どの場面で吟詠されたのか記録はないが、天皇政府検証人として永福寺本堂に着座していた伊藤博文（俊介）は、後年「（瀧善三郎は控室において）本膳で食事をして謡曲を唄ったりして、それから本堂の前へ出て」と語っている（伊藤博文『伊藤公直話』千倉書房、一九三六年、二〇四頁）。この謡曲について、岡久渭城は、「『頼政』の最後の一節」とし、蔵知は、俊寛の『飲むからに』の一節」としている（前掲注（3）岡久渭城『關西神戸事件』一七九頁）。辞世歌は、この謡曲に併せて吟詠されたのではあるまいか。瀧が続く切腹本番において、列強各国検証人に対し、自己の正当性を主張した「最期の口上」*を述べており、辞世歌に、その「言うべきことは言う」決意を読み取れるからである（前掲拙稿参照）。

* 瀧善三郎「最期の口上」（澤井樵次郎『兵庫一件始末書上』池田家文庫 S 6-128 慶応4年）「去ル十一日神戸通行之節外異より無法之所業^一及候故、無撓加兵刃即其举^二乘し発砲号令致候は拙者也、然ル処今般御復古御一新之折柄、宇内之公法を以御所置被遊割腹被仰付候^三付、則割腹致謝罪候間、篤と御検証可被下候」

（8）蔵知『^{正徳四年}神戸事変の顛末』私家版、一九三二年、三一・三四頁、前掲注（4）一二二頁

（9）前掲（注1）拙稿

（10）本当の「関撰碑文」中に「英人十数輩来遮前駆」とあるが、史実は「仏人二人」と判明している。これは「事件を列国側ですべて切りまわしたのは」英国公使「パークスであった」（内山正熊『神戸事件』中公新書、一九八三年、一〇七頁）ための誤情報による。この誤情報は建碑後も続き、例えば『中央公論』昭和一〇年八月号に発表された長谷川伸「神戸異変」にも「英人を殺傷して、彼我のあひだに銃火を交へた」とある。昭和七・八年当時、「碑文」中に「英人十数輩来遮前駆」とあるからといって、廢案理由にはならなかった筈である。

（11）半藤一利『昭和史』平凡社、二〇二二年、二三頁

（12）歴史学研究会編『日本史年表』（岩波書店、二〇〇三年）及び『吉野作造選集

15』（岩波書店、一九九六年）による。

（13）前掲注（11）八三頁

（14）『吉野作造選集15』（岩波書店、一九九六年、三三七頁）

（15）前掲注（14）三三六頁

（16）前掲注（14）四一〇・四一一頁

（17）加藤陽子『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』朝日新聞社、二〇〇九年、二九八頁

（18）梯久美子『散るぞ悲しき』（新潮文庫、二〇〇八年、二六・二七頁）に次の類似例がある。

昭和二〇年三月二六日疏黄島総指揮官栗林中将訣別電報

国の為重きつとめを果し得て 矢弾尽き果て散るぞ悲しき（原文、片仮名）
同、大本営発表

国の為重きつとめを果し得て 矢弾尽き果て散るぞ口惜し

（19）『御津町史』御津町、一九八五年、三八六・七頁

（20）岡山藩外交方津田弘道は「瀧善三郎の切腹を喰い止めることができず、挫折感にうちのめされ」「惣髮」を願い出ている。（石田寛『津田弘道の生涯』吉備人出版、二〇〇七年、一七八頁）

（21）花房義質関係文書「花房義質宛池田茂政書状」（25-2）

（22）赤井克己「ラストサムライ瀧善三郎と軍神片山兵曹長」岡山ペンクラブ編『岡山人じゃが④』所収（吉備人出版、二〇〇八年）六九頁

（23）篠岡八郎「瀧善三郎自裁之記」（『御津町史』所収 御津町、一九八五年、三九三頁。）瀧は陪臣で、引用中「本藩」とあるのは「岡山藩」、「主家」とあるのは「日置家」を指す。篠岡は、瀧の介添人として切腹の場に臨んだ人である。

（はらだ ますなお 当館資料整理ボランティア）

【企画展関係報告】

笠岡諸島の観光開発について

― 「多島海観光株式会社」 資料による ―

前 田 能 成

はじめに

平成二十六年（二〇二三）は、瀬戸内海国立公園指定八十周年にあたる。そこで今年度の企画展示では、瀬戸内海国立公園をテーマに取り上げた。展示では、人々が瀬戸内海の風景をどのようにとらえてきたのか、そして国立公園にいかに指定され、その後、誰がどのように努力したのかに焦点をあてた。

企画展示の調査過程において、多くの発見があったのであるが、今回、笠岡市教育委員会の協力により、笠岡地域で国立公園区域認定や拡大に向けて地元の人々が活動している様子や、国立公園を生かした観光開発が行われたことが分かる資料に出会った。そこで、企画関係報告として、昭和三十一年に笠岡諸島の観光開発を試みた、多島海観光株式会社関係資料を紹介したい。

一 戦後の岡山県の観光行政

戦後の経済復興、安定とともに、観光に対する関心が急速に高まり、全国的に観光事業が産業の一部門として重要となった。岡山県でも昭和二十一年（一九四六）五月、県観光協会（後の観光連盟）を設置し、昭和二十五年（一九五〇）頃から関係市町村・団体と協力して観光資源の開発を推進した。また昭和二十七年（一九五二）四月に通商観光課（後の観光課）

を設置し、観光協会と一体となって観光地の紹介・宣伝などにつとめた。^①

それまで岡山県の観光資源としては後楽園、瀬戸内海国立公園をひかえた鷺羽山に限定されていた。既存の観光資源のさらなる活性化とあらたな観光資源開発のため、観光協会は「岡山県下観光地帯、観光市町、観光資源の選定」を実施し、総合的体系的実態把握を行った。当時観光協会が観光資源として選定した市町は、日生・片上・牛窓・玉野・琴浦・児島・岡山・倉敷・玉島・笠岡・津山・勝山・高梁・新見である。^②観光協会はこれから各市町の観光対象となる施設・行事・特産物・景勝地などの把握をおこない、観光施策を推進していった。

さらに昭和三十五年（一九六〇）十二月には県観光事業促進協議会が発足、翌三十六年（一九六一）六月に「観光事業五ヵ年計画」を策定し観光開発に力を注いだ。この計画では観光施設の整備区域を瀬戸内海国立公園、美作三湯、蒜山高原、高梁川流域の四地区に分け、それぞれの地区の特性を生かした開発を示した。^③また昭和三十七年（一九六二）の国体にもらみ、特色ある観光地区を結ぶルートの拡充を図るとともに、道路・宿泊施設整備の拡充もすすめた。

昭和二十年代後半から三十年代にかけて、近代的な観光県をめざし、県下一円にわたって観光資源を発掘し、環境の整備を進め、観光事業を発展させていく取り組みをおこなった。

こうした動きの中で観光地の開発事業を実施するために、昭和三十三年（一九五八）に、蒜山（資本金総額九五〇万円）・多島海（同一〇〇〇万

二 多島海観光株式会社の設立過程

(1) 設立前段階

昭和三十二年（一九五七）十二月九日に、笠岡市観光連盟理事会及び臨時総会が開かれた。「井笠鉄道株式会社復命書」はその会議の概要を記している。会議では「一、会長長辞任に伴う役員補欠選挙の件」「二、副会長二名を三名に増員方定款変更の件」「三、真鍋島熱帯植物園計画について」「四、古城山道路建設計画について」「五、その他（報告）笠岡花売娘の実施について」を審議している。

真鍋島熱帯植物園は、後に多島海観光株式会社が経営を行ったものであ

る。観光連盟会長の関藤（井笠鉄道社長）は熱帯植物園の審議で、十二月八日に小野笠岡市長、関藤井笠鉄道社長、高橋三洋汽船社長で発起人会を開き、観光株式会社を至急設立すること、その準備をすすめることで意見が一致していると報告していることから、多島海観光株式会社との関連が推測できる。また熱帯植物園計画が池田隆政氏の発案によるものであること、観光連盟としては計画の推進に協力することを説明している。観光連盟からの出資に関しては、次のように決定し、さらに井笠鉄道に対しても出資の要請があった。

【史料1】

「当会が紐付きで連盟に助成金を出資可という決議のあつたときは、総会開催を省略し連盟より出資してよい」ことに決議に相成りました。（中略）

注 地方資本協賛方については、井笠は百万円中三十万円は出資してほしいと意見がありました。（三洋汽船三〇万、連盟一〇万、花キ組合その他三〇万）（後略）

真鍋島には昭和三十一年（一九五六）に岡山池田牧場が植物栽培場として分場を設けていた。笠岡市政だよりも「観光と産業を結ぶ熱帯植物園計画」として紹介され「真鍋島では花の栽培ばかりでなく、全島を花と熱帯植物の島にしようと池田牧場園芸部や、地元が力を入れて、熱帯植物をつくる計画がどんどん進められています。」と載る。⁽¹⁾

真鍋島の島民をはじめ笠岡地域内外をあげて熱帯植物園建設に取り組もうとする意欲が伝わってくる。

(2) 設立準備委員会

昭和三十三年（一九五八）一月二十九日に多島海観光株式会社設立準備委員会が開かれた。「井笠鉄道株式会社復命書」には、会社の設立についての経緯が載る。



写真1 井笠鉄道株式会社
『昭和33年度起 多島海観光関係
綴』笠岡市教育委員会所蔵

【史料2】

新設会社の名称に就いて

「多島海」が相応しいか「笠岡」がよいか、いろいろ意見が出ましたが社名は三木知事の御意向もあり多島海を冠したい旨市長より説明があつて了承されました。

新設会社の名称は、当時の三木行治岡山県知事の思いから命名されたことがわかる。また発起人は次の通り記す。

【史料3】

一、岡山県知事	三木 行治
一、笠岡市長	小野 博
一、池田産業動植物園	池田 隆政
一、三洋汽船社長	高橋 卓志
一、井笠鉄道社長	関藤 友八
一、笠岡市漁連会長	天野 昇
一、笠岡市観光連盟副会長	大島 政市
一、池田動物園取締役カバヤ食品支配人	野津 克己
一、神島化学笠岡工場長	山下 栄一
以上九名	

(注) 県が出資し設立しているヒルセン観光では

発起人が七名であつた由。

尚発起人総代は小野市長を推すこと決定す。

発起人には知事、市長、笠岡の主要企業の代表者が名を連ねている。さらに小野市長は挨拶の中で、発起人総会を近く開催すること、定款を確定し県と折衝し設立に推進していくことを示した。また出席者の一人である岡山県商政観光係長の吉田氏からは、岡山県が出資の場合は、財政課との連絡が「好都合にいくよう」事業目的を明確にすべきとの意見が出され、

これに対して市長は「近く役員を県庁に派し、細部についてご指導を得たい」と回答している。

資金調達の目標も示されており岡山県二五〇万円、笠岡市二五〇万円、池田動物園二五〇万円、地元有志二五〇万円（三洋汽船・井笠鉄道・その他一五〇万円、専門店会一〇〇万円）である。

官民挙げての一大プロジェクトであつたことは、次の「多島海観光株式会社設立趣意書」「多島海観光株式会社事業目論見書」からもうかがえる。

(3) 「多島海観光株式会社設立趣意書」

【史料4】

「太陽に恵まれたくに」と言われる気候温暖で、多くの産物と自然景観に恵まれた岡山県の中でも、天恵の景勝と多島美を誇る瀬戸内海は、海の公園として国立公園中の白眉と言つても過言ではありません。

特に笠岡市沖の三十に近い島々は国民大衆の自然休養地としての好条件を具備し、海水浴、キャンプ、舟遊び、ツリなどの豊富多彩な観光資源を無数に有しており、また、年中、無霜地帯という立地条件を生かした真鍋島の花井栽培、熱帯植物の露地栽培は、内海の特産産業として最近とみに注目されつつあり、その観光的価値については早くから着目されながらも、地理的特殊性から今まで開発が果たされなかったのでありますが、笠岡市においても県とはかつてその開発を真剣に研究し、昨年適用された離島振興法に基づいて、これらの島々の総合的な開発計画を樹立しつつあり、産業と観光を結びつけた島地部開発が次第に脚光を浴びつつある現状であります。

この時にあたり、今回、多島海観光株式会社を創立し、手始めに真鍋島熱帯植物園、熱帯植物展示即売所、水族館、ハマチ養殖場の設置、「キジの島」「リスの島」「ツバキの島」など各々の島の特徴を生かした開発を行い、更に将来計画として、国際的観光ホテルの経営、多島海遊覧観光船の新造等、多方面の事業を構想しており、明日へのより

よき発展を目指して「多島海観光開発計画」を具体的に推進するため、希望の海、瀬戸内海にのりだしてゆくことになりました。

この多島海観光株式会社は、県市と地元、及び池田牧場が提携して笠岡諸島に観光施設を建設、経営していくことを目的にして事業を営み、笠岡諸島の観光開発を推進すると共に、あわせて笠岡市を中心とする瀬戸内海の観光と産業の一大センターたらしめようとするものがあります。

もとより既設の資源として、瀬戸のフェリーボート、島の天神、神島八十八ヶ所、神島化学工場、高島の遺跡、白石おどり、北木島の石材採掘、六島灯台等の数限りない資源を全面的に活用すると共に、現在施工中の産業道路完成の暁には、観光バスにより神島外浦と直結しここを拠点として風光明媚な海上公園を散歩することも亦、興味深いものであることを確信しております。

この会社の営む事業は、あくまで笠岡諸島の特色を十分に活用したものであり、実現性あり、採算のとれる見込みのあるものでなくてはならないのは勿論ですが、一面公益性も兼ね備えたものであります。

この会社の授權資本金は、当初二、〇〇〇万円としますが、創立にあたり払込まれる県市と地元及び池田牧場の出資金額は一、〇〇〇万円であります。

何卒各位におかれましては、この会社の目的とする事業の有益性、重要性をご理解下さいまして、会社設立について絶大なるご協力、ご支援を賜りますようお願いいたします。

昭和三十三年一月二十九日

多島海観光株式会社発起人総代

笠岡市長 小野 博

(4) 「多島海観光株式会社事業目論見書」

【史料5】※原文は横書き

多島海観光株式会社の営む事業として、第一次計画（真鍋島熱帯植物園、水族館、ハマチ養殖場、熱帯植物展示即売所） 第二次計画（観光ホテル、遊覧観光船、キジの島、リスの島、ツバキの島）を下記の通り計画する。

記

第一次計画

1. 真鍋島熱帯植物園

笠岡市真鍋島地区

2. 水族館

笠岡市横島地区

3. ハマチ養殖場

笠岡市北木島地区（字布越）

4. 熱帯植物展示即売所

笠岡市笠岡地区（駅前）及福山市

第二次計画

1. 観光ホテル（植物園と郷土物産館併設）

笠岡市古城山地区

2. 多島遊覧観光船

笠岡市笠岡地区

3. キジの島

笠岡市北木島地区

4. リスの飼育

笠岡市高島地区（字明地又は梶子島）

5. ツバキ栽培（ツバキ油搾油事業）

笠岡市飛島地区

（計画概要）

- (1) 真鍋島熱帯植物園の経営については、岡山県農業試験場真鍋島畑作試験場及び池田牧場等の指導を受けて経営の合理化をはかる。
- (2) 水族館の経営については岡山県水産課並びに内海区水産研究所笠岡支所の指導を受けて経営する。
- (3) ハマチ養殖場の経営は、北木島漁業組合と提携して運営の適切をはかり、観光客誘致については三洋汽船KKの協力を得る。併設の簡易冷蔵庫は、鮮魚、夏季球根類の委託保管により実益をあげ得る。
- (4) 熱帯植物展示即売については、岡山鉄道管理局、鉄道弘済会福山業務所等の後援を得て、旅客の土産品としての販路も開拓する。

- (5) 観光ホテルの建設は、古城山公園の施設設備（遊園地化）の促進と併行して早急に実現する。国際観光ホテルとして近代設備を整え、熱帯植物園（小規模）郷土物産館を併設する。
- (6) 笠岡を基地とする遊覧観光船を建造し、多島遊覧コースを設定、国鉄旅客部等を通じて宣伝し観光客の誘致をはかる。また、バス会社とタイアップして団体客の誘致もはかる。
- (7) キジの島、リスの島については、一定の期間を禁猟区として設定、繁殖保護をはかり、禁猟期間経過後は解禁する。ツバキの島については、ツバキ油搾油施設を設置して香油を採取、土産物として販売し利益の増進をはかる。



写真2 「多島海観光開発計画図」
井笠鉄道株式会社 『昭和33年度起 多島海観光関係綴』
笠岡市教育委員会所蔵

(8) 既設資源として瀬戸のフェリーボート、島の天神、子どもす孫ど
んす、神島88ヶ所ハイキングコース、神島化学工業KK神島工場、
高島の遺跡、白石おどり、北木島の石材採掘、六島燈台、白石島、
北木島海水浴場を活用する。また、現在施工中の産業道路が完成
の暁には、観光バス路線を神島外浦まで直結させここを拠点とし
て観光客の流通をはかる。

昭和33年1月29日

多島海観光株式会社発起人総代

笠岡市長 小野 博

(3) の設立趣意書では、笠岡諸島が豊富な観光資源をもちながらも地
理的特殊性から開発が遅れていることにふれ、その観光資源の有効活用の
必要性を説いている。特に注目すべきは多島海観光株式会社の目的を「県
市と地元、及び池田牧場が提携して笠岡諸島に観光施設を建設、経営して
いくこと」とし、自治体と民間資本が協力していくことを明示しているこ
とである。また「この会社の営む事業は、あくまで笠岡諸島の特色を十分
に活用したものであり、実現性あり、採算のとれる見込みのあるものでな
くはないのは勿論ですが、一面公益性も兼ね備えたものであります」
とあるように、多島海観光株式会社が企業の経営だけでなく笠岡地域の発
展に寄与する役割を持っていたことがわかる。これは(4)の目論見書
の中で、県や市、地元企業、国鉄などと連携協力して計画を進めていくこと
が示されていることからもうかがえる。

さらにこの時点では真鍋島の熱帯植物園が多島海観光株式会社の事業に
組み込まれていることもわかる。

なお(2)の準備委員会の添付資料では、設立趣意書、事業目論見書と
も日付と発起人総代の欄は空欄であった。のち準備委員会で小野市長が発
起人総代に推薦されたことを受け、一月二十九日の日付と小野博市長の名
を記している。

(5) 「多島海観光株式会社(仮称)発起人会協議事項」

昭和三十三年(一九五八)二月十日、先の設立準備委員会で決定した発
起人が出席し、発起人会が開かれた。この会議では「一、事業計画につい
て」、「二、定款作成について」、「三、発起人引受株式及び公募の内容決定
について」、「四、株式払込年月日及び払込場所について」、「五、会社発足
年月日について」、「六、会社設立事務所および職員について」、「七、そ
他について」を審議している。このとき示された「株式申込証」から多島
海観光株式会社の株式概要や、扱った銀行等を知ることができる。

【史料6】

(前略)

一、商号 多島海観光株式会社

一、本店所在地 岡山県笠岡市

一、目的

一、植物園、動物園、水族館及観光ホテルの経営

二、養魚及魚釣り遊覧船その他の観光事業

三、亜熱帯及熱帯植物、花卉及各种々苗の売買並に研究指導

四、貸植木

五、果樹園の経営及び青果物の販売

六、農機具、農業薬品及肥料の販売

七、前各号に関連する一切の業務

一、会社が発行する株式の総数 四萬株

一、額面株式の壹株の金額 金五百円

一、会社が設立の際に発行する株式に関する事項

発行する株式の総数 額面株式貳萬株

株式の発行価格 金五百円

一、公告をする方法

官報に掲載して之を為す。

一、発起人の住所氏名

(中略)

一、各発起人が引き受けた株式の額面無額面の別種類及び数並びに引受価格

岡山県知事 三木 行治

額面株式 五千株 引受価格 貳百五拾万円

笠岡市長 小野 博

額面株式 五千株 引受価格 貳百五拾万円

井笠鉄道株式会社

代表取締役 関藤 友八

額面株式 壹千株 引受価格 五拾万円

三洋汽船株式会社

代表取締役 高橋 卓志

額面株式 壹千株 引受価格 五拾万円

池田 隆政

額面株式 四千株 引受価格 貳百万円

大島 政市

額面株式 貳千百株 引受価格 壹百五万円

山下 栄一

額面株式 貳百株 引受価格 壹拾万円

天野 昇

額面株式 壹百株 引受価格 五万円

一、払込を取扱う銀行及びその取扱いの場所

笠岡市笠岡貳千五百九拾番地

株式会社 中国銀行笠岡支店

一、株式の申込を取り消すことができる時期

昭和参拾参年四月拾日までに創立総会が終結しないときは株式の申込を取り消すことができる。

申込書にある目的の項目には熱帯植物園の事業に関連する項目が多い。これは多島海観光の業務が真鍋島の熱帯植物園から始まっていくことに関係する。また(2)の準備委員会で示された資金調達目標は岡山県二五〇万円、笠岡市二五〇万円については予定通りである。池田動物園は二五〇万円→二〇〇万円、地元有志二五〇万円→二二〇万円となり、八〇万円分の千六百株を募集したことがわかる。なお笠岡市観光連盟(大島政市長)が多額の出資をしていることも事業に対する期待の表れといえる。

(6)「創立事項報告書」

多島海観光株式会社創立総会は昭和三十三年(一九五八)四月二十七日に開催された。この中で発起人により作成された創立に関する報告書が読み上げられた。

【史料7】

創立事項報告書

下名等当会社発起人は当会社の創立総会に当たり創立に関する事項を次の通り報告します。

一、当会社発起人等は天恵の景勝を誇る瀬戸内海国立公園中特にその多島美をもつて知られる笠岡市沖の島々の豊富多彩な観光資源の開発を企画しこゝに同志相寄つて笠岡市及び笠岡諸島を瀬戸内海観光の一大センターたらしめん事を目的とする資本金貳千萬円(設立に際しての発行株式数貳萬株、発行価格五百円)の株式会社の設立を発起しました。

二、先づ発起人等は発起人小野博氏を発起人総代に選び昭和三十三年二月十日創立事務会を設定し同日定款を作成し右につき三月八日岡山地方法務局所属公証人村上則忠の認証を受けました。

三、よつて発起人らは設立に際して発行する株式総数貳萬株の中額面株式、壹萬八千四百株の引受けを為し残株式は一般より公募する

ことゝし三月八日株式申込書を作成し株式の募集をいたしました所三月十日満株となつたので同日これを締切り同月十五日申込人に割当通知を発してこゝに株式引受は確定しました。

四、 ついで發起人は昭和三十三年三月十六日金銭払込を為すべき株式引受人に対して来る三月二十五日までに全額の払込をすべき旨を催告し同日までに金銭払込株式貳萬株に対する払込金総額壹千萬円の払込を完了し現在右金額は払込取扱銀行である株式会社中国銀行笠岡支店に發起人総代小野博名義を以つて別段預金として保管せられております。

五、 こゝにおいて發起人等は当会社の速やかなる成立を望むため株式引受人全員のご同意を得て総会招集の法定期間短縮の上昭和三十三年四月二十七日創立総会を開催する旨の通知を発した次第であります。

右の通り創立に関する事項を御報告いたします。

昭和三十三年四月二十七日

設立中の多島海観光株式会社

發起人

小野 博

三木 行治

関藤 友八

高橋 卓志

池田 隆政

大島 政市

一般に募集した残りの株式一六〇〇株は会社に対する期待から三月十日にはすべて引受人が決定した。こうして多島海観光株式会社は、笠岡市を中心とする瀬戸内海の観光と産業の一大センターめざし、昭和三十三年（一九五八）五月九日に誕生した。会長には池田隆政、社長には関藤勇八が就任した。

三 多島海観光株式会社の経営

（一）真鍋島の観光開発

多島海観光株式会社が設立当初に計画した事業のうち、実現したものは、熱帯植物園関連事業のみである。会社設立段階の計画は次の通りである。

【史料 8】

熱帯植物園事業の概要

笠岡市真鍋島は、瀬戸内海中でも年中無霜地帯という天然の好条件に恵まれ、花の島として今やその存在は大いなる脚光を浴び、観光と産業開発は世人の注目の的である。

多島海観光株式会社は、熱帯植物園及び観光施設を建設することにより

1. 亜熱帯植物園による観光、産業の開発
2. 花卉園芸事業の推進
3. 島民経済の発展

等をはかるのを目的とするものである。

真鍋島は冬期地温が潮流の影響で容易に亜熱帯植物の栽培に適し、簡易なる越冬設備により、その目的を達することができる。既に池田植物園と岡山県農業試験場畑作試験地において、その試験を完了し、島民の熱帯植物栽培熱は越冬試験以来とみに上昇し、昭和三十三年十月に開催した熱帯植物共進会において、驚異的栽培を挙げ得たので、この事業の期待を大にするものである。

なお、熱帯植物園は、真鍋島旧隔離病舎跡に別紙(1)⁽⁸⁾により建設する。

観光設備は、笠岡市役所真鍋島出張所附近空地、及び本浦港栈橋附近の海浜へ別紙(2)⁽⁹⁾により設けるものとする。

右の施設の内容は左記のとおりである。(後略)

昭和二十四年（一九四九）から真鍋島には岡山県立農業試験場島嶼試験地が設置されていた。試験地では、その温暖な気候を生かした露地草花の栽培を行い、昭和二十六年（一九五二）から花卉に関する試験を開始した。昭和三十一年（一九五七）から熱帯性植物を導入試作し、耐寒性に関する試験を行うとともに、導入種の展示や見本園の設置により普及につとめている¹⁰⁾。こうした島嶼試験地の研究成果は、多島海観光株式会社の熱帯植物園の経営にも十分生かされたものと推測できる。事実、熱帯植物園は多くの観光客で賑わいを見せ、当時の笠岡の観光パンフレットの表紙にも使用された。昭和三十六年（一九六一）四月二十九日には三木知事を会長とする熱帯植物友の会の会員一五〇名も訪れている¹¹⁾。

昭和三十三年（一九五八）五月五日の山陽新聞の記事には、「南国情緒夢見て 真鍋 熱帯植物四十本植える」という見出しで、多島会観光株式会社が真鍋島海岸通に熱帯植物を植えた記事が載る。記事の中で「観光船が棧橋に着けば、たちまちこれが観光客の目にとまって、さすが南国情緒豊かな熱帯植物栽培地になろうと、いまから期待されている。」とされ、真鍋島での事業が島の観光・産業開発、経済発展に寄与していたことがうかがえる。

(2) 設立当初の経営

多島観光株式会社の初年度（第一期）の欠損は二十七万六千三百三十円となっている。その後第二期（昭和三十四年十月三十一日）では十三万二千円、第三期（昭和三十五年十月三十一日）では十万八千円¹²⁾となっており、



写真3「観光のかさおか」
昭和30年代後半
笠岡市立図書館所蔵

損失の部		利益の部	
科目	金額	科目	金額
期首商品	4,409,630	売上	491,307
仕入	231,110	期末棚卸	5,167,296
租税公課	5,860	雑益	16,601
運賃	26,059	受入利息	111,375
容器費	37,285	賃借料	63,300
広告費	13,300	貸料	114,750
通信費	47,117	当期欠損	67,449
旅費交通費	46,345		
接待交際費	9,694		
給料及手当	778,469		
修繕費	3,138		
支払利息	6,196		
消耗品費	31,222		
事務費	13,300		
水道光熱費	49,142		
地代家賃	120,000		
福利厚生費	34,459		
会議費	7,975		
課金	8,200		
研究費	15,820		
肥料費	4,690		
諸雑費	11,325		
減価償却費	121,742		
合計	6,032,078		6,032,078

図2 損益計算書

昭和36年11月1日～昭和37年10月31日
多島観光株式会社第5回営業報告書より作成

損失の部		利益の部	
科目	金額	科目	金額
仕入勘定	998,020	売上勘定	175,630
肥料費	1,608	期末商品	845,930
容器	8,771	受入利息	97,437
賃金	101,772	雑益	507,210
消耗品費	11,795	当期欠損	276,130
備品費	20,677		
研究費	7,980		
給料	131,250		
広告費	24,000		
通信費	11,826		
旅費	54,518		
交際費	55,052		
修繕費	2,732		
事務用品費	26,823		
雑費	15,096		
光熱費	1,752		
地代家賃	47,000		
会費寄付費	357,000		
雑損	16,438		
会議費	17,980		
減価償却費	30,247		
合計	1,902,337		1,902,337

図1 損益計算書

昭和33年4月7日～昭和33年10月31日
多島観光株式会社第1回営業報告書より作成

設立後三年間赤字を続けている。この原因を小野博市長（取締役）は「当初の事業計画が順調に実施に移されていないことであり、ほとんど見るべき収入事業が行われておらず、わずかに熱帯植物の蓄積と、販売に重点がおかれ、その他の事業は青写真のままで眠っているといった状況であるから¹³⁾」としている。また問題点として、住民の利害から重点化する島が定まらないこと、島嶼部は耕地面積が少なく住民の土地に対する執着が強いため、用地買収が困難であること、島のほとんどが魚付き保安林となってお

り、伐採の手続きの煩雑さや漁業者への補償を考えねばならないこと、さらに国立公園の規制から地形変更が難しいことをあげている¹⁴⁾。

関藤社長は当時の状況を、生産された植物が京阪神、北九州方面に出荷され好評を得ているとしながらも、「何分定期航路で二時間という遠隔の地である為に、観光的には適地とはいえず、現在は営利を目的とした熱帯

植物生産に重点をおいております。」⁽¹⁵⁾と記している。

小野博が「多島観光といってもていの良い植木屋程度」⁽¹⁶⁾と称するように、多島海観光株式会社の事業は真鍋島の熱帯植物園の経営と熱帯植物の販売が主で、他の事業はほぼ行われていない。設立から四年半経過した昭和三十七年（一九六二）には期首商品として四百四十万九千六百三十円が計上されている状況にあった。

（3）古城山整備計画とその後

関藤社長が昭和三十六年（一九六一）段階で「将来は鑑賞温室を距離的に近い他の地へ移し生産と切離して本格的な植物園化へともっていききたい」⁽¹⁷⁾と記した移転計画は、昭和三十七年（一九六二）の『第五回営業報告書』の事業概要に載る。

【史料9】※原文は横書き

1、一般概要

前期より懸案の古城山整備計画は本期においてその立案を終わり、来期中に一応の完成を見込んで居ります。

即ち、山頂に予算1,000万円、1,500万円規模を持って鉄筋コンクリート2階建てのレストハウスを新設し、屋上展望台、2階軽食堂、1階売店の予定のもとに現在計画を依頼中であります。

又、真鍋島において栽培中の熱帯植物も本年は異常干害によりその栽培に非常に支障を来し、現地における求人難等を考慮して、前記のレストハウス計画と合わせて古城山に1棟温室を新設し、栽培植物中販売を主とするものをこれに移転すべく現在工事進捗中であります。

これら計画の完成する来期は、植物販売収入及貸植物収入の増加も予想され、又本来の主事業たる観光面でも古城山を基地として更に島地部への飛躍も期待されるものであります。

株主各位におかれましては、尚一段の御後援を御願ひ申上げる次第であります。

事業概要にあるように、干害により昭和三十八年（一九六三）に真鍋島の熱帯植物園は閉鎖、笠岡市内の古城山に移った。しかしこの温室経営も運営困難となり、昭和四十三年（一九六八）に閉鎖。その後三洋汽船の切符販売業務請負を実施したが、採算がとれなくなり、平成四年（一九九二）にはその業務も取りやめ以後休眠状態となった。この間にも多島観光としての事業を模索していくが、平成十年（一九九八）に臨時株主総会を開き、解散を決議した。⁽¹⁸⁾

おわりに

今回、戦後の岡山県内で実施された観光事業の一例として、多島海観光株式会社を取り上げた。これは現在の第三セクター方式で設立され、行政がその設立に深く関わった事例である。官民上げての観光開発は計画された事業のほとんどが実現せず、笠岡地区を瀬戸内海観光の一大センターとする夢は幻に終わった。しかし真鍋島の観光資源を発掘し、産業と観光を結びつけようとしたことは、当時の観光開発に求められていた取り組みであったと言える。

今後は今回の報告では明らかにできなかった他の事業の動向や「岡山県観光事業五ヶ年計画」との関連を明らかにしたい。

〈注〉

（1）（2）『岡山県政史 昭和戦後編』（岡山県 一九六九年 三九四、三九八頁）

（3）『おかやま 9 1961』（岡山県 一九六二年 一二頁）

（4）（5）注（1）に同じ

（6）資料については、笠岡市教育委員会生涯学習課の安東康宏氏から提供をいただいた。

（7）『笠岡市政だより 第52号』（笠岡市 一九五七年 十一月十日）資料につい

ては、笠岡市立図書館の小室恵子氏から提供をいただいた。

(8) 別紙(1)には熱帯植物園温室の断面図と平面図が記されている。

(9) 別紙(2)には真鍋島本浦港の簡易な図面が記されている。図面には展示即売用の温室、小動物舎、花壇の位置が示され、港を囲むように熱帯樹並木が描かれている。

(10) 『岡山県農業センター 農業試験場臨時報告 第八五号 農業試験場100年誌』(岡山県農業総合センター農業試験場 二〇〇一年 一一九頁、一二五頁)

(11) 『笠岡市政だより 第八八号』(笠岡市 一九六一年 五月十日)

(12) (13) (14)、小野博「多島観光株式会社について」(『都市問題第五二巻』一九六一年一〇月)

(15) 関藤友八「多島観光の青写真」(『高梁川第二号』、一九六一年、八月)

(16) 注(12)に同じ

(17) 注(15)に同じ

(18) 平成十年の笠岡市議会十二月定例会第七回(十二月八日)にて仁科産業部長の酒井議員からの質問に対する答弁による。

(まえだ よしのり 岡山県立記録資料館)

編集後記

岡山県立記録資料館紀要第一〇号が完成しましたのでお届けします。記念すべき一〇号は過去最多八名の原稿を収録することができました。内容もバラエティーに富み、それぞれの原稿成立の過程も様々です。

巻頭随想は当館館長定兼学が現在の記録資料をとりまく現状について、公の機関としての役目とあり様について「思い」を述べています。そもそも資料を保存活用することには地域にとってどんな意味があるのか、公の館としてどのような位置づけがふさわしいのか、長年記録資料の保存・利用に携わり続けた立場からの提言と受けとめました。

田中修實氏と当館職員前田能成は記録資料館企画展をもとに叙述しています。企画展では毎年テーマを設けて館内外の資料を調査収集し、地域の知られざる側面を発掘しています。田中氏からは二十五年度企画展「岡山の南北水運」の記念講演記録をよせていただきました。企画展自体は近世以降の展示でしたが、講演ではその前史にあたる中世の資料を紹介していただきました。紀要九号の企画展展示叙述と合わせてご覧下さい。前田の調査報告は二十六年度「瀬戸内海国立公園制定八〇周年記念きらめく海の記録資料」の調査の中で見出したもののうち、昭和三十年笠岡地域の観光開発関係資料を紹介しています。

記録資料館利用者からも二名原稿をよせていただきました。島村豊氏は御先祖のことを足繁く調査し、平成二十六年十一月十六日に当館の調査報告会で報告されました。氏は宇喜多氏側の資料のみで語られていた島村氏の見直しをしておられ、今回掲載の論文では島村蟹の伝承について考察されました。

原田益直氏は当館資料整理ボランティアのかたわらで瀧善三郎の石碑を長年調べています。今回の調査報告は紀要六号に発表された同氏論文「瀧善三郎の辞世について」以後、花房家資料から新たに発見されたことを加えて考察されました。研究というのは、探求心はもちろんのこと新しいこ

とに直面する「若さ」も求められます。ともに第二の人生を歩まれているお二人ですが、生き生きとした探求心と、熟練の粘り強さが感じられます。

研究ノートは三本です。当館元職曾田章楷氏は岡山県の国際化についてご自身のキャリアの中で培われた知見から整理し、展望を述べています。当館職員北村章は所在が分散している旧児島郡大崎村三宅家資料を悉皆調査し、諸資料の分野別構成を明らかにし、その半数近くを占める文化期の児島内海争論について資料検討をしています。これまで議論されている内海争論研究をさらに深化させる準備を整えました。当紀要の編集にあたった近藤は二十六年度「記録と資料セミナー」第二回で講演した小山敬容の日記に関する研究ノートを書きました。幕末維新期の岡山藩陪臣の一視点から、当時の社会がどのように見えていたのか、どのようなネットワークの中に生きていたのか、人物に迫ることの面白さと難しさを楽しむ機会となりました。

今年は開館十周年を迎えます。これからもよりよい館になるよう胸襟を開いて議論しあえればと思います。どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

(近藤)

岡山県立記録資料館 紀 要 第10号

発 行 日 平成27（2015）年 3 月31日

編 集 岡山県立記録資料館
発 行 〒700-0807 岡山県岡山市北区南方 2 -13- 1
☎(086)222-7838／FAX(086)222-7842

印 刷 株式会社 三門印刷所
〒703-8233 岡山県岡山市中区高屋4116 - 7
☎(086)273-0550／FAX(086)270-8202

ISSN 1880-8506 Printed in Japan

